

県への提言

(重点項目)

\* \* \*

## 〔重点〕

## 1. 保育料の完全無償化について

## 【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけること。

## 【現状・問題点】

保育料については、令和元年10月から、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の子どもが無償化されているが、課税世帯等の3歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、保育料の負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することとなる。

○長崎県内全市(13市)が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

| 市 名  | 所要額<br>(単位:百万円) | 市 名  | 所要額<br>(単位:百万円) |
|------|-----------------|------|-----------------|
| 長崎市  | 1,240           | 対馬市  | 37              |
| 佐世保市 | 784             | 壱岐市  | 86              |
| 島原市  | 169             | 五島市  | 122             |
| 諫早市  | 344             | 西海市  | 43              |
| 大村市  | 538             | 雲仙市  | 153             |
| 平戸市  | 60              | 南島原市 | 141             |
| 松浦市  | 65              | 合 計  | 3,782           |

全市合計  
約 37.8 億円

長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【R6.4.1 現在】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降無料</li> <li>・ 市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子半額、第3子以降無料</li> <li>・ <del>ひとり親世帯の市民税所得割課税額77,101円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子以降無料</del></li> </ul> |
| 佐世保市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料を国基準から平均25パーセント減額</li> <li>・ 副食費の第2子目以降の無償化を実施【令和2年4月1日～】</li> <li>・ 認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第2子以降の1歳児および2歳児に対する保育料無償化を実施【令和6年4月1日～】</li> </ul>                                                                          |
| 島原市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第2子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年10月～】</li> <li>・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】</li> </ul>                                                                                                                          |
| 諫早市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月～】</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 大村市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度～（平成9年当時は保育料軽減事業として実施）】</li> <li>・ 認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月～】</li> <li>・ 新たに保育料引き下げ【令和6年4月～】</li> </ul>                                                                    |
| 平戸市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月～】</li> <li>・ 幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における3歳未満児保育料の無料化を実施【令和5年4月～】</li> </ul>                                                                                                             |
| 松浦市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2・3号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月～】</li> <li>・ 市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月～】</li> </ul>                                                                               |
| 対馬市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額（市民税非課税世帯は無料）、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月～】</li> <li>・ 保育料を国基準から平均30パーセント減額</li> <li>・ 副食費の無償化を実施</li> </ul>                                                          |
| 壱岐市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設（認可外含む）における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月～】</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 五島市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月～】</li> <li>・ 多子計算（第1子、第2子等）の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月～】</li> <li>・ 多子計算の範囲（年齢制限）を撤廃【平成29年4月～】</li> <li>・ 副食費の全額補助【令和元年10月～】</li> </ul>             |
| 西海市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料（市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料）</li> <li>・ 同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料（市独自の基準。国の基準は所得制限あり）</li> </ul>                                                         |
| 雲仙市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月～】</li> <li>・ 副食費の無償化を実施【令和元年10月～】</li> </ul>                                                                                                                                                       |
| 南島原市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国基準額より負担を軽減した保育料を設定</li> <li>・ 2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】</li> <li>・ 副食費負担金の無償化を実施【令和元年10月～】</li> </ul>                                                                            |

(選定理由)

- ・子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ることは、少子化対策として有効な施策と考えられるため、保育料の無償化を国において全国一律の制度として実施するよう、国への働きかけを要望するもの。(長崎市)

## 〔重点〕

### 2. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

#### 【提案・要望】

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

中学校の教頭は、学校の要として、事務処理や対外的な対応、人的管理、教育課程の管理等を担っている。また、不登校児童生徒や問題行動関連の生徒指導、保護者への対応に時間を要し、勤務時間が増加するなど働き方改革に逆行している状況である。

さらに、高等学校の教頭と異なり、授業準備や成績処理などの教科指導を行わなければならない、教頭の業務負担軽減が喫緊の課題となっている。

については、中学校教頭を教科別現員数の定数外として配置すること。

#### 【現状・問題点】

教頭は、日頃、学校の要として校内の連絡調整や教員への指導助言等の人的管理、校舎の開錠や施錠を含め学校施設の管理を行っている。

また、「開かれた学校づくり」のもと、地域やPTA、外部機関の対応など対外的な役割も担っている。

そのような中、年々増加傾向にある不登校児童生徒や家庭でのトラブルを含む問題行動関連の生徒指導、特に保護者への対応等に時間を要しており、その結果、勤務時間外に事務処理や授業準備、成績処理等を行っている現状がある。

このように教頭の業務が、多忙化・多様化していることから、中学校教頭の教科別現員数の定数外配置が必要である。

#### (選定理由)

- ・中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置については、令和5年5月末開催の県市町教育委員会合同研修会（教育長部会）において大きく取り上げられた。特に通常の授業に加え、生徒指導や保護者対応など教頭の業務負担が増加していることから重点項目として選定する。（大村市）

## 〔重点〕

## 3. 学校給食費の無償化について

## 【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう国に働きかけること。

## 【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

○長崎県内全市(13市)における学校給食費無償化の所要額見込み

(単位：百万円)

| 市名   | 小学校   | 中学校   |
|------|-------|-------|
| 長崎市  | 897   | 509   |
| 佐世保市 | 621   | 382   |
| 島原市  | 123   | 71    |
| 諫早市  | 377   | 230   |
| 大村市  | 345   | 200   |
| 平戸市  | 71    | 45    |
| 松浦市  | 57    | 37    |
| 対馬市  | 67    | 46    |
| 壱岐市  | 70    | 45    |
| 五島市  | 76    | 51    |
| 西海市  | 58    | 40    |
| 雲仙市  | 103   | 61    |
| 南島原市 | 94    | 57    |
| 全市合計 | 2,959 | 1,774 |

小中学校合計 約 47.3 億円

長崎県内各市の学校給食費負担軽減の取組み

【R6.4.1 現在】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4年度（9月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国庫支出金</li> <li>・ R5年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国庫支出金</li> <li>・ R6年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国庫支出金</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 佐世保市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 島原市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6.4.1～R7.2.28 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 諫早市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6.4～市立小・中学校に通う児童・生徒（要保護生世帯を除く）の学校給食費を無償化 ※財源：固定資産税の課税免除見直しの効果等による収収の伸び及び歳出の見直し</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 大村市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないよう一般財源で補う</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 平戸市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R5年度から給食費（月額小4,800円、中5,600円）を増額し、激変緩和措置を講じている<br/>R5年度：第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置（月額小4,300円、中5,000円）<br/>R6年度：第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置<br/>R7年度：第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置<br/>R8年度：第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除<br/>※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。（R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり）<br/>※財源：ふるさと納税を原資とした基金</li> </ul> |
| 松浦市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価高騰による給食費の値上げ相当分を支援し、献立にかかる栄養バランスや質の確保及び保護者の負担軽減を図る。<br/>※財源：子育て支援基金繰入金</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 対馬市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学生（1食当たり50円×1.08）中学生（1食当たり60円×1.08）の市単独基本物資補助金あり</li> <li>・ 地場産使用時の食材費補助として市単独補助金（年額1,300万円）あり</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 壱岐市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施<br/>小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円<br/>中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 五島市  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 西海市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H29年度から第3子以降の児童・生徒への学校給食費補助事業を実施<br/>※財源：一般財源と基金繰入金</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 雲仙市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への無料化を実施<br/>※財源：一部ふるさと応援基金</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 南島原市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食費保護者負担軽減補助金（学校給食を喫食する第3子以降の無償化）<br/>※財源：一般財源</li> <li>・ 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金（児童生徒の給食費の値上がり分の半額を補助）<br/>※財源：一般財源</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

(選定理由)

学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えます。

しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異があります。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところも出現しており、負担のあり方そのものにも差異が生じる事態となっている。

本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について、首長や教育長による協議会などあらゆる機会を通じて引き続き国や県に要望していきたいと考えているため、重点項目とするもの。(長崎市)

\* \* \*

# 県への提言

\* \* \*

## 第 1 号議案

### 都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 都市財政の充実強化について〔更新〕（佐世保市ほか全市）

##### （1）地方税財源の充実強化について

- ① 都市自治体が行う~~地域の实情に沿ったきめ細やかな~~住民サービスに直結した行政サービスを~~を持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合うの~~財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性の~~少ない~~が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- ② ~~地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。~~

法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることをないよう必要な税財源措置を講じること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成 27 年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

- ③ ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

（資料 1-1 参照）

- ④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制

度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。~~生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については令和4年度末の期限到来をもって終了されることとなった一方で、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が新たに創設されるが、そもそもこうした政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではないことから、現下の経済情勢を踏まえた対応であることに鑑み、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。~~(佐世保市)

(説明)

提言する (佐世保市ほか全市)

- ・①財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、継続的に一般財源を充実確保する必要があることから、安定的な地方税体系を構築するよう継続提言とするもの。
- ・②法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっている。また、今後の地方税制の改正に際しても、減収分については、代替財源を確保するなど、地方の財政運営に支障が生じることのない財政措置を講じてもらう必要があることから継続提言とするもの。
- ・③ゴルフ場利用税は、関係市町村にとって貴重な財源になっているとともに、令和7年度以降の税制改正要望において、文部科学省が再び廃止や見直しの要望を行う可能性も否定できない状況(ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟通知)であることから継続提言とするもの。
- ・④固定資産税において、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置がなされているが、こうした政策的措置を市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではないと考えることから継続提言とするもの。(佐世保市)

## (2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和~~5~~6年度の地方財政計画について、~~地域のデジタル化及び脱炭素化の推進定額減税による減収、こども・子育て政策の強化、給与改定等、自治体の施設の光熱費高騰への対応が確保されている。~~

~~深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策の5類移行後の対応はもとより、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人への投資、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービス田~~

園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題解消を十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

② 地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特異性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。(佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市ほか全市)

・①地方においてはこれまでも高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費や投資的経費などの増嵩分に対し、歳出削減努力により吸収するなどして、地域の事情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。地方の歳出水準に関し、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとした「実質同水準ルール」が令和6年度に期限を迎えることや、「骨太の方針2023」において、コロナ禍で膨らんだ歳出構造を平時に戻していくと明記されていることから、今後についても継続的に住民サービスの提供を行っていくためにも、本来的な課題解消を担えるよう総額を確保・充実するため継続提言とするもの。

・②臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額を確保し、引き続き発行額の縮減・抑制のために継続提言とするもの。

【令和6年度地方財政対策】

地方交付税 18.7兆円(対前年比 +0.3兆円)

臨時財政対策債 0.5兆円(対前年比 ▲0.5兆円)

・③本県は多くの離島や半島を抱えていることから、今後特に急激な人口減少が予想される。交付税措置についてはこのような現状を考慮してもらうよう継続提言とするもの。

(佐世保市)

### (3) 国庫補助負担金の見直し等について

① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備

を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。(佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市ほか全市)

- ・財政需要が急増し、多様化している中、国庫補助については、地域の実情を踏まえて自由度を高め、要件の緩和や手続きの簡素化を図る必要がある。よって、「国と地方の協議の場」を活用し、十分に地方の意見を反映することや、明確に国庫補助負担金による措置を行ってもらうため継続提言とするもの。(佐世保市)

#### (4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等を見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。(佐世保市)

(説明)

提言する(佐世保市ほか全市)

- ・本県は多くの離島や半島を抱えていることから、今後特に急激な人口減少が予想される。財政健全化を目的として県補助金の削減された場合、これまで以上の財政需要の急増に対応するためには、その負担が、各市町へ転嫁されることとなる。このようなことにならないためにも、補助金の削減を行わないよう継続提言とするもの。(佐世保市)

## 2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続2回〕

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応じていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、~~浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を創設するよう国に働きかけるとともに、~~県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。(佐世保市)

(資料1-2 参照)

(説明)

賛同する（長崎市ほか全市）

・環境省において浄化槽の維持管理費に対する補助制度が追加されることから、「維持管理費に対する財政措置の制度創設」の箇所を削除するもの。（佐世保市）

### 3. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続6回〕

#### （1）公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保するよう、国に働きかけること。

#### （2）下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

（資料1-3 参照）

#### （3）下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成29年12月22日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成5年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

#### 4. 廃棄物処理対策の強化について〔継続1回〕

##### (1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

##### (2) 循環型社会の構築について〔新規〕(長崎市ほか全市)

##### ① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

ついては、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償

となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設するよう国に働きかけること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じるよう国に働きかけること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

については、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品化製品の利用を促進するよう国に働きかけること。

(説明)

提言する（長崎市ほか全市）

- ・ ①携帯電話及びパソコン等の小型家電については有償引渡しとなっているものの、それよりも大きいオーディオやプリンター、調理家電等は廃プラスチックの処理費用が希少金属等の売却額を上回ることや運搬費用が高むことにより、逆有償での引渡しとなっており、市の財政負担が大きくなっている。  
長崎県は離島地域が多く地理的制限が大きいため、運搬費用等が高み、全市において逆有償引渡しが行われており、全国の他地域との格差が生じているため、格差是正のための制度の創設を働きかけるよう要望するもの。
- ・ ②特別交付税の算定基礎となっているが、新たにプラスチック資源のリサイクルを開始するために増となる費用の全額を補償するものではないため、国が更なる財政措置を講じるよう国への働きかけを要望するもの。
- ・ ③再商品化に向けた処理費用は再商品化後の製品の需要によって増減するが、現在は供給過多の状況にあり高額となっている。そこで、再商品化製品を原料として新たに製品を製造する者に対して、原料の使用率の目標値を設定することで、再商品化製品の利用を促進し、処理費用の低減につなげるといった、循環経済が成り立つ制度の構築を国が行うよう働きかけを要望するもの。（長崎市）

## 5. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続6回〕

### （1）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とするよう、国に働きかけること

（資料 1-4 参照）

### （2）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

## 6. 治水事業に対する財政措置等について〔継続1回〕

### （1）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

### （2）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、令和7年度までの時限措置として進めている。  
~~を創設した。~~

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、~~河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの~~治水事業全般に係る自治体への継続的な財政措置の~~拡充~~について国へ働きかけるよう要請する。（諫早市）

（資料 1-5 参照）

(説明)

賛同する（長崎市ほか全市）

- ・令和3年に創設された「緊急自然災害防止対策事業」について追加するとともに、令和7年度までの期限付き事業であり、令和8年度以降は一般財源のみで継続して行かなければならず、対応が非常に困難となることを踏まえ、継続的な財政措置を要望するよう文言の修正を行うもの。（諫早市）

## 7. 地方バス路線維持対策について〔継続3回〕

### （1）補助要件の緩和について

平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

### （2）生活交通路線の維持・確保について

生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線について地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

### （3）交通不便地区におけるコミュニティバス等の運行に対する**県の補助制度の創設支援措置**について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスやコミュニティバス等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援の創設を行うこと措置の拡充を図るとともに、国にも働きかけること。（雲仙市）

(説明)

賛同する（長崎市ほか全市）

- ・今回、国に対してコミュニティバス等の維持・確保に係る既存の補助制度の見直しや新たな制度の創設を要望するにあたり、国への働きかけを求めること含め、表現を修正するもの。（雲仙市）

### （4）バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(5) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置の新設を国に要望すること。

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、運転士の給与・労働条件の処遇改善や確保、育成につながる新たな支援制度を構築すること。

(資料 1-6 参照)

8. 自然災害等対策事業に対する財源確保について [継続 1 回]

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。併せてまた、市事業の進捗に影響のないよう、要望どおりの事業費を確保すること。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村施工分についても対象事業として拡充されているが、令和 7 年度までの期限付きであることからため、継続した安定的な財源確保のための観点から、継続的な新たな制度確立を国へ働きかけること。(対馬市)

(資料 1-7 参照)

(説明)

賛同する（佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

・緊急自然災害防止対策事業債の期限を明記するなど、表現の修正を行うもの。(対馬市)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居

住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

## 9. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔継続1回〕

### （1）補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うよう国に働きかけること。

### （2）旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図るよう国に働きかけること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

### （3）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を国に働きかけること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度の創設を国に働きかけること。

### （4）離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットfoilの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進さ

れるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるもののその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

#### **（５）有事における離島航路の維持について**

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

**（資料 1-8 参照）**

### **10. 離島航空路線の維持について**〔継続 5 回〕

交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成 30 年 10 月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急に実施すること。

併せて、滑走路端安全区域（RESA）の性能を満足させるための対策を早急に実施すること。

また、本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

**（資料 1-9 参照）**

### **11. 半島航路の維持・確保について**〔継続 1 回〕

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

#### **（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施**

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

#### **（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施**

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施する

こと。

**(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実**

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

**(4) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施**

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-10 参照)

**12. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について**〔継続 6 回〕

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金の交付を確実に行って頂きたい。

なお、県から令和 3 年 10 月に単年度総事業費が 1 億円以上で起債を伴う事業において、国庫補助残のうち交付税措置相当額を除いた額（いわゆる真水部分）に対し県費補助を行う通知が出されたが、これは県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増加することになることから、従来の支給方法による交付を継続すること。

その場合においても、単年度事業費で 2 億円を超える部分を県費補助の対象外としている取扱いを改めること。

また、文化財の本質的価値を踏まえて活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、国の助成措置を受けた文化財の公開活用事業を支援することができるよう、長崎県の「指定文化財補助金」の制度を見直すこと。

さらに、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成 30 年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減のため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。

特に、平成 27 年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成 30 年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に関しては、優先的に財源を確保するなどの財政支援措置を講じること。

### 13. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続 4 回〕

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同額とすること。

### 14. 空き家対策への支援について〔継続 3 回〕

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第~~十五~~**二十九**条に「国及び都道府県は、市町村が行う**空家等対策計画に基づく**空家等に関する対策の**適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする**」と規定されていることから県補助制度を創設すること。**(佐世保市)**

**(説明)**

**賛同する（長崎市ほか全市）**

**・「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に伴い修正するもの。（佐世保市）**

### 15. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔継続 1 回〕

平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓とし、昭和 56 年の新耐震基準導入前

に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

## 16. ふるさと納税に係る返礼品について〔継続3回〕

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外するよう国に働きかけること。

## 17. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について〔継続6回〕

避難所開設においては、ウイルス等の感染症発生により、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

## 18. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続6回〕

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内各市においては、犯罪被害者等支援条例の制定や犯罪被害者等に対する見舞金制度の取組みが進められているが、**家賃助成金の給付、転居費用助成の給付制度を設けている市もあり**、その取組みには自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。（長崎市）

（説明）

・自治体間で差異が生じている取組みの具体例を追加するもの。（長崎市）

## 19. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続4回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が9301,000以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。(長崎市)

### (説明)

賛同する(佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

・時点修正を行うもの。(長崎市)

- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

## 県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

| 団体名      | 令和3年度   | 令和4年度   |
|----------|---------|---------|
| 長 崎 市    | 49,308  | 52,377  |
| 佐 世 保 市  | 40,790  | 42,054  |
| 島 原 市    | 0       | 0       |
| 諫 早 市    | 43,204  | 39,486  |
| 大 村 市    | 21,177  | 21,186  |
| 平 戸 市    | 0       | 0       |
| 松 浦 市    | 0       | 0       |
| 対 馬 市    | 0       | 0       |
| 壱 岐 市    | 2,292   | 2,236   |
| 五 島 市    | 4,677   | 4,905   |
| 西 海 市    | 28,347  | 29,622  |
| 雲 仙 市    | 10,089  | 11,154  |
| 南 島 原 市  | 7,456   | 7,315   |
| 県内13市の合計 | 207,340 | 210,335 |

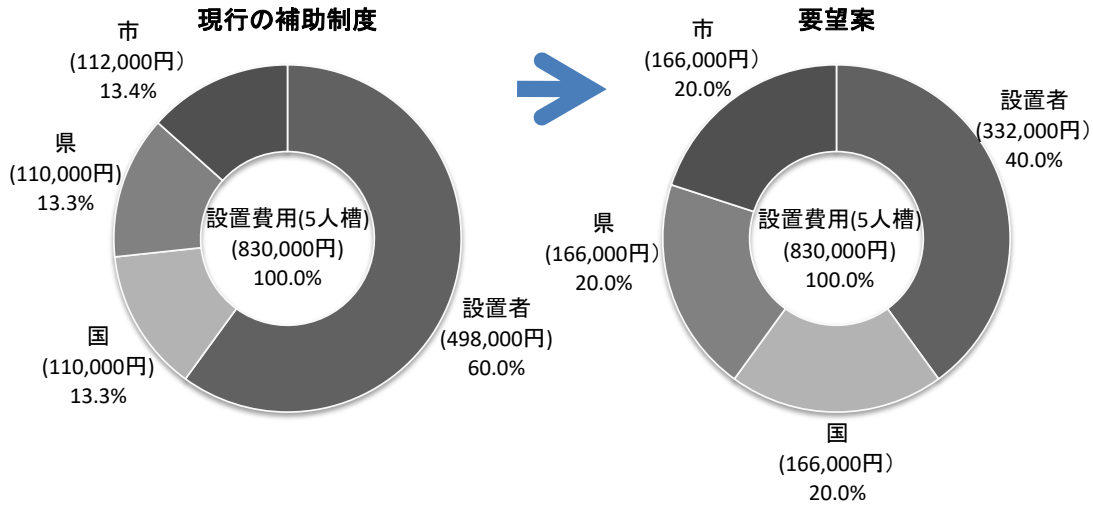
## 令和4年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

| 市名   | 浄化槽基数(R5.3.31現在) |        |       |            |       |       |        |        |        | 令和4年度実績    |                      |
|------|------------------|--------|-------|------------|-------|-------|--------|--------|--------|------------|----------------------|
|      | 住宅用途(基数)         |        |       | 住宅用途以外(基数) |       |       | 合計     |        |        | 国庫補助<br>基数 | 国庫補助<br>対象経費<br>(千円) |
|      |                  | 合併     | みなし   |            | 合併    | みなし   |        | 合併     | みなし    |            |                      |
| 長崎市  | 2,768            | 2,444  | 324   | 456        | 311   | 145   | 3,224  | 2,755  | 469    | 20         | 7,820                |
| 佐世保市 | 13,339           | 10,086 | 3,253 | 1,984      | 1,048 | 936   | 15,323 | 11,134 | 4,189  | 208        | 91,298               |
| 島原市  | 6,632            | 5,843  | 789   | 1,162      | 938   | 224   | 7,794  | 6,781  | 1,013  | 286        | 174,672              |
| 諫早市  | 7,623            | 7,153  | 470   | 1,036      | 704   | 332   | 8,659  | 7,857  | 802    | 116        | 46,617               |
| 大村市  | 1,229            | 1,196  | 33    | 258        | 208   | 50    | 1,487  | 1,404  | 83     | 10         | 4,188                |
| 平戸市  | 3,675            | 3,034  | 641   | 661        | 408   | 253   | 4,336  | 3,442  | 894    | 82         | 42,541               |
| 松浦市  | 1,559            | 1,410  | 149   | 352        | 219   | 133   | 1,911  | 1,629  | 282    | 37         | 3,817                |
| 対馬市  | 1,998            | 1,806  | 192   | 319        | 102   | 217   | 2,317  | 1,908  | 409    | 32         | 18,975               |
| 壱岐市  | 2,548            | 2,416  | 132   | 350        | 271   | 79    | 2,898  | 2,687  | 211    | 70         | 34,172               |
| 五島市  | 8,803            | 7,269  | 1,534 | 988        | 470   | 518   | 9,791  | 7,739  | 2,052  | 271        | 163,042              |
| 西海市  | 2,451            | 2,370  | 81    | 701        | 569   | 132   | 3,152  | 2,939  | 213    | 33         | 12,295               |
| 雲仙市  | 3,423            | 3,152  | 271   | 535        | 384   | 151   | 3,958  | 3,536  | 422    | 98         | 48,413               |
| 南島原市 | 5,514            | 4,801  | 713   | 60         | 43    | 17    | 5,574  | 4,844  | 730    | 135        | 68,351               |
| 合計   | 61,562           | 52,980 | 8,582 | 8,862      | 5,675 | 3,187 | 70,424 | 58,655 | 11,769 | 1,398      | 716,201              |

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

| 区分     | 設置費用        | 設置者       | 国         | 県         | 市         | 国+県+市     |
|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 負担割合   | 100.0%      | 60.0%     | 13.3%     | 13.3%     | 13.4%     | 40.0%     |
| 5人槽    | 830,000 円   | 498,000 円 | 110,000 円 | 110,000 円 | 112,000 円 | 332,000 円 |
| 6～7人槽  | 1,035,000 円 | 621,000 円 | 138,000 円 | 138,000 円 | 138,000 円 | 414,000 円 |
| 8～10人槽 | 1,370,000 円 | 822,000 円 | 182,000 円 | 182,000 円 | 184,000 円 | 548,000 円 |



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額(40% → 60%)

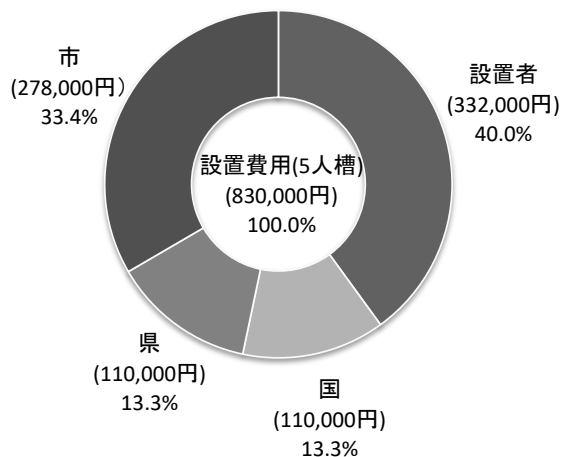
補助率(補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

【参考】佐世保市の補助制度（申請者居住住宅 改築の場合）

| 区分     | 設置費用        | 設置者       | 国         | 県         | 市         | 国+県+市     |
|--------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 負担割合   | 100.0%      | 40.0%     | 13.3%     | 13.3%     | 33.4%     | 60.0%     |
| 5人槽    | 830,000 円   | 332,000 円 | 110,000 円 | 110,000 円 | 278,000 円 | 498,000 円 |
| 6～7人槽  | 1,035,000 円 | 414,000 円 | 138,000 円 | 138,000 円 | 345,000 円 | 621,000 円 |
| 8～10人槽 | 1,370,000 円 | 548,000 円 | 182,000 円 | 182,000 円 | 458,000 円 | 822,000 円 |

佐世保市の補助制度（改築の場合）



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

| 通常<br>人槽区分 | 申請者居住住宅 |     | 申請者居住住宅以外 |     |
|------------|---------|-----|-----------|-----|
|            | 改築      | 新築  | 改築        | 新築  |
| 5人槽        | 498     | 374 | 249       | 187 |
| 6～7人槽      | 621     | 466 | 311       | 233 |
| 8～50人槽     | 822     | 617 | 411       | 309 |

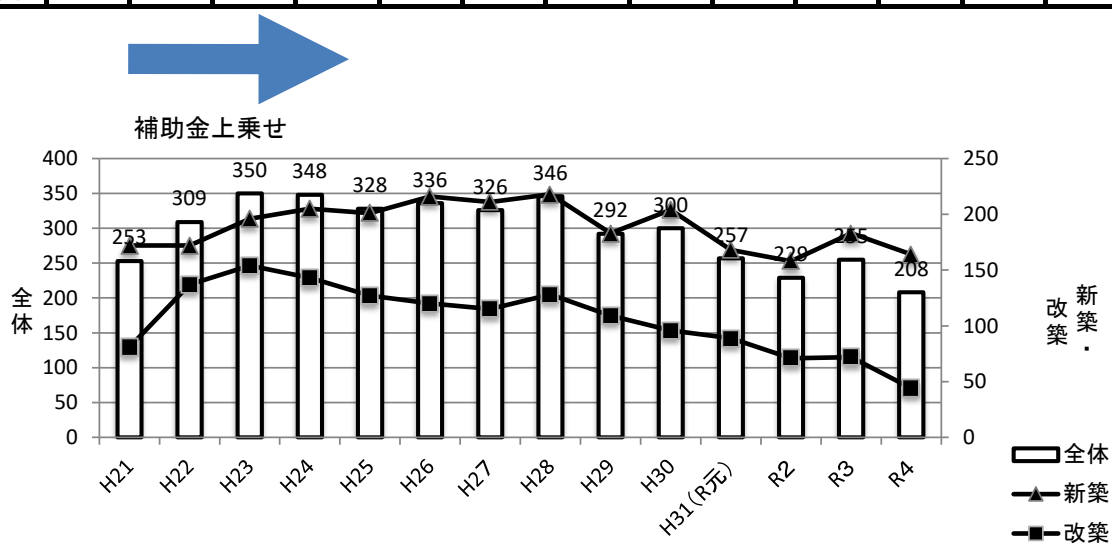
(単位:千円)

| 高度<br>人槽区分 | 申請者居住住宅 |     | 申請者居住住宅以外 |     |
|------------|---------|-----|-----------|-----|
|            | 改築      | 新築  | 改築        | 新築  |
| 5人槽        | 526     | 402 | 263       | 201 |
| 6～7人槽      | 669     | 514 | 335       | 257 |
| 8～50人槽     | 859     | 654 | 430       | 327 |

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

| 結果   | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度(R元) | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|------|------|------|
| 補助基数 | 253   | 309   | 350   | 348   | 328   | 336   | 326   | 346   | 292   | 300   | 257       | 229  | 255  | 208  |
| うち改築 | 81    | 137   | 154   | 143   | 201   | 120   | 115   | 128   | 109   | 96    | 89        | 71   | 72   | 44   |
| うち新築 | 172   | 172   | 196   | 205   | 127   | 216   | 211   | 218   | 183   | 204   | 168       | 158  | 183  | 164  |



# 資料1-3

公共下水道事業概要(R5.3.31現在)

| 項目                            | 長崎市         | 佐世保市        | 島原市    | 諫早市         | 大村市        | 平戸市    | 松浦市       | 対馬市    | 壱岐市       | 五島市    | 西海市       | 雲仙市        | 南島原市       |
|-------------------------------|-------------|-------------|--------|-------------|------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|------------|------------|
| (1) 行政区域内人口(人)(A)             | 398,747     | 237,686     | 42,765 | 134,380     | 98,120     | 28,910 | 21,182    | 27,854 | 24,578    | 34,542 | 25,620    | 41,447     | 42,178     |
| (2) 下水道処理区域内人口(人)(D)          | 376,668     | 144,093     | 計画廃止   | 90,774      | 88,603     | 未着手    | 5,194     | 未着手    | 3,390     | 計画廃止   | 3,323     | 13,713     | 5,536      |
| (3) 水洗便所設置済人口(人)(E)           | 366,521     | 133,604     |        | 77,811      | 87,023     |        | 3,915     |        | 1,949     |        | 2,341     | 9,159      | 3,549      |
| (4) 全体計画面積(ha)(H)             | 6,914       | 4,211       |        | 3,437       | 2,933      |        | 424       |        | 188       |        | 136       | 611        | 225        |
| (5) 普及率                       |             |             |        |             |            |        |           |        |           |        |           |            |            |
| ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$ | 94.5        | 60.6        |        | 67.6        | 90.3       |        | 24.5      |        | 13.8      |        | 13.0      | 33.1       | 13.1       |
| イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$    | 97.3        | 92.7        |        | 85.7        | 98.2       |        | 75.4      |        | 57.5      |        | 70.4      | 66.8       | 64.1       |
| (6) 総事業費(千円)(J)               | 345,916,112 | 139,007,064 |        | 104,512,783 | 81,450,358 |        | 8,769,278 |        | 6,676,716 |        | 8,716,942 | 22,122,044 | 13,764,945 |
| 同上財源                          |             |             |        |             |            |        |           |        |           |        |           |            |            |
| ア 国庫補助金(千円)                   | 113,614,067 | 52,758,536  |        | 34,302,212  | 29,709,695 |        | 3,642,508 |        | 2,946,650 |        | 3,926,739 | 9,506,939  | 5,889,991  |
| イ 企業債(千円)                     | 183,927,953 | 72,055,340  |        | 52,446,366  | 41,585,859 |        | 4,168,500 |        | 3,053,000 |        | 3,997,483 | 9,968,500  | 5,655,400  |
| ウ 受益者負担金(千円)                  | 4,284,772   | 3,938,019   |        | 5,058,942   | 2,720,979  |        | 123,962   |        | 90,673    |        | 77,837    | 153,993    | 172,943    |
| エ その他(千円)                     | 44,089,320  | 10,255,169  |        | 12,705,263  | 7,433,825  |        | 834,308   |        | 586,393   |        | 714,883   | 2,492,612  | 2,046,611  |
| 同上のうち使途内訳                     |             |             |        |             |            |        |           |        |           |        |           |            |            |
| ア 管きよ費(千円)                    | 202,945,368 | 91,066,017  |        | 73,201,621  | 56,053,450 |        | 6,965,612 |        | 4,206,514 |        | 6,327,069 | 13,963,192 | 7,167,606  |
| イ ポンプ場費(千円)                   | 20,611,519  | 5,886,630   |        | 4,194,642   | 4,652,232  |        |           |        | 203,423   |        |           | 921,397    | 1,616,012  |
| ウ 処理場費(千円)                    | 107,529,734 | 40,080,037  |        | 20,954,061  | 20,135,868 |        | 1,770,801 |        | 2,248,079 |        | 2,389,873 | 6,808,854  | 3,907,577  |
| エ 流域下水道建設費負担金(千円)             |             |             |        | 4,553,412   | 285,099    |        |           |        |           |        |           |            |            |
| オ その他(千円)                     | 14,829,491  | 1,974,380   |        | 1,609,047   | 323,709    |        | 32,865    |        | 18,700    |        |           | 428,601    | 1,073,750  |
| (7) 補助対象事業費(千円)(K)            | 213,463,314 | 0           |        | 68,647,231  | 54,254,996 |        | 6,909,769 |        | 6,641,316 |        | 7,926,689 | 17,962,151 | 11,612,705 |
| (8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$  | 61.7        | 0.0         |        | 65.7        | 66.6       |        | 78.8      |        | 99.5      |        | 90.9      | 81.2       | 84.4       |
| (9) 下水管布設延長(km)               | 1,845       | 707         |        | 539         | 518        |        | 48        |        | 43        |        | 46        | 177        | 72         |
| (10) 終末処理場数(ヶ所)               | 11          | 4           |        | 5           | 1          |        | 1         |        | 2         |        | 2         | 4          | 2          |
| (11) 計画処理能力( $m^3/日$ )(L)     | 145,700     | 101,500     |        | 35,680      | 51,600     |        | 6,100     |        | 2,740     |        | 3,500     | 10,550     | 2,700      |

※算定根拠: 令和4年度決算統計(令和5年3月31日)

## 海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

| 市 名  | 事 業 費 （千円）   |              |              | 備 考       |
|------|--------------|--------------|--------------|-----------|
|      | R 2 年度       | R 3 年度       | R 4 年度       |           |
| 長崎市  | 事業なし         | 9 5 0        | 9 6 2        |           |
| 佐世保市 | 1 3, 1 5 2   | 1 5, 0 1 3   | 1 5, 5 1 3   |           |
| 島原市  | 2, 6 2 7     | 2, 4 2 7     | 2, 4 9 9     |           |
| 諫早市  | 事業なし         |              |              |           |
| 大村市  | 2, 3 1 4     | 1, 5 7 9     | 1, 9 7 5     |           |
| 平戸市  | 6, 9 3 6     | 7, 7 5 5     | 6, 5 7 3     |           |
| 松浦市  | 1, 8 5 6     | 2, 0 8 6     | 1, 5 3 5     |           |
| 対馬市  | 2 7 1, 3 1 3 | 2 8 4, 7 6 5 | 2 8 3, 3 6 3 |           |
| 壱岐市  | 6 1, 0 9 0   | 5 0, 7 0 7   | 5 6, 1 7 8   |           |
| 五島市  | 1 1 2, 4 8 1 | 1 0 4, 1 9 9 | 1 2 3, 9 3 2 |           |
| 西海市  | 事業なし         |              |              | 26 年度まで実施 |
| 雲仙市  | 4, 1 9 3     | 2, 9 6 2     | 2, 8 8 4     |           |
| 南島原市 | 1, 5 7 2     | 2, 0 1 0     | 2, 1 0 7     |           |
| 合 計  | 4 7 7, 5 3 4 | 4 7 4, 4 5 3 | 4 9 7, 5 2 1 |           |



## 各市における浚渫事業の現状

| 市    | 件 数   |       | 事 業 費(千円) |         |
|------|-------|-------|-----------|---------|
|      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度     | 令和4年度   |
| 長崎市  | 2     | 12    | 1,397     | 5,187   |
| 佐世保市 | 6     | 7     | 32,573    | 37,678  |
| 島原市  | 0     | 1     | 0         | 18,000  |
| 諫早市  | 27    | 42    | 24,870    | 79,362  |
| 大村市  | 2     | 7     | 54,700    | 120,000 |
| 平戸市  | 3     | 5     | 2,599     | 4,138   |
| 松浦市  | 1     | 4     | 301       | 712     |
| 対馬市  | 38    | 26    | 10,670    | 9,009   |
| 壱岐市  | 4     | 4     | 11,319    | 9,089   |
| 五島市  | 7     | 8     | 27,551    | 24,813  |
| 西海市  | 3     | 3     | 9,483     | 9,718   |
| 雲仙市  | 1     | 1     | 2,288     | 5,113   |
| 南島原市 | 6     | 27    | 125,000   | 210,000 |
| 計    | 100   | 147   | 302,751   | 532,819 |

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



雑草が繁茂し土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

## 令和4年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

## 1. 乗合バス事業者に対する補助

| No. | 市    | 国庫補助路線に関する補助 |             | 県単補助路線に関する補助 |            | 市単独補助路線に関する補助 |               |
|-----|------|--------------|-------------|--------------|------------|---------------|---------------|
|     |      | 路線数          | 市補助額(円)     | 路線数          | 市補助額(円)    | 路線数           | 市補助額(円)       |
| 1   | 長崎市  | 8            | 0           | 0            | 0          | 10            | 95,913,065    |
| 2   | 佐世保市 | 1            | 7,820,000   | 0            | 0          | 7             | 41,624,000    |
| 3   | 島原市  | 0            | 0           | 1            | 982,000    | 9             | 16,227,000    |
| 4   | 諫早市  | 9            | 63,662,000  | 0            | 0          | 71            | 274,673,000   |
| 5   | 大村市  | 2            | 4,679,000   | 0            | 0          | 12            | 101,045,000   |
| 6   | 平戸市  | 3            | 51,785,000  | 0            | 0          | 3             | 30,504,000    |
| 7   | 松浦市  | 2            | 30,664,000  | 0            | 0          | 11            | 82,516,000    |
| 8   | 対馬市  | 3            | 30,135,965  | 2            | 4,591,128  | 25            | 91,230,557    |
| 9   | 壱岐市  | 0            | 0           | 1            | 2,708,000  | 30            | 75,399,000    |
| 10  | 五島市  | 3            | 7,012,720   | 2            | 4,448,079  | 24            | 96,637,201    |
| 11  | 西海市  | 1            | 597,413     | 0            | 0          | 9             | 80,314,587    |
| 12  | 雲仙市  | 0            | 0           | 0            | 0          | 26            | 24,204,000    |
| 13  | 南島原市 | 0            | 0           | 1            | 5,107,000  | 23            | 49,727,000    |
| 合計  |      |              | 196,356,098 |              | 17,836,207 |               | 1,060,014,410 |

## 2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

| No. | 市    | 車両数 | 市補助額(円)    |
|-----|------|-----|------------|
| 1   | 長崎市  | 31  | 21,747,612 |
| 2   | 佐世保市 | 2   | 4,376,751  |
| 3   | 島原市  | 0   | 0          |
| 4   | 諫早市  | 0   | 0          |
| 5   | 大村市  | 0   | 0          |
| 6   | 平戸市  | 0   | 0          |
| 7   | 松浦市  | 7   | 28,671,000 |
| 8   | 対馬市  | 5   | 1,536,568  |
| 9   | 壱岐市  | 0   | 0          |
| 10  | 五島市  | 1   | 3,685,973  |
| 11  | 西海市  | 0   | 0          |
| 12  | 雲仙市  | 0   | 0          |
| 13  | 南島原市 | 0   | 0          |
| 合計  |      | 46  | 60,017,904 |

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

|    |      | 急傾斜地崩壊危険<br>区域指定箇所数<br>(4年5月調査) | 令和3年度事業<br>実施箇所数 | 県営・県費補助 |    | 急傾斜地崩壊危険<br>区域指定箇所数<br>(5年5月現在) | 令和4年度事業<br>実施箇所数 | 県営・県費補助 |    |
|----|------|---------------------------------|------------------|---------|----|---------------------------------|------------------|---------|----|
| 1  | 長崎市  | 303                             | 34               | 県営      | 25 | 306                             | 35               | 県営      | 26 |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 9  |                                 |                  | 県費補助    | 9  |
| 2  | 佐世保市 | 203                             | 54               | 県営      | 29 | 215                             | 75               | 県営      | 44 |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 25 |                                 |                  | 県費補助    | 31 |
| 3  | 島原市  | 1                               | 0                | 県営      | 0  | 1                               | 0                | 県営      | 0  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 0  |                                 |                  | 県費補助    | 0  |
| 4  | 諫早市  | 139                             | 6                | 県営      | 1  | 141                             | 7                | 県営      | 1  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 5  |                                 |                  | 県費補助    | 6  |
| 5  | 大村市  | 20                              | 0                | 県営      | 0  | 20                              | 0                | 県営      | 0  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 0  |                                 |                  | 県費補助    | 0  |
| 6  | 平戸市  | 59                              | 1                | 県営      | 0  | 60                              | 1                | 県営      | 0  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 1  |                                 |                  | 県費補助    | 1  |
| 7  | 松浦市  | 27                              | 0                | 県営      | 0  | 27                              | 0                | 県営      | 0  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 0  |                                 |                  | 県費補助    | 0  |
| 8  | 対馬市  | 78                              | 3                | 県営      | 3  | 85                              | 3                | 県営      | 3  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 0  |                                 |                  | 県費補助    | 0  |
| 9  | 壱岐市  | 68                              | 2                | 県営      | 2  | 66                              | 3                | 県営      | 2  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 0  |                                 |                  | 県費補助    | 1  |
| 10 | 五島市  | 33                              | 2                | 県営      | 2  | 32                              | 1                | 県営      | 1  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 0  |                                 |                  | 県費補助    | 0  |
| 11 | 西海市  | 94                              | 3                | 県営      | 2  | 93                              | 3                | 県営      | 2  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 1  |                                 |                  | 県費補助    | 1  |
| 12 | 雲仙市  | 40                              | 0                | 県営      | 0  | 40                              | 0                | 県営      | 0  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 0  |                                 |                  | 県費補助    | 0  |
| 13 | 南島原市 | 13                              | 0                | 県営      | 0  | 13                              | 0                | 県営      | 0  |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 0  |                                 |                  | 県費補助    | 0  |
| 合計 |      | 1078                            | 105              | 県営      | 64 | 1099                            | 128              | 県営      | 79 |
|    |      |                                 |                  | 県費補助    | 41 |                                 |                  | 県費補助    | 49 |

## 国内のジェットフォイル（22隻）

## 【川崎重工製】

**KJ01** 929-117 つばさ

建造: 1989年3月  
運航: 佐渡汽船

**KJ02** 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月  
運航: 東海汽船

**KJ03** 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月  
運航: JR九州高速船

**KJ04** 929-117 ペガサス

建造: 1990年3月  
運航: 九州商船

**KJ05** 929-117 ビートル

建造: 1990年4月  
運航: JR九州高速船

**KJ06** 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月  
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ07** 929-117 ペガサス2

建造: 1990年10月  
運航: 九州商船

**KJ08** 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月  
運航: JR九州高速船

**KJ09** 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月  
運航: 九州郵船

**KJ10** 929-117 すいせい

建造: 1991年4月  
運航: 佐渡汽船

**KJ11** 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月  
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船

**KJ12** 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月  
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ13** 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月  
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ14** 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月  
運航: 東海汽船

**KJ15** 929-117 ロケット

建造: 1994年6月  
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ16** 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月  
運航: 東海汽船

## 【ボーイング製】

**BJ11** 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月  
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**BJ15** 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月  
運航: 佐渡汽船

**BJ17** 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月  
運航: 東海汽船

**BJ19** 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月  
川崎重工神戸工場にて上架中

**BJ23** 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月  
運航: 種子屋久高速船/コスモ

**BJ25** 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月  
運航: 九州郵船

# ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

## 川崎重工業建造ジェットフォイル

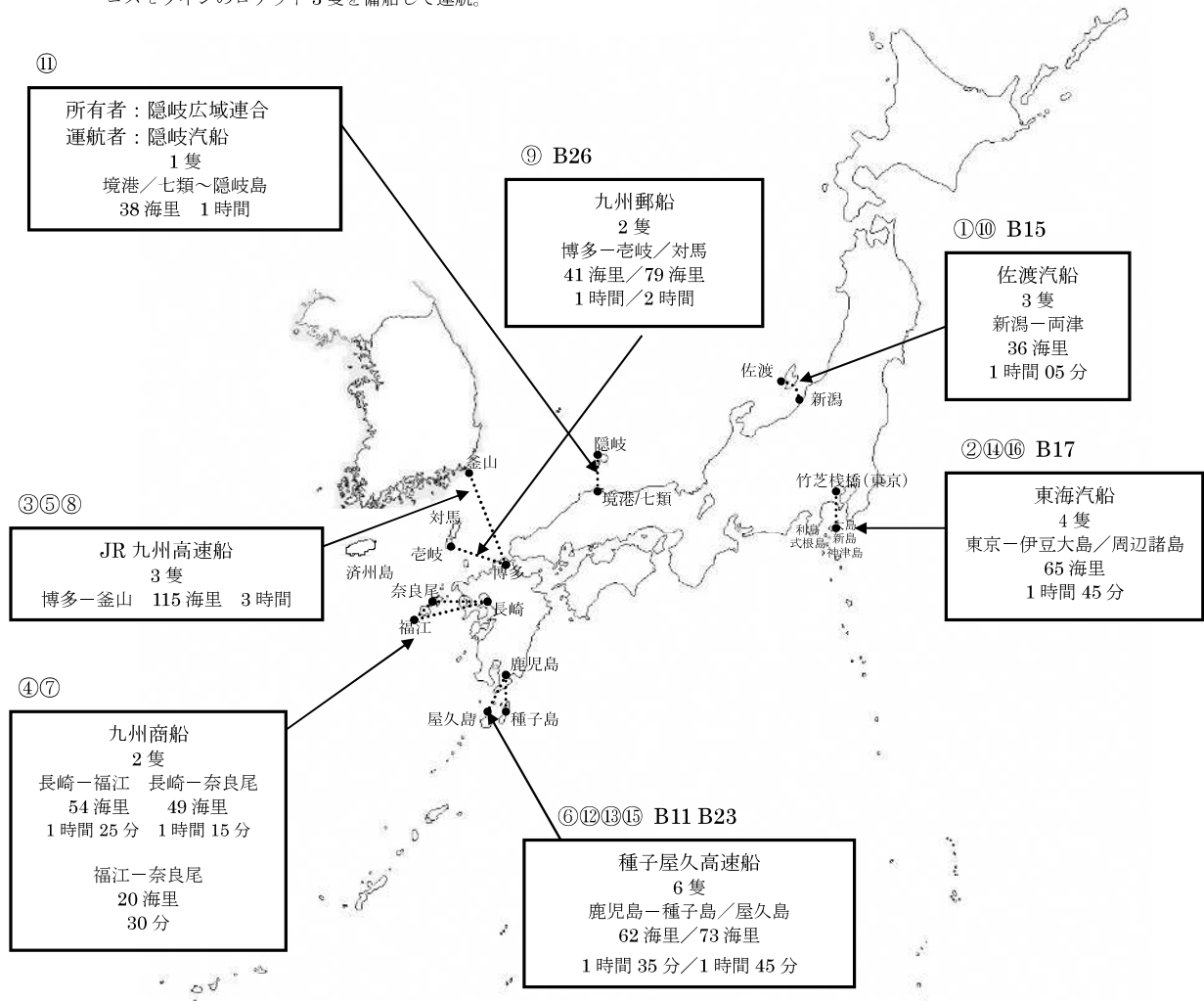
| NO.(KJ) | オペレーター  | 船名         | 引渡         |
|---------|---------|------------|------------|
| ①       | 佐渡汽船    | つばさ        | 1989/04/26 |
| ②       | 東海汽船    | セブンアイランド友  | 2013/03/14 |
| ③       | JR九州高速船 | ビートル三世     | 2001/03/21 |
| ④       | 九州商船    | ベガさす       | 1990/03/06 |
| ⑤       | JR九州高速船 | ビートル       | 1998/04/02 |
| ⑥       | 種子屋久高速船 | ロケット3      | 2006/04/18 |
| ⑦       | 九州商船    | ベガさす2      | 1997/02/01 |
| ⑧       | JR九州高速船 | ビートル二世     | 1991/03/25 |
| ⑨       | 九州郵船    | ヴィーナス      | 1991/04/14 |
| ⑩       | 佐渡汽船    | すいせい       | 1991/04/28 |
| ⑪       | 隠岐汽船    | レインボージェット  | 2014/01/07 |
| ⑫       | 種子屋久高速船 | トッピー2      | 1992/04/29 |
| ⑬       | 種子屋久高速船 | トッピー3      | 1995/04/29 |
| ⑭       | 東海汽船    | セブンアイランド大漁 | 2014/12/25 |
| ⑮       | 種子屋久高速船 | ロケット       | 2004/10/15 |
| ⑯       | 東海汽船    | セブンアイランド結  | 2020/06/30 |

## ボーイング社建造ジェットフォイル

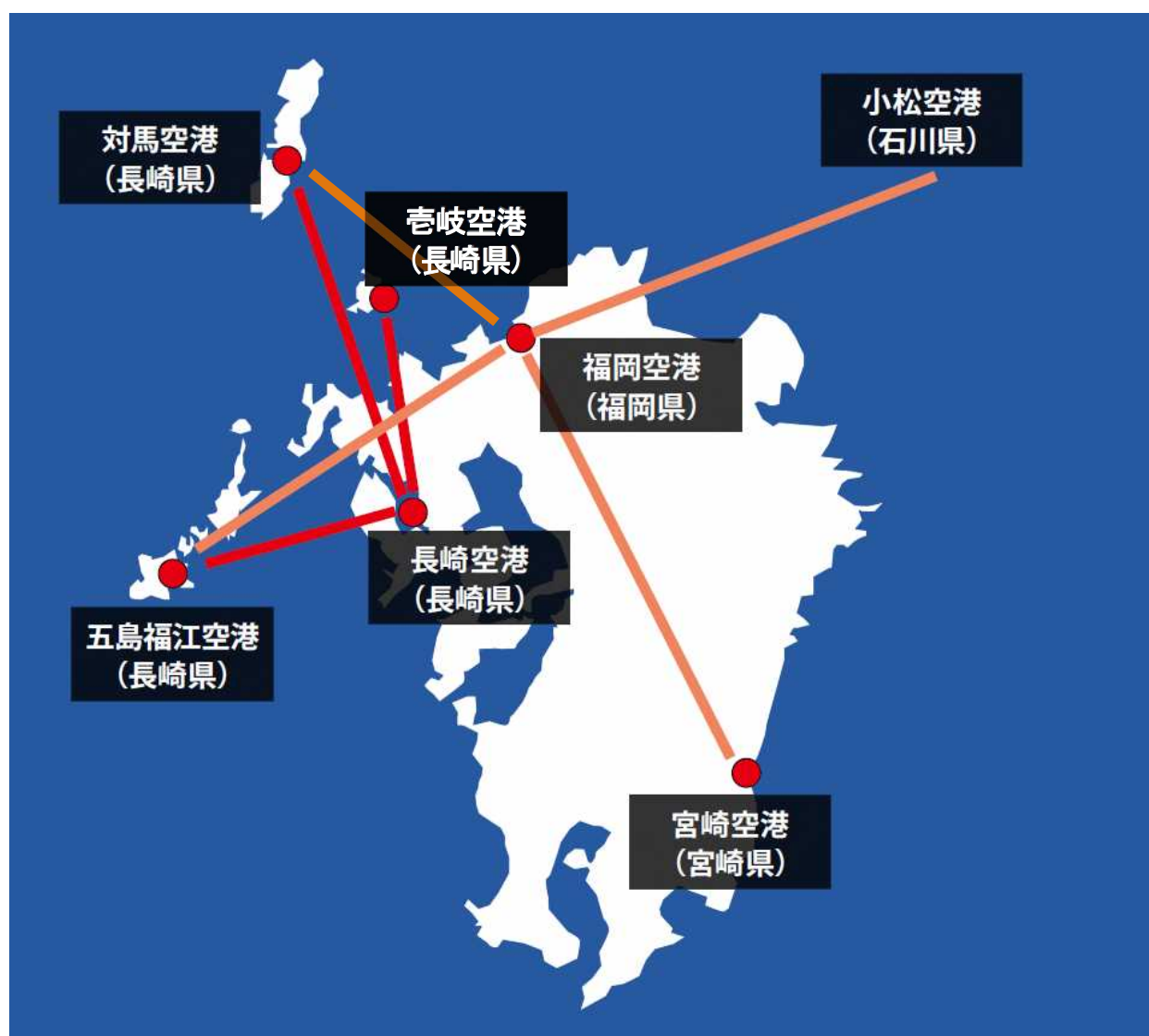
| NO.(B) | オペレーター     | 船名        | 引渡       |
|--------|------------|-----------|----------|
| 11     | 種子屋久高速船    | トッピー7     | 2003/12月 |
| 15     | 佐渡汽船       | ぎんが       | 1986/01月 |
| 17     | 東海汽船       | セブンアイランド愛 | 2002/04月 |
| 19     | 川重神戸工場にて上架 | セブンアイランド虹 | 2020/08月 |
| 23     | 種子屋久高速船    | ロケット2     | 2005/04月 |
| 26     | 九州郵船       | ヴィーナス2    | 2000/12月 |

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、  
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び  
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



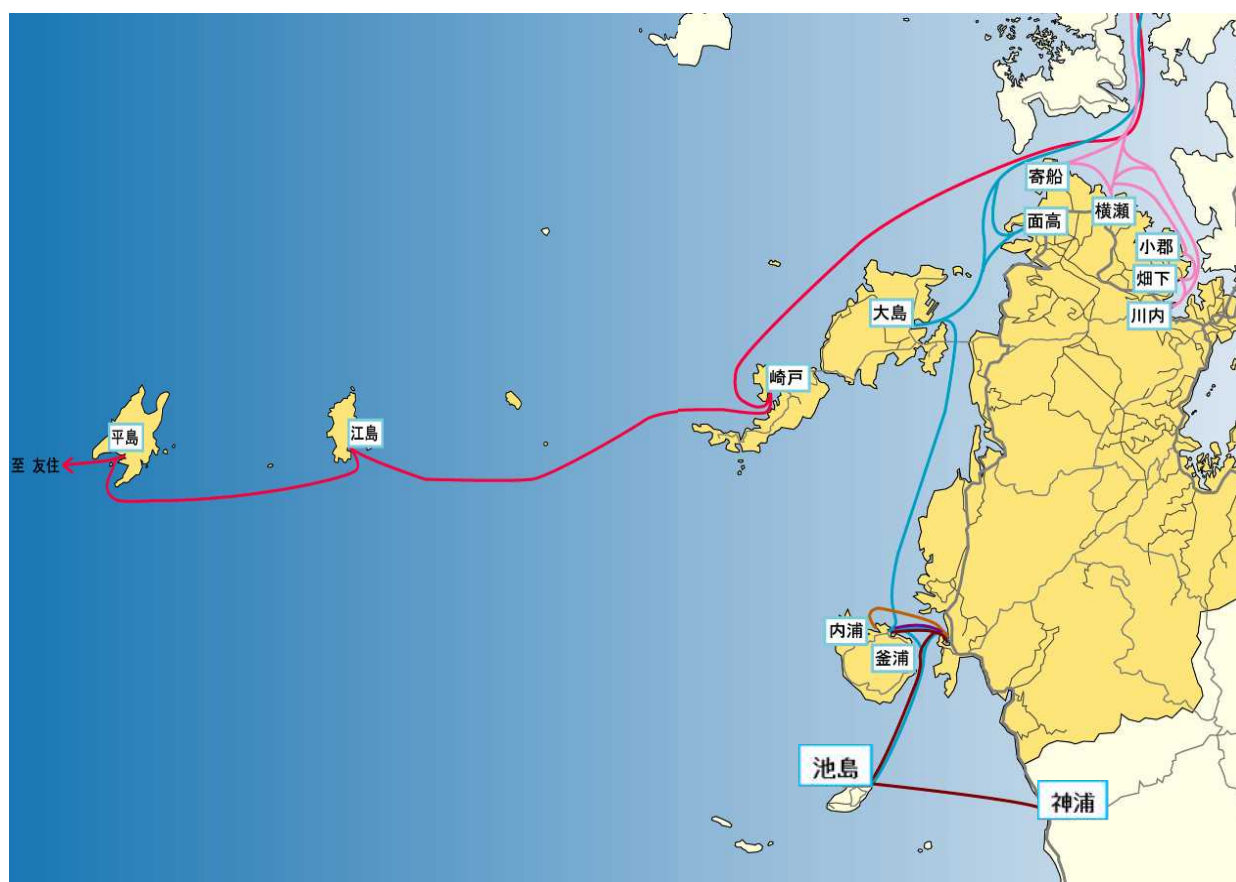
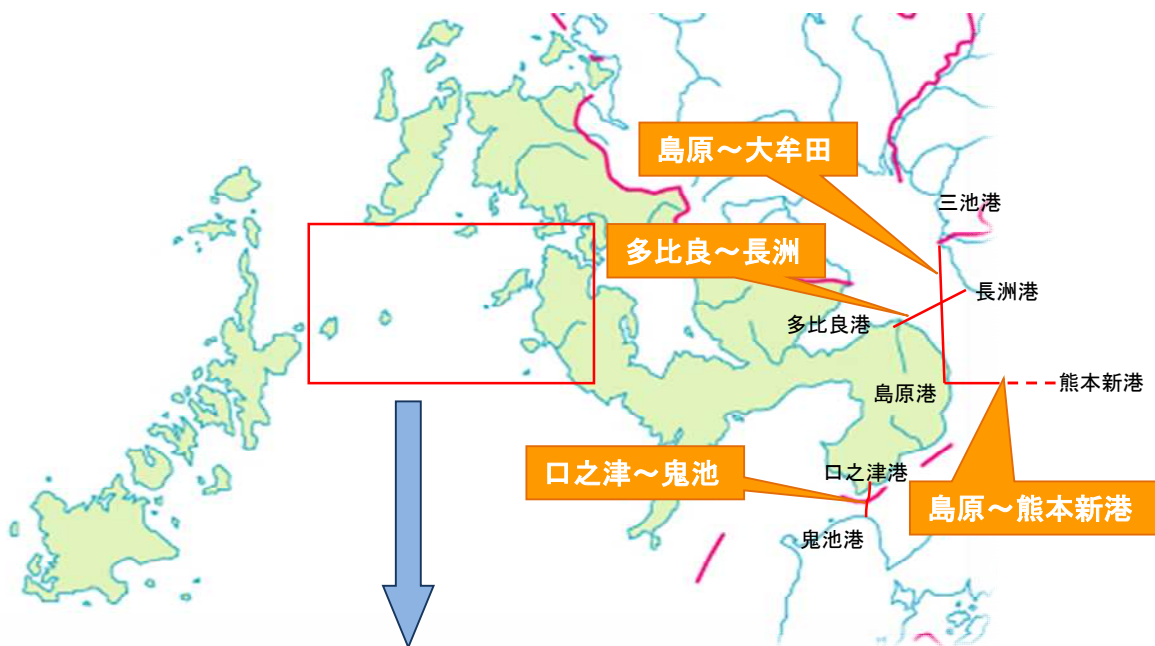
## オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

| 年度  | 対馬－長崎 | 対馬－福岡 | 壱岐－長崎 | 五島－長崎 | 五島－福岡 | 福岡－宮崎 | 福岡－小松 | 計  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| H27 | 5     | —     | 2     | 1     | 5     | —     | —     | 13 |
| H28 | 4     | —     | 1     | 8     | 5     | —     | —     | 18 |
| H29 | 11    | —     | 7     | 12    | 2     | 2     | —     | 34 |
| H30 | 18    | —     | 6     | 6     | 5     | 6     | 2     | 43 |
| R1  | 16    | —     | 7     | 10    | 4     | 2     | 2     | 41 |
| R2  | 4     | 2     | 10    | 12    | 3     | 5     | 5     | 41 |
| R3  | 8     | 1     | 11    | 14    | 4     | 3     | 3     | 44 |
| R4  | 9     | 5     | —     | 1     | 8     | 2     | 2     | 27 |

半島航路の維持・確保について



## 第2号議案

### 国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 国民健康保険制度について〔継続6回〕

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

## 第3号議案

### 地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 地域医療提供体制の確保について 〔更新〕

##### (1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料 3-1 参照)

##### (2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

**(3) 医師養成・派遣システムの充実について**

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

**(4) 啓発事業の実施について**

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

**(5) 自治体病院・診療所への支援について**

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

**(6) 医師派遣体制の整備について**

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

**(7) 看護職員に対する支援体制の整備について**

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

**(8) 医療計画における基準病床数算定について**

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。(五島市)

(説明)

提言する(五島市ほか全市)

・全国有数の離島をもつ本県では、医療従事者が不足しているため、住民が安心して健康な生活を送ることができるよう、医療提供体制の確保に向けた人材及び財政支援の確保に努める必要がある。特に看護師については、育児休業を取得しやすく、且つ職場復帰しやすい職場環境の整備が必要である。

自治体病院・診療所については、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより、救急や民間医療機関で提供が困難な医療を提供していることから、安定的に質の高い医療が提供できるよう、十分な財政措置等を講じる必要がある。

また、病院の病床数は医療計画を基準に算定しているが、離島という特殊事情があるため、一律の基準で算定することは入院できない患者の増加を招き、十分な医療を受けられない状況となることから、地域の実情に応じた算定方法への見直しも必要である。

このようなことから、(1)～(8)については引き続き提言するもの。(五島市)

#### ~~-(9) 物価高騰等を考慮した診療報酬改定について~~

~~新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営が続く医療機関において、昨今の物価・エネルギー価格高騰に伴う食材料費や光熱費の上昇が更なる負担となっているが、医療機関ではこの価格高騰分を公定価格である診療報酬へは転嫁できず、県や市において国の臨時交付金等を活用した可能な範囲での支援を実施しているところである。~~

~~しかしながら、自治体による一時的な支援には限界があり、状況が長期化した場合、医療機関の経営に支障が生じるおそれがあることから、医療機関の運営は診療報酬によって賄われるべきものであることを踏まえ、地域医療提供体制に影響を及ぼすことがないよう、適切な診療報酬の改定を図るよう国に働きかけること。~~

~~また、看護師等の不足も大きな課題となっていることから、併せて、看護職員処遇改善に係る診療報酬の見直しや看護師等の人材確保のための財源確保を国に働きかけること。(長崎市)~~

(説明)

提言しない(長崎市ほか全市)

・令和6年度診療報酬改定において、物価高騰及び人材確保の必要性を踏まえた改訂が行われることとなったため。(長崎市)

(10) **新型コロナウイルス感染症対策について**

- ① ~~新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部や都道府県対策本部が廃止されたが、感染状況の変化や新たな変異株発生等に迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症への対応について引き続きに関するこれまでの取組を踏まえ、新興・再興感染症などの重大な健康被害が想定されるような感染症への対応について、迅速かつ的確に対応するために、県が主導的役割を果たすこと。(長崎市)~~

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

- ・感染症に係る状況変化を反映させ、今後重大な健康被害が想定されるような感染症が発生した場合には、国のほか保健、医療、経済等を含めた幅広い分野で横断的な調整が必要となることから、県が主導的な役割を果たすよう内容を修正のうえ継続提言するもの。

(長崎市)

- ② ~~法的な位置付けが変更されても、新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではなく、医療機関においては必要な感染対策を講じつつ患者の受入体制を維持しておく必要がある。しかしながら、5類感染症への移行に伴い財政支援が縮小されると、医療機関の負担が増し、経営上の大きなリスクとなる恐れがあるため、地域の医療提供体制の円滑な確保に深刻な影響がでないよう、引き続き医療機関の負担に見合った適切な財政措置を講じること。併せて、このことについて国に働きかけること。(長崎市)~~

(説明)

提言しない(長崎市ほか全市)

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行後の通常医療への移行の状況により、提言の必要性がなくなったため。(長崎市)

**2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について** [継続1回]

がん患者に対するアピアランスケアについては、国において診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、県内で助成を実施する市に対する支援措置を講じること。

## 従業地別医師数・施設数

| 医療圏区分別  | 人口        | 医師数<br>(実数) | 人口10万人対率 | 内医療施設従業<br>地別医師数 | 施設数 |       |     |       |
|---------|-----------|-------------|----------|------------------|-----|-------|-----|-------|
|         |           |             |          |                  | 病院  | 一般診療所 | 有床  | 無床    |
| 長崎医療圏   | 493,061   | 2,232       | 452.7    | 2,096            | 53  | 615   | 71  | 544   |
| 佐世保北医療圏 | 299,971   | 1,285       | 428.4    | 779              | 34  | 268   | 58  | 210   |
| 県央医療圏   | 263,449   | 870         | 330.2    | 842              | 32  | 249   | 51  | 198   |
| 県南医療圏   | 122,776   | 260         | 211.8    | 249              | 17  | 106   | 30  | 76    |
| 五島医療圏   | 33,233    | 83          | 249.8    | 80               | 4   | 39    | 7   | 32    |
| 上五島医療圏  | 18,872    | 40          | 212.0    | 38               | 1   | 21    | 1   | 20    |
| 壱岐医療圏   | 23,938    | 51          | 213.1    | 48               | 5   | 16    | 0   | 16    |
| 対馬医療圏   | 27,271    | 57          | 209.0    | 55               | 2   | 34    | 1   | 33    |
| 長崎県合計   | 1,282,571 | 4,878       | 380.3    | 4,187            | 148 | 1,348 | 219 | 1,129 |
| 全国      |           | 339,623     | 269.2    |                  |     |       |     |       |

※厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

## 第4号議案

### 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 子ども・子育て施策の充実強化について〔継続2回〕

##### (1) 子ども福祉医療費制度について

各都道府県の実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、県において令和5年度から高校生世代への助成が行われることとなったが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。

##### (2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設するよう国へ働きかけること。

##### (3) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(4) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけること。

## 第5号議案

### 介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

#### 1. 第1号被保険者の保険料について〔継続6回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料5-1 参照)

#### 2. 介護従事者の人材確保について〔継続6回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

資料5-1

(単位:円)

|              | 第7期<br>(H30～R2) | 段階数 | 第8期<br>(R3～R5) | 段階数 | 改定率     |
|--------------|-----------------|-----|----------------|-----|---------|
| 長崎市          | 6,800           | 10  | 6,800          | 10  | 0.0 %   |
| 佐世保市         | 5,822           | 9   | 5,822          | 9   | 0.0 %   |
| 諫早市          | 5,970           | 9   | 5,970          | 9   | 0.0 %   |
| 大村市          | 5,800           | 9   | 5,800          | 9   | 0.0 %   |
| 平戸市          | 6,175           | 9   | 5,875          | 9   | △ 4.9 % |
| 松浦市          | 5,592           | 11  | 5,700          | 11  | 1.9 %   |
| 対馬市          | 6,300           | 10  | 6,400          | 10  | 1.6 %   |
| 壱岐市          | 6,145           | 9   | 6,490          | 9   | 5.6 %   |
| 五島市          | 6,760           | 9   | 6,660          | 9   | △ 1.5 % |
| 西海市          | 5,925           | 9   | 5,925          | 9   | 0.0 %   |
| 島原地域広域市町村圏組合 | 6,500           | 10  | 6,500          | 10  | 0.0 %   |
| 平均           | 6,163           | －   | 6,177          | －   | 0.2 %   |

第6号議案は欠番（県への提言がないため）

## 第7号議案

### 九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

#### 1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について〔更新〕(長崎市、佐世保市、諫早市、大村市)

九州新幹線西九州ルートに関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線(武雄温泉・長崎間)の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。(長崎市)

#### (説明)

提言する(長崎市、佐世保市、諫早市、大村市)

- ・九州新幹線西九州ルートについては、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線(西九州ルート)検討委員会」において全線フル規格化による整備が適当であるとの基本方針は示されたが、その整備に向けた国土交通省と佐賀県との協議が難航しており、先行きが不透明であることから、地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決、早急な環境影響評価の着手のためには今度も継続して提案を行っていくことが重要である。
- また、西九州新幹線の沿線各市が取り組むまちづくりを効果的に生かすためにも、各種公共事業及び新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充が必要であることから、引き続き提言するもの。(長崎市)

## 2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔更新〕（佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、平戸市、松浦市）

九州新幹線西九州ルート of 整備に際しては、J R 佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成 4 年 11 月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びに J R 九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

- （~~3~~1）西九州ルート of 全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- （~~4~~2）長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の具現化を行うこと。
- （~~1~~3）西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化や、IC カード導入等の利便性向上を図ること。
- （~~2~~4）佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

~~（3）西九州ルート of 全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。~~

⇒（1）へ移動

~~（4）長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策を行うこと。~~

⇒（2）へ移動 （佐世保市）

### （説明）

提言する（佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、平戸市、松浦市）

- ・長崎県北地域に繋がる佐世保線は、新幹線鉄道直通線同等の重要な路線であるため、並行在来線問題が生じることがないように検討が必要である。
- ・西九州ルート of 全線フル規格化に関する方向性は不透明であるが、「九州新幹線（長崎ルート）等整備に関する基本的考え方（平成 4 年 11 月長崎県）」に基づき、将来、佐世保市から西九州ルートへの直通運行が可能となるよう佐世保線の輸送改善方策の推進が必要である。
- ・佐世保線の輸送改善を行うことは、西九州ルート of 整備効果を最大限に高めるために必要不可欠である。また、新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の輸送力の強化が必要であるため、国への提言書と体裁を揃えたうえで継続提言するもの。（佐世保市）

### 3. 地域鉄道に対する支援策の充実について〔更新〕（佐世保市、長崎市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、雲仙市）

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、~~近年、~~地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が~~続いて~~となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現について国へ働きかけること。

- （１）国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- （２）地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- （３）~~同事業施設整備費用~~の地方負担に係る財源措置の拡充~~などの支援策の充実~~
- （４）鉄道運転士~~の受験資格要件緩和や養成費用に対する不足に対応した支援措置等~~の創設（佐世保市）

（説明）

提言する（佐世保市、長崎市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、雲仙市）

・地域鉄道においては、経年劣化による施設整備費用が増大しており、それを支える沿線自治体の負担も増大しているため、国の要綱で定める対象経費について補助率上限での適切かつ継続的な支援が必要である。

また、国からは鉄道の運転免許を取得できる年齢を現行の「２０歳以上」から「１８歳以上」に引き下げる方針が示されているが、運転士の養成費用への支援制度など、運転士確保に対応した支援措置等の創設が必要であるため継続提言するもの。（佐世保市）

# 九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

## 第8号議案

### 高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

#### 1. 道路網の整備について 〔更新〕(雲仙市ほか全市)

##### (1) 高規格道路の整備について

###### ① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 I C から佐世保大塔 I C）の 4 車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C から武雄南 I C）の 4 車線化の早期事業化着工

###### ② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進

オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

###### ③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

###### ④ ~~長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現~~西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、~~長崎県広域道路整備基本計画~~長崎県新広域道路交通計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県の発展に全体の産

~~業、経済及び文化の活性化を図るうえで~~不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路 ~~（佐世保市～時津町）の早期整備整備促進~~

（ア）西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

（イ）~~西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手残る調査~~  
中区間の事業化

イ 長崎南北幹線道路 ~~（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備整備促進~~

（ア）長崎市茂里町から長崎市滑石 2 丁目間の事業促進

~~（イ）都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石 2 丁目～時津町野田郷間）の事業促進~~  
（ウイ）残る調査中区間の事業化

ウ アクセス道路（主要地方道長崎畝刈線（長崎市滑石 2 丁目～時津町野田郷間））の事業促進（雲仙市）

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化  
（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

## （２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道 205 号の早期整備

針尾バイパス 4 車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

③ 一般国道 57 号の早期整備

ア 一般国道 57 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道 57 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

④ 一般国道 34 号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

- イ 大村拡幅の早期完成
- ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化
- エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

⑤ 一般国道207号の早期整備

- ア 佐瀬拡幅の早期整備
- イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）
- ウ 東長田拡幅の早期整備

⑥ 一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷺崎線）の早期事業化

- ア 一般国道207号長田バイパス交差部から一般国道34号

⑦ 一般国道202号福田（仮称）バイパスの早期事業化

⑧ 一般国道499号（栄上工区）の早期完成

⑨ 一般国道382号の整備促進

⑩ 一般国道384号の整備促進

⑪ 一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

⑫ 主要地方道佐世保日野松浦線（〔仮称〕棕呂路トンネル）の早期事業化

⑬ 主要地方道野母崎宿線の早期整備促進

⑭ 主要地方道厳原・豆酲・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進

⑮ 主要地方道福江富江線及び福江荒川線の整備促進

⑯ 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期整備（雲仙市）

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 8-2 参照）

(説明)

提言する（雲仙市ほか全市）

- ・長崎県は、多くの離島・半島地域を抱え地理的、地形的に不利な点があることから、道路網の整備については、大きな効果が見込まれ、特に交通渋滞の緩和等による沿線地域の社会・経済活動等への寄与など、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、事業の進捗に合わせた修正を加えたうえで、引き続き提言するもの。
- ・8号-1-(1)-①  
国土交通省から「武雄南 IC～波佐見有田 IC 間」を令和6年度から4車線化に着手する候補路線に選定した旨の発表があったため、早期着工をお願いするもの。
- ・8号-1-(1)-④  
令和5年度に新規事業化された「アクセス道路」を追加して提言するもの。
- ・8号-1-(2)-⑦、⑬、⑮  
事業の進捗に合わせて修正のうえ提言するもの。（雲仙市）

## 2. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続4回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。

## 3. 港湾の整備促進について〔更新〕（佐世保市、長崎市、島原市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、平戸市）

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

（説明）

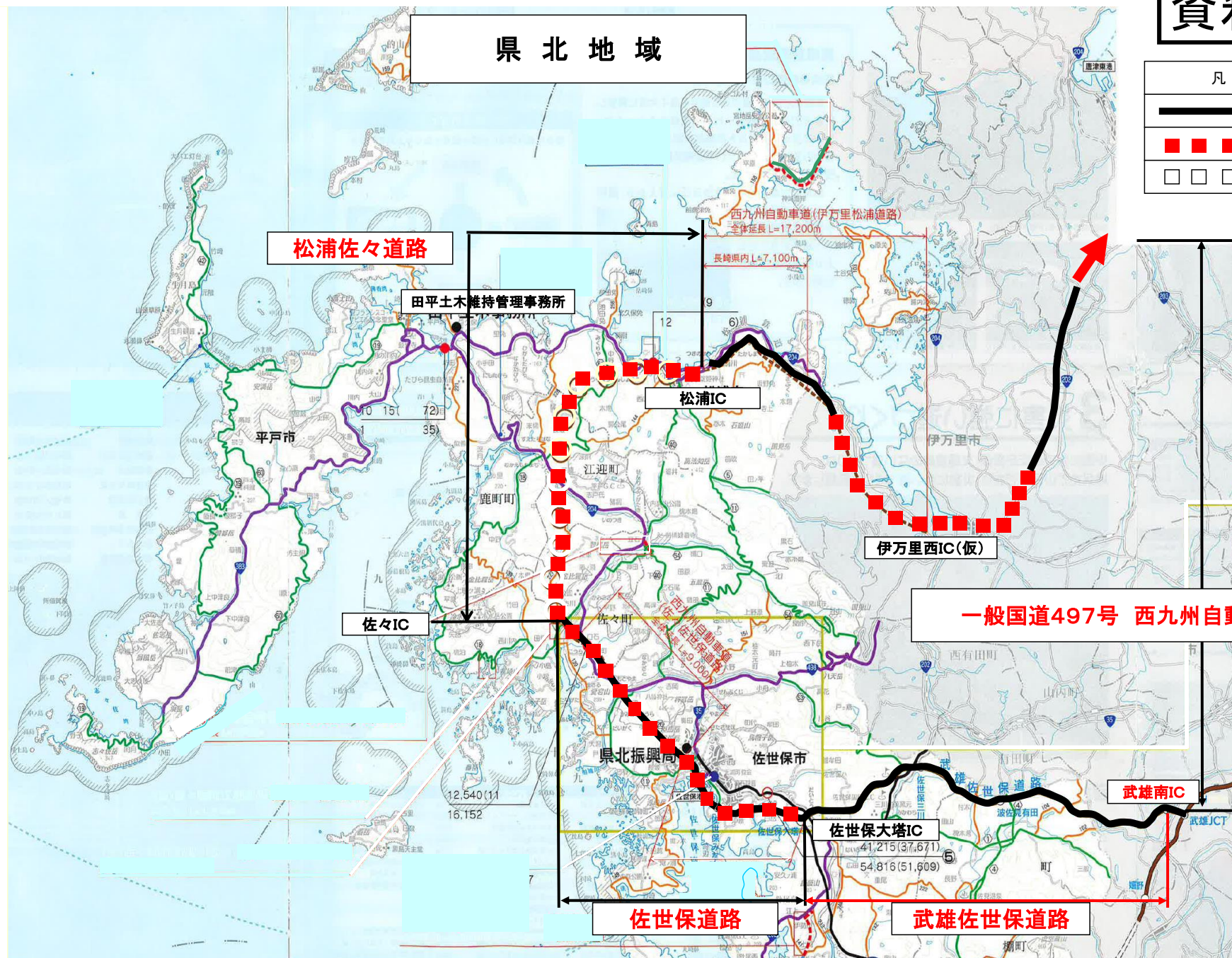
提言する（佐世保市、長崎市、島原市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、平戸市）

- ・港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠であることから、引き続き提言するもの。（佐世保市）

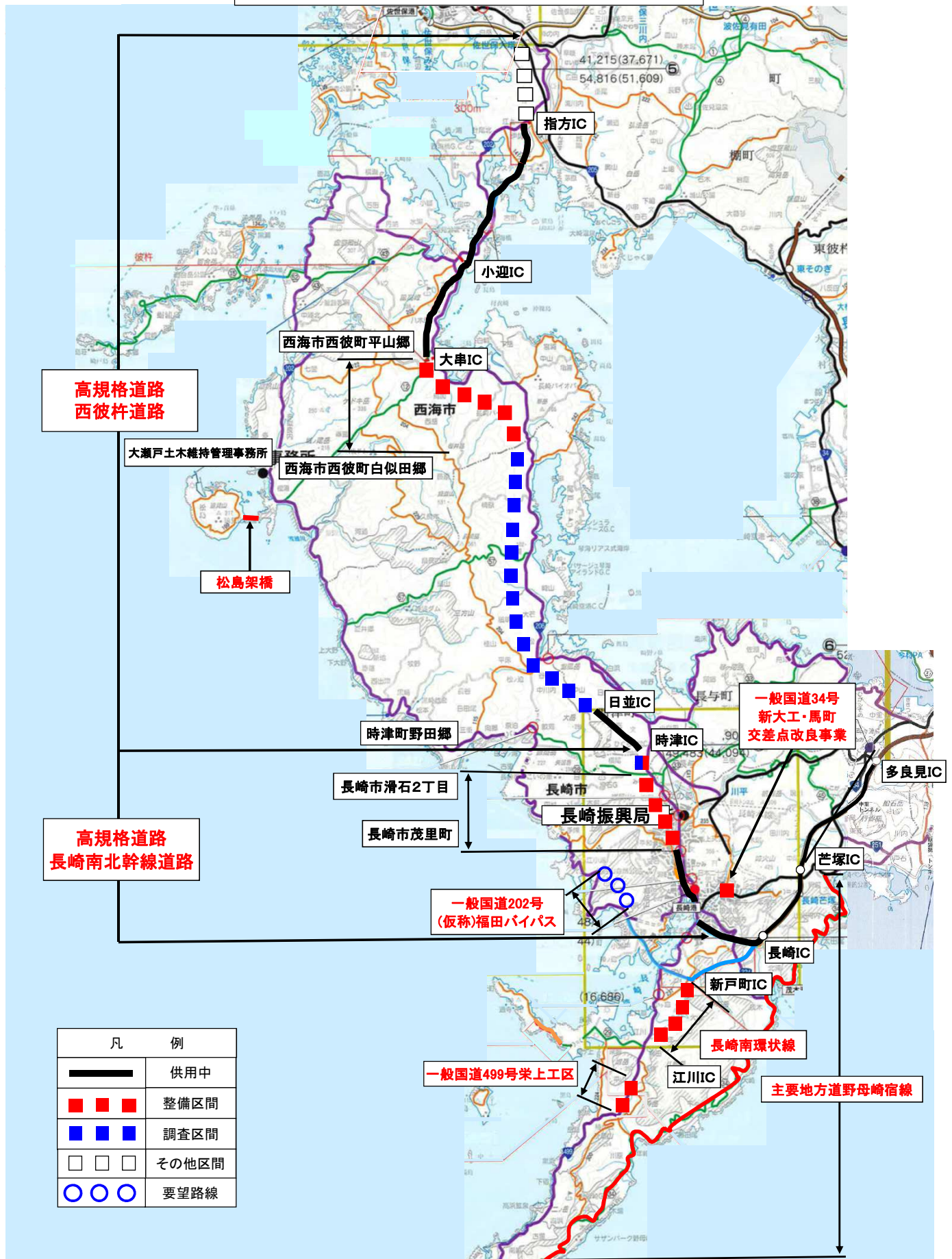
# 資料8-1

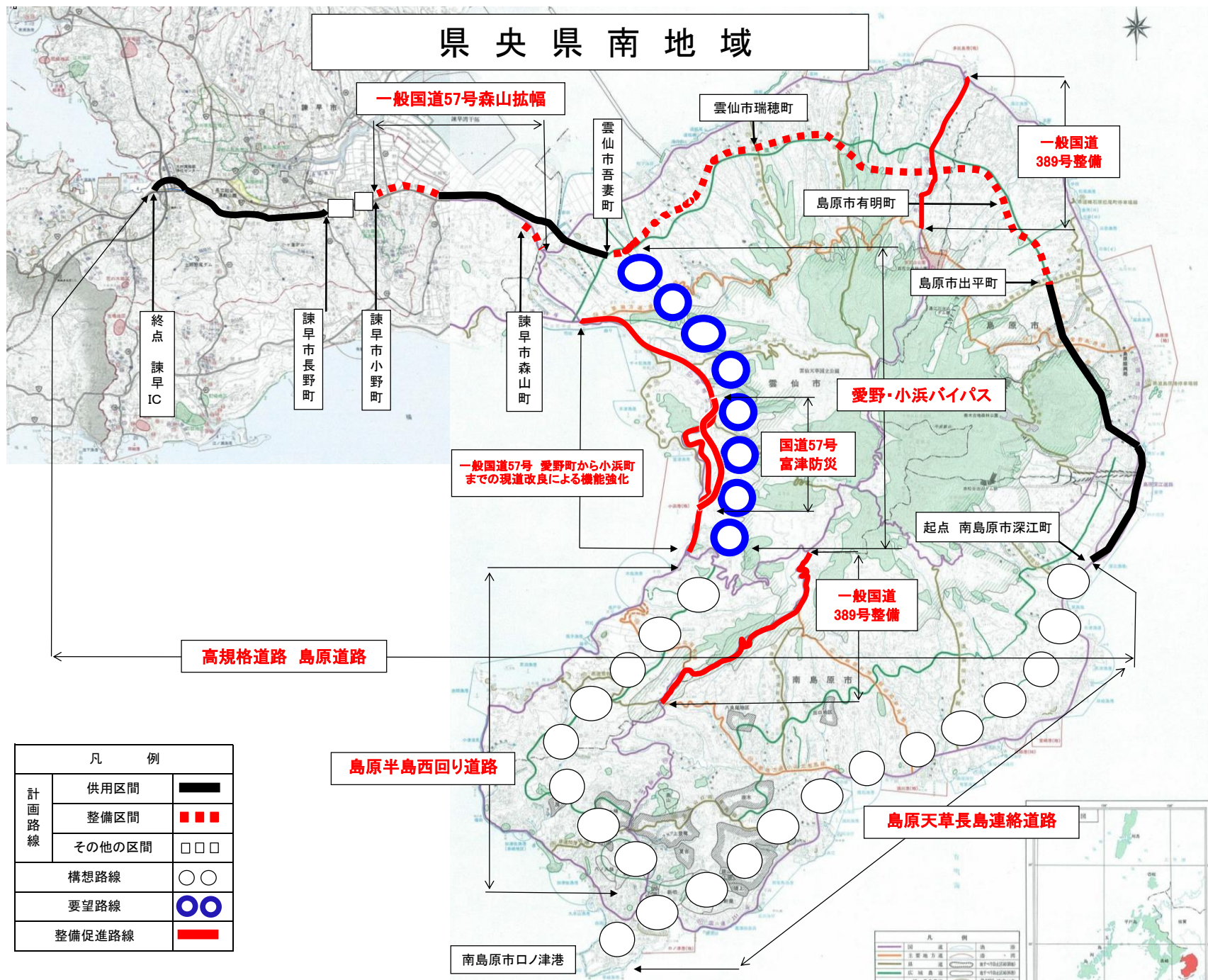
| 凡 | 例     |
|---|-------|
|   | 供用中   |
|   | 整備区間  |
|   | その他区間 |

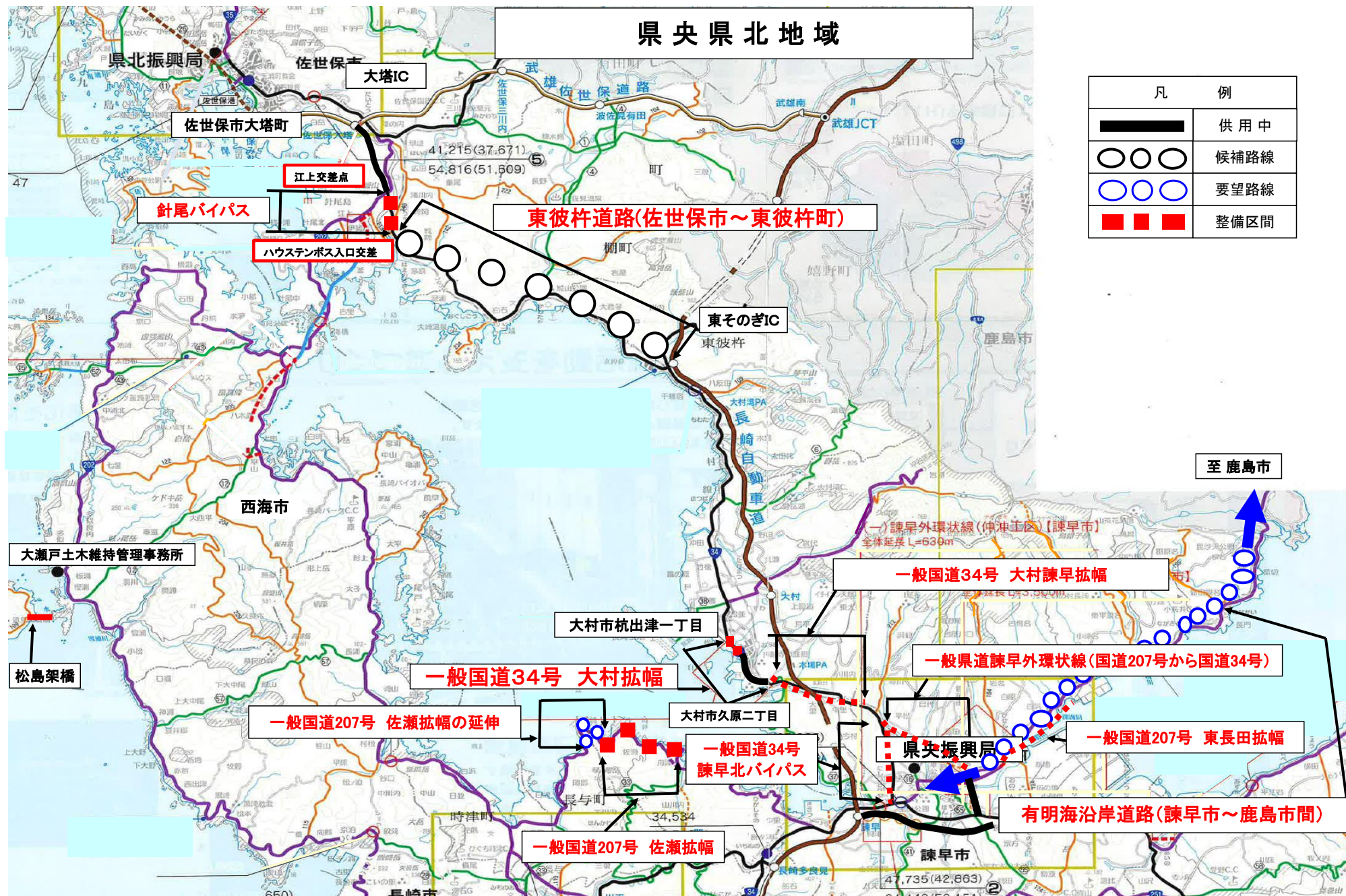
## 県北地域



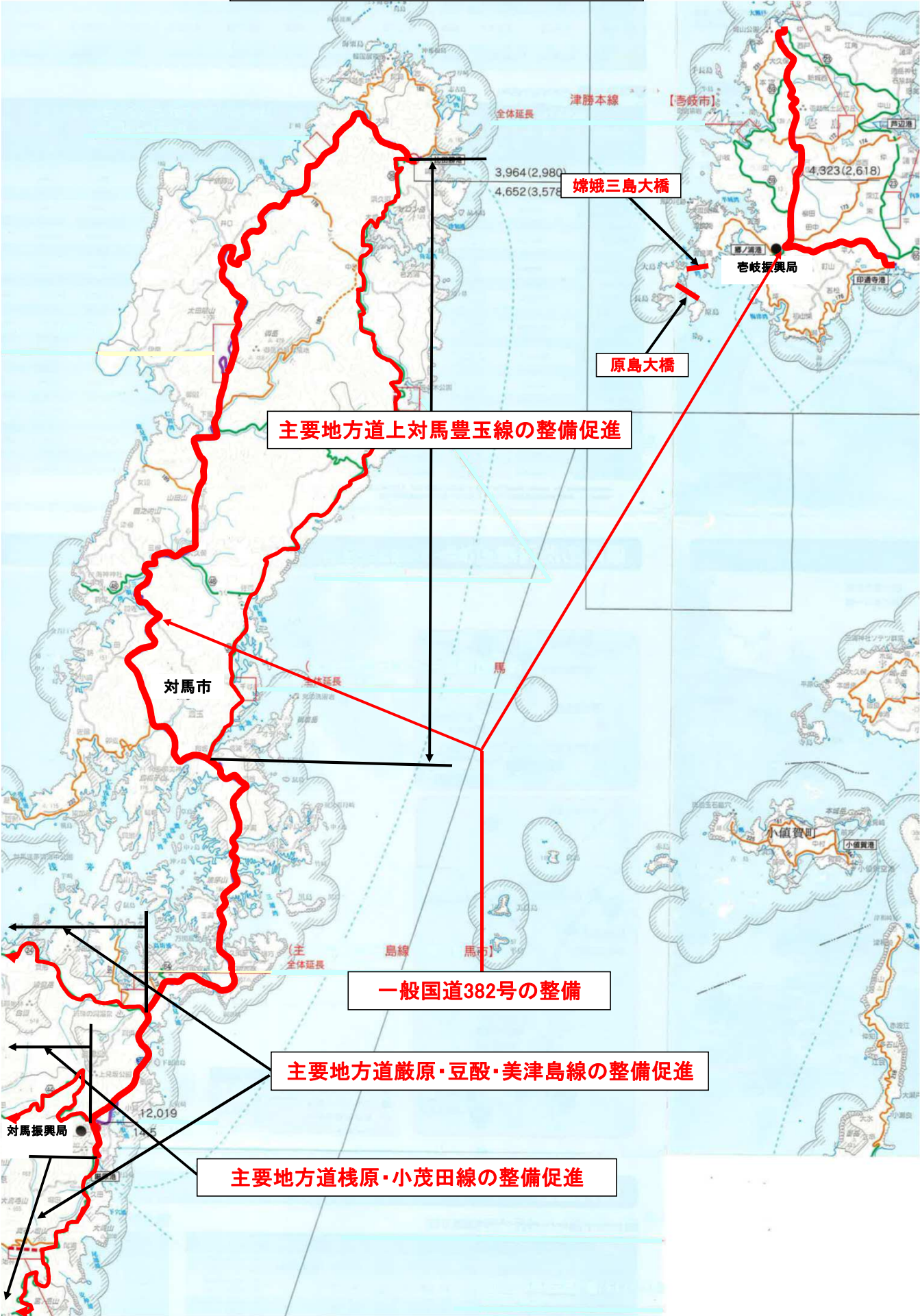
# 長崎、西彼杵、佐世保地域







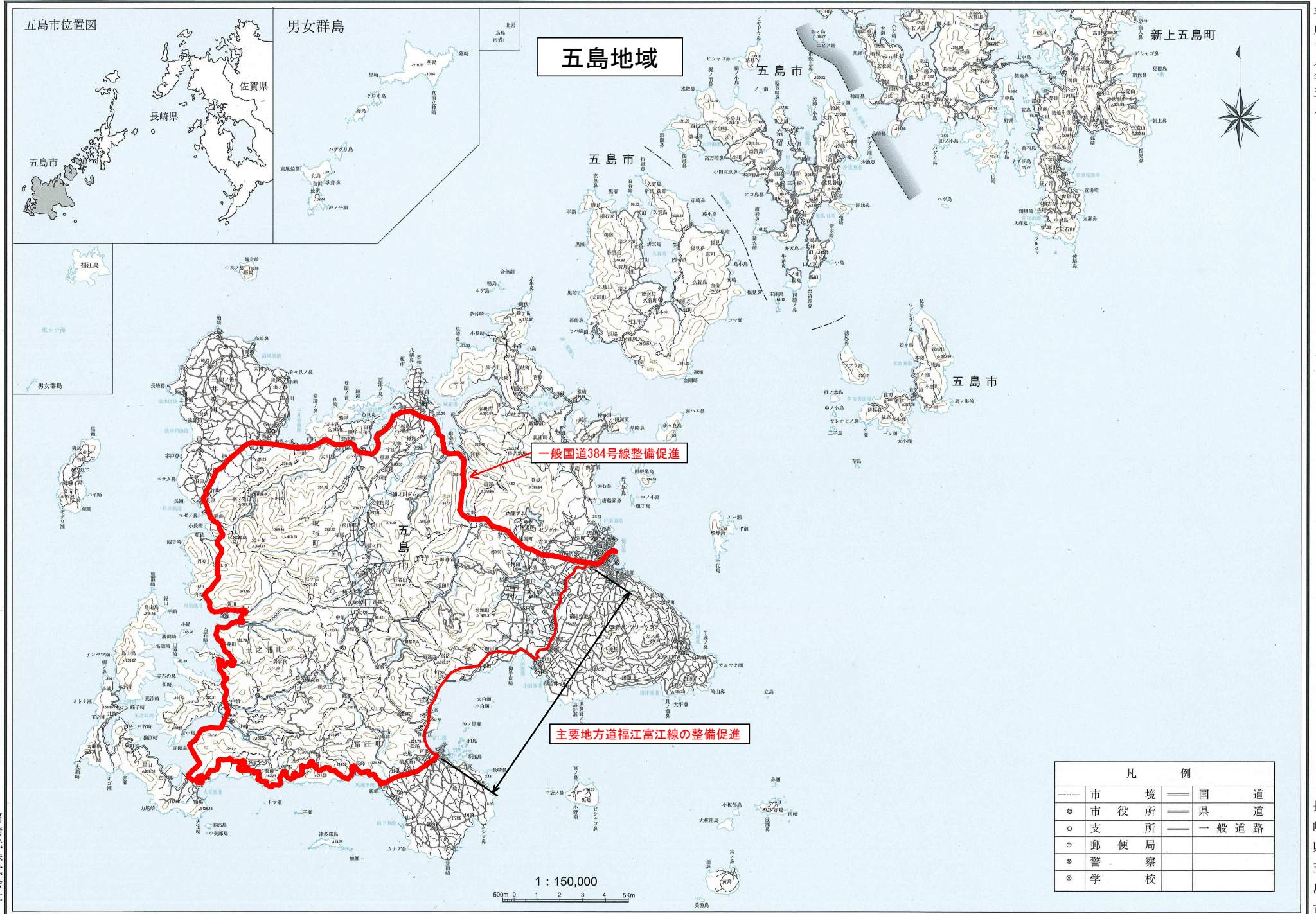
|                         |
|-------------------------|
| <p> <b>壱岐・対馬地域</b> </p> |
|-------------------------|



# 五島市全図

(県) 資料8-1

平成十八年五月



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18九複、第30号)」



## 第9号議案

### 農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 農業の振興対策について〔継続6回〕

##### (1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

##### (2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

##### (3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を

実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、近年アナグマ、カラス等による農作物被害額は依然多い急増していることから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。**(五島市)**

**(資料 9-1 参照)**

(説明)

・時点修正を行うもの (五島市)

#### (4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

#### (5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

## 2. 水産業の振興対策について [継続6回]

### (1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の**充実・加入促進**について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ移行に伴い後、消費活動の活発化、国内経済の回復により、水産物の国内需要の回復が期待されるしているようであるが、昨今の燃油・配合飼料等の価格高騰により、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

また、赤潮の発生により甚大な被害が発生しているが、共済単価と実勢価格との乖離が大きく、共済金のみでは生産の再開が著しく困難な状況にある。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まって

いる。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げや共済単価の実態に即した金額への見直しなど、共済制度の充実を国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。(松浦市)

(説明)

賛同する(長崎市ほか全市)

- ・令和5年7月下旬に橘湾沿岸において発生した赤潮において、トラフグ、シマアジ等の養殖魚に大きな被害を受け、県内で過去最大の被害額となった。
- 国及び県において、赤潮に対する調査・試験研究に関する補正予算の計上や赤潮対策に係る財政支援についても特別交付税措置が行われたが、既存の養殖共済制度がある以上、損失に対する直接補填が困難であると考えられることから、実態に即した養殖共済の単価見直しによる養殖共済の充実についての要望を追加するもの。(松浦市)

## (2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

(資料9-2 参照)

## (3) 漁業就業者対策の充実について

- ① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。
- ② 漁業と漁村を支える人づくり事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船や漁具の取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

令和4年度野生鳥獣による農作物の被害状況

主要鳥獣の年別農作物被害状況（平成5～令和4年度）

【県内の被害状況】

| 鳥獣種類別   | 被害面積 (ha) |     |             |        | 被害量 (t) |     |             |        | 被害金額 (千円) |         |             |        |
|---------|-----------|-----|-------------|--------|---------|-----|-------------|--------|-----------|---------|-------------|--------|
|         | R3        | R4  | R4-R3<br>増減 | (前年度比) | R3      | R4  | R4-R3<br>増減 | (前年度比) | R3        | R4      | R4-R3<br>増減 | (前年度比) |
| イノシシ    | 108       | 68  | ▲ 41        | 62%    | 883     | 604 | ▲ 279       | 68%    | 141,437   | 99,800  | ▲ 41,637    | 71%    |
| カラス     | 7         | 4   | ▲ 2         | 64%    | 77      | 67  | ▲ 11        | 86%    | 16,985    | 15,827  | ▲ 1,158     | 93%    |
| ヒヨドリ    | 1         | 2   | 1           | 250%   | 7       | 20  | 13          | 303%   | 1,331     | 4,544   | 3,213       | 341%   |
| シカ      | 4         | 3   | ▲ 1         | 74%    | 79      | 19  | ▲ 60        | 24%    | 3,933     | 3,013   | ▲ 920       | 77%    |
| アナグマ    | 1         | 2   | 1           | 160%   | 17      | 23  | 6           | 133%   | 4,177     | 10,649  | 6,472       | 255%   |
| タヌキ     | 0         | 1   | 1           | 857%   | 1       | 16  | 15          | 1333%  | 263       | 5,492   | 5,229       | 2088%  |
| アライグマ   | 1         | 2   | 1           | 229%   | 9       | 25  | 16          | 265%   | 2,105     | 7,243   | 5,138       | 344%   |
| スズメ     | 0         | 0   | 0           | 235%   | 1       | 2   | 1           | 238%   | 197       | 499     | 302         | 253%   |
| カモ      | 44        | 38  | ▲ 7         | 85%    | 329     | 188 | ▲ 141       | 57%    | 36,512    | 24,668  | ▲ 11,844    | 68%    |
| その他の鳥獣類 | 1         | 1   | ▲ 0         | 89%    | 6       | 2   | ▲ 4         | 32%    | 4,065     | 1,080   | ▲ 2,985     | 27%    |
| 合 計     | 166       | 118 | ▲ 48        | 71%    | 1409    | 966 | ▲ 444       | 69%    | 211,005   | 172,815 | ▲ 38,190    | 82%    |

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。  
「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

（被害金額、単位：千円）

| 年 度 | イノシシ        | シカ                           | カラス         | その他     | 合 計     |
|-----|-------------|------------------------------|-------------|---------|---------|
| H 5 | 56,160      | 84,030                       | 201,000     | 146,810 | 488,000 |
| H 6 | 55,850      | 104,630                      | 333,500     | 140,120 | 634,100 |
| H 7 | 103,650     | 131,700                      | 258,020     | 128,350 | 621,720 |
| H 8 | 143,890     | 178,310                      | 196,990     | 231,610 | 750,800 |
| H 9 | 149,000     | 155,870                      | 225,590     | 123,470 | 653,930 |
| H10 | 136,640     | 150,230                      | 207,230     | 256,350 | 750,450 |
| H11 | 158,330     | 143,510                      | 189,110     | 63,910  | 554,860 |
| H12 | 203,070     | 169,070                      | 186,790     | 77,680  | 636,610 |
| H13 | 225,120     | 104,460                      | 228,750     | 73,100  | 631,430 |
| H15 | 250,030     | 75,980                       | 272,890     | 54,720  | 653,620 |
| H16 | 457,220     | 25,100                       | 234,080     | 105,790 | 822,190 |
| H17 | 307,590     | 22,790                       | 162,200     | 44,790  | 537,370 |
| H18 | 380,358     | 27,330                       | 132,205     | 23,738  | 563,631 |
| H19 | 209,897     | 15,513                       | 69,293      | 19,230  | 313,933 |
| H20 | 266,213     | 4,491                        | 93,380      | 35,685  | 399,769 |
| H21 | 191,603     | 12,514                       | 49,449      | 36,978  | 290,544 |
| H22 | 405,539     | 11,724                       | 47,537      | 61,448  | 526,248 |
| H23 | 398,271     | 8,829                        | 60,898      | 31,174  | 499,172 |
| H24 | 327,644     | 12,851                       | 26,377      | 33,618  | 400,490 |
| H25 | 239,298     | 4,695                        | 21,938      | 21,309  | 287,240 |
| H26 | 193,029     | 17,591                       | 19,110      | 31,807  | 261,537 |
| H27 | 191,418     | 6,632                        | 9,002       | 22,652  | 229,704 |
| H28 | 230,477     | 6,523                        | 10,883      | 53,057  | 300,940 |
| H29 | 143,662     | 9,906                        | 15,420      | 47,384  | 216,372 |
| H30 | 141,744     | 7,837                        | 8,430       | 50,403  | 208,414 |
| R1  | 81,573      | 4,855                        | 14,689      | 40,721  | 141,838 |
| R2  | 190,834     | 6,841                        | 16,578      | 81,155  | 295,408 |
| R3  | 141,437     | 3,933                        | 16,985      | 48,650  | 211,005 |
| R4  | 99,800      | 3,013                        | 15,827      | 54,175  | 172,815 |
| 備 考 | 県内全域で被害が発生。 | 五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生 | 県内全域で被害が発生。 |         |         |

## 放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R6.1現在調査）

|      |      |
|------|------|
| 長崎市  | 144隻 |
| 佐世保市 | 142隻 |
| 諫早市  | 0隻   |
| 大村市  | 7隻   |
| 対馬市  | 31隻  |
| 壱岐市  | 25隻  |
| 平戸市  | 99隻  |
| 松浦市  | 28隻  |
| 五島市  | 264隻 |
| 西海市  | 40隻  |
| 島原市  | 0隻   |
| 南島原市 | 40隻  |
| 雲仙市  | 55隻  |
| 合 計  | 875隻 |



## 第10号議案

### 地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

#### 1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔更新〕（諫早市ほか全市）

民間設備投資の推進等のために地方税を減免した自治体への支援として、普通交付税の減収補てん措置に~~関し、補てん措置~~の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。（諫早市）

（資料 10-1 参照）

（説明）

提言する（諫早市ほか全市）

- ・現在、固定資産税を課税免除又は不均一課税した地方公共団体に対する普通交付税の減収補てん措置の対象資産が土地・家屋・償却資産（構築物に限る）であり、償却資産（機械及び装置）が減収補てん措置の対象となっておらず、その状況が続いている。  
更なる民間設備投資の推進等を図るため、減収補てん措置の対象資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけることを引き続き提言するもの。（諫早市）

#### 2. 工業団地の整備について〔継続3回〕

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

#### 3. V・ファーレン長崎への支援について〔継続6回〕

全県をホームタウンとするV・ファーレン長崎について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- （1）県内全市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、V・ファーレン長崎を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- （2）V・ファーレン長崎と自治体が連携し、V・ファーレン長崎の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、県内自治体の窓口としてV・ファーレン長崎との連携を図ること。

- (3) 県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産のPRの機会ととらえ、アウェイサポーターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前などで県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取組みを図ること。
- (4) ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

(資料 10-2 参照)

#### **4. 県と市町の連携による広域観光の活性化について**〔継続1回〕

国内観光については国や各自治体の旅行支援の効果もあり、各地の観光需要はコロナ禍前の状況に回復しつつある。

また、入国規制緩和や客船の受け入れ再開等に伴い訪日外国人数も堅調な回復が見られている。

この機を逸することなく、長崎県内への誘客や消費拡大をさらに促すために、長崎県を中心としたこれまで以上の広域観光の活性化に向けた取組みについて、次のとおり要請する。

- (1) 広域観光の取組みについて、企画段階からの意見交換や方向性の確認など、これまで以上に県と市町の連携強化を図ること。
- (2) 国内観光において、長崎県内のみならず北部九州各県との連携した相互送客や広域周遊観光の促進に取り組むこと。
- (3) 国内で開催される大規模イベント等を契機とした訪日外国人観光客の長崎県内への誘致促進に取り組むこと。
- (4) 離島・半島地域に対する食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

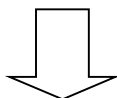
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

## 自治体支援の状況

### 1 プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議

#### (旧 V・ファーレン長崎自治体連携会議)

県下市町において自治体支援会議を設立し、集客支援等について協議を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかった 2020 シーズンを除いて観客動員数は増加傾向にあること、財務基盤も改善されてきていること、また、V・ファーレン長崎が積極的に地域貢献活動に取り組んでおり、今後も更なる連携の強化が求められていることを考慮し、各自治体からクラブへの支援という形から、双方が連携して地域課題の解決を目指す段階に進んでいると判断し、各自治体とクラブとの合意により、会議名を自治体連携会議と改称することとした。今後は、自治体の各施策とクラブの地域貢献活動との連携を軸に協議を行い、具体的な取り組みに繋げていく。

【構成】 県及び県内全市町で構成

【令和 5 年度開催状況】

| 回 数           | 期 日            | 内 容                                      |
|---------------|----------------|------------------------------------------|
| 連携会議<br>第 1 回 | R5. 6. 8 (木)   | V・ファーレン長崎からの報告<br>各市町の V・ファーレン長崎関連事業について |
| 連携会議<br>第 2 回 | R5. 11. 21 (火) | V・ファーレン長崎からの報告<br>県や各市町の事業実施状況等について      |

### 2 V・ファーレン長崎練習場の状況

諫早市サッカー場

### 3 V・ファーレン長崎選手の長崎県出身者

- ・五月田 星矢 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (2021 シーズン加入)
- ・安部 大晴 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (V 長崎 U-18 兼 2022 シーズン加入)

## 第 1 1 号議案

### 学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について〔継続6回〕

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、小学1、2年生を30人学級とするとともに、中学校においても35人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

#### 2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について〔継続6回〕

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

#### 3. 派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について〔継続6回〕

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど財政的な支援措置を講じること。

(資料 11-1 参照)

#### 4. 養護教諭の配置について〔継続 6 回〕

分校及び 3 学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

#### 5. 学校事務職員の配置について〔継続 6 回〕

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び 4 学級未満（中学校においては 3 学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

#### 6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について〔継続 6 回〕

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

(資料 11-2 参照)

## 7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について〔継続 6 回〕

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

## 8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について〔継続 6 回〕

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）附則第 2 項及び学校図書館法附則第 2 項の学校の規模を定める政令（平成 9 年政令第 189 号）の規定により、12 学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12 学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

(資料 11-3 参照)

## 9. ICT 教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実と ICT 支援員配置のための支援について〔継続 6 回〕

各自治体において学校の ICT 教育環境整備を推進しているところであるが、ICT を効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。

そこで、県においては、引き続き教職員の ICT 教育に関する研修をより一層充実させるとともに、ICT 教育支援を全県的に取り組むため、熱意のある ICT 支援員<sup>1</sup>の育成などにより、学校における ICT 教育環境の充実を図ること。

(資料 11-4 参照)

## 10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について〔継続 6 回〕

- (1) 長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成 20 年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成 22 年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成 28 年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長

崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 11-5 参照)

- (2) 長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。  
長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 11-6 参照)

### 1 1. 特別支援学級編制基準の弾力化について〔継続 5 回〕

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、状態が異なる複数の児童生徒への対応を教員 1 人で行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在 8 人で 1 学級となっている特別支援学級の編制基準を、6 人以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うこと。

### 1 2. 統合型校務支援システムの導入について〔継続 5 回〕

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して引き続き財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。

### 1 3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について〔継続 2 回〕

近年の小中学校管理職員の選考試験における教頭志願者の倍率は低下傾向にあることや、県における教職員の女性管理職の割合は全国と比較し低い状況であるなど、今後の管理職希望者不足が懸念される。その原因の一つが教頭の長時間労働だとされているため、教頭が本来の職務に注力できるよう教頭業務を見直し改善を図ること。特に、中学校教頭における時間外勤務が多いことから、この改善を図るため、中学校教頭を義務標準法による教科定数外として配置することや教頭業務を補佐する職員を配置すること。

また、これが難しい場合には、中学校教頭と同教科教員の加配配置や教頭の授業時数が多い場合に非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長、主幹

教諭を配置するなど、教頭が働きやすい環境を整えるための措置を講じること。

#### 1 4. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続4回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう、次の事項の実現について国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (4) 屋内運動場への空調設備の整備については、断熱性確保工事と併せて補助対象とされているが、既存の屋内運動場の多くは断熱性確保工事が必要となり、現行の大規模改造空調整備事業における補助対象工事費上限額を超えることが見込まれる。補助単価の嵩上げは行われているものの実工事費との乖離が大きいため、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。(長崎市)

(説明)

提言する (長崎市ほか全市)

- ・近年の気候変動の影響から年々気温が高まる中、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所として重要な役割を担う学校の屋内運動場について、空調設備の整備により熱中症等の事故を未然に防ぐ環境を整備することは極めて重要である。

屋内運動場における空調設備の整備において、現行の国庫補助制度では1校あたりの対象工事費の上限額が7,000万円であり、断熱性の確保も条件とされているが、断熱性確保工事も併せて行った場合、現行の補助対象工事費上限額7,000万円を超える工事費が見込まれる。老朽化が進み、断熱性に乏しい屋内運動場を数多く抱える中で、現行の補助制度では自治体の財政負担が大きく、進捗を図ることが難しいと考える。

そこで、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うとともに、例えば、断熱性確保工事を行わずとも、屋内運動場の活動範囲のみに部分的に空調を効かせることで補助対象とするなど、柔軟な対応を追加で要望するもの。(長崎市)

## ~~1-5. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について~~〔廃案〕(長

崎市ほか全市)

~~多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じるよう、国に対して働きかけること。~~

~~また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるように施策を講じるよう、国に対して働きかけること。~~

(説明)

提言しない (長崎市ほか全市)

- ・国の令和5年度補正予算において端末更新費用等の財政支援が明示されたこと及び継続7回目の議案提言となり一旦収束するため。(長崎市)

## ~~1-6-15. 学校給食費の無償化について~~〔継続1回〕

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関す

る正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう国に働きかけること。

## 派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和6年1月9日現在

| 市名   | 学校数(校) |     | 児童生徒数(人) | 児童生徒数(人) 計 | 指導主事数(人) |
|------|--------|-----|----------|------------|----------|
| 長崎市  | 小学校    | 68  | 17,762   |            |          |
|      | 中学校    | 37  | 8,341    | 26,597     | 34       |
| 佐世保市 | 小学校    | 44  | 12,475   |            |          |
|      | 中学校    | 24  | 6,173    |            |          |
|      | 義務教育学校 | 2   | 47       | 18,695     | 33       |
| 島原市  | 小学校    | 9   | 2,277    |            |          |
|      | 中学校    | 5   | 1,088    | 3,365      | 6        |
| 諫早市  | 小学校    | 28  | 7,379    |            |          |
|      | 中学校    | 14  | 3,476    | 10,855     | 12       |
| 大村市  | 小学校    | 15  | 6,328    |            |          |
|      | 中学校    | 6   | 3,043    | 9,371      | 11       |
| 平戸市  | 小学校    | 15  | 1,364    |            |          |
|      | 中学校    | 8   | 723      | 2,087      | 6        |
| 松浦市  | 小学校    | 9   | 1,063    |            |          |
|      | 中学校    | 7   | 597      | 1,660      | 5        |
| 対馬市  | 小学校    | 16  | 1,269    |            |          |
|      | 中学校    | 11  | 684      | 1,953      | 7        |
| 壱岐市  | 小学校    | 18  | 1,280    |            |          |
|      | 中学校    | 4   | 682      | 1,962      | 6        |
| 五島市  | 小学校    | 14  | 1,414    |            |          |
|      | 中学校    | 11  | 763      | 2,177      | 8        |
| 西海市  | 小学校    | 10  | 1,162    |            |          |
|      | 中学校    | 6   | 616      | 1,778      | 6        |
| 雲仙市  | 小学校    | 17  | 2,067    |            |          |
|      | 中学校    | 7   | 1,014    | 3,081      | 7        |
| 南島原市 | 小学校    | 15  | 1,904    |            |          |
|      | 中学校    | 8   | 982      | 2,886      | 7        |
| 計    | 小学校    | 279 | 57,744   |            |          |
|      | 中学校    | 148 | 28,182   |            |          |
|      | 義務教育学校 | 2   | 47       | 85,973     | 148      |

## 小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の( )内の数字は県派遣の数字

令和6年1月9日現在

| 市名   | 区分                 | 職種                 | 人数                  | 勤務内容等                                                                                                                      | 配置開始年度                       | 備 考                                                                                                                                                                            |
|------|--------------------|--------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎市  | カウンセラー派遣           | 会計年度任用職員           | 0<br>60回程度          | 希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)                                                        | H16                          | 県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など                                                                                                                                               |
|      | 学校相談員              | 非常勤職員              | 20                  | 1日4時間、週2～3日勤務、中学校20校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)                                                                             | H16<br>(H10～15<br>国の事業として配置) | H21～H30 中22校<br>R01 中21校<br>R02～04 中20校                                                                                                                                        |
|      | 学校サポーター            | 非常勤職員              | 小61校166人<br>中37校34人 | ・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日<br>・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等)<br>・中学校においては10学級以上ある16校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など) | 小H16<br>中R02                 | H21 小38校 H29 小58校<br>H22 小38校 H30 小61校<br>H23 小38校 R01 小64校<br>H24 小48校 R02 小50校、中4校<br>H25 小63校 R03 小61校、中18校<br>H26 小62校 R04 小64校、中18校<br>H27 小60校 R05 小61校、中37校<br>H28 小58校 |
|      | スクールソーシャルワーカー      | 会計年度任用職員           | 8(0)                | 1日6時間、週5日勤務、教育研究所に8人配置。(問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)                                                           | H23                          | 平成27年度から長崎市雇用が8人体制となる。                                                                                                                                                         |
|      | 教育相談員              | 会計年度任用職員           | 3(0)                | 1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)                                                                     | H9                           | 令和元年度から3人体制となる。                                                                                                                                                                |
|      | 学びの支援センター(旧適応指導教室) | 会計年度任用職員           | 2(0)                | 1日6時間、週5日勤務。教育研究所に2人配置。(学びの支援センターにおいて小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)                                                | H27                          |                                                                                                                                                                                |
|      | スクールカウンセラー         | 会計年度任用職員           | 0(19)               | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。                                                                                        | H7                           | H29 小26校 中34校<br>H30 小28校 中34校<br>R01 小31校 中34校<br>R02 小35校 中34校<br>R03～04 小44校 中34校<br>R5 小68校 中37校                                                                           |
| 佐世保市 | 心の教室相談員            | 非常勤職員              | 22                  | 1日半日程度、年間100日                                                                                                              | H10                          | 教育委員会からの委嘱                                                                                                                                                                     |
|      | スクールソーシャルワーカー      | パートタイム<br>会計年度任用職員 | 7                   | 年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、運搬・調整、学校内における組織体制の構築、支援                                  | H22                          | H22 1名 R2 6名<br>H23～H27 2名 R3～R4 7名<br>H28～H29 3名<br>H30～R1 4名                                                                                                                 |
|      | 教育相談員              | 非常勤職員              | 214回                | 県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など                                                             | H13                          |                                                                                                                                                                                |
|      | 青少年教育センター教育相談員     | フルタイム<br>会計年度任用職員  | 4                   | 1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。                                                                    | H4                           |                                                                                                                                                                                |
|      | 学校適応指導教室担当         | フルタイム<br>会計年度任用職員  | 1                   | 1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。                                                                                         | H13                          |                                                                                                                                                                                |
|      | 学校適応指導教室指導員        | パートタイム<br>会計年度任用職員 | 2                   | 月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。                                                                                | H27                          |                                                                                                                                                                                |
|      | サテライト学校適応指導教室担当    | パートタイム<br>会計年度任用職員 | 1                   | 年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。                                             | R3                           |                                                                                                                                                                                |
|      | メンタルフレンド           | ボランティア             | 19                  | 引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。                                                          | H13                          |                                                                                                                                                                                |
| 島原市  | スクールカウンセラー         | 県配置職員              | 0(4)                | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小・中学校に配置。                                                                   | H24                          |                                                                                                                                                                                |
|      | スクールソーシャルワーカー      | 県配置職員              | 0(1)                | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。1日6時間の35週                                                                               | H27                          |                                                                                                                                                                                |
|      | 適応指導教室相談員          | 会計年度任用職員           | 2                   | 不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。1日6時間の週5日を基本。                                                                                       | H8                           |                                                                                                                                                                                |
|      | 心の教室相談員            | 会計年度任用職員           | 5                   | 全中学校に配置。第一、第二、有明中;1日5時間の週4日。第三、三会中;1日4時間の週3日                                                                               | H10                          |                                                                                                                                                                                |

※人数欄の( )内の数字は県派遣の数字

令和6年1月9日現在

| 市名  | 区分            | 職種                  | 人数    | 勤務内容等                                                                            | 配置開始年度 | 備 考                                                                           |
|-----|---------------|---------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 諫早市 | 心の相談員         | パートタイム<br>会計年度任用職員  | 20    | 週3日程度、概ね年間120日<br>全小学校(28)に兼務で配置                                                 | H14    | 児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置                                                   |
|     |               |                     |       | 週3日程度、概ね年間120日<br>全中学校(14)に兼務で配置                                                 | H10    |                                                                               |
|     | 少年相談員         | パートタイム<br>会計年度任用職員  | 5     | 1日7.5時間、週4日勤務<br>諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。                                       | H6     | 嘱託員3名は主に、不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他2名は主に、来所及び電話相談等の相談活動を行っている。また、地域巡回を行っている。 |
|     | スクールカウンセラー    | 県非常勤職員              | 0(11) | 全中学校14校に11名を配置(中学校区の小学校にもエリア校として兼務し、教育相談、カウンセリング等を行う。)                           | H14    | 県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)                                                      |
|     | スクールソーシャルワーカー | 県非常勤職員              | 0(1)  | 1日6時間、週3日勤務<br>諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関との連絡調整等を行う。                                | H23    | 県配置                                                                           |
| 大村市 | 心の教室相談員       | 会計年度任用職員            | 18    | 1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)                                        | H21    | H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用                                               |
|     | スクールソーシャルワーカー | 会計年度任用職員及び<br>県配置職員 | 2(1)  | 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。<br>学校教育課へ配置。                          | H15    |                                                                               |
|     | 教育相談員         | 会計年度任用職員            | 1     | 1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)                | H28    |                                                                               |
|     | スクールカウンセラー    | 県配置職員               | 0(6)  | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。                                              | H9     |                                                                               |
|     | 適応指導教室長       | 会計年度任用職員            | 1     | 1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)                                           | H29    |                                                                               |
|     | 適応指導教室補助指導員   | 会計年度任用職員            | 3     | 1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)                                       | H9     |                                                                               |
|     | 適応指導教室補助指導員   | 会計年度任用職員            | 1     | 週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談を行う。)                                                    | R2     |                                                                               |
|     | 小・中学生サポートルーム  | 会計年度任用職員            | 2     | 1日6時間、週5日間勤務<br>学校に行くことができないだけでなく、家を出ることができない児童生徒の居場所として開設                       | R3     | R3. 4. 1開設                                                                    |
| 平戸市 | 教室支援員         | 会計年度任用職員(パート)       | 2     | 雇用期間は年間<br>勤務は週30時間(1日6h×5日)<br>報酬は月額                                            | H11    |                                                                               |
|     | スクールソーシャルワーカー | 県配置<br>非常勤職員        | 0(1)  | 市教育委員会に配置し、各学校と連絡調整の上、学校訪問を行う。<br>様々な課題を抱える児童生徒に対して、置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワーク構築 | H24    |                                                                               |
|     | スクールカウンセラー    | 県配置<br>非常勤職員        | 0(6)  | 様々な課題を抱える児童生徒に対して、教育相談・カウンセリングを行う。                                               | H17    |                                                                               |
| 松浦市 | 適応指導教室指導員     | 会計年度任用職員            | 2     | 1日7時間、報酬は月額<br>平成19年に開設、市費で1名<br>平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急雇用分も市費で雇用)             | H19    | R2年度から会計年度任用職員(市雇用)                                                           |
|     | スクールソーシャルワーカー | 会計年度任用職員(県配置職員)     | 0(2)  | 1日6時間、1名は週2日の勤務、もう1名は週1回の勤務。市内を3地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。                  | H20    |                                                                               |
|     | 松浦市スクールカウンセラー | 民間委託                | 1(4)  | 市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。         | H26    | R2年度から業務委託契約に変更                                                               |
| 対馬市 | 教育相談員         | 会計年度任用職員            | 4     | 年間173日以内、1日の勤務時間6時間<br>(中学校4校に配置)                                                | H17    | 児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など                                                    |
|     | 介助員           | 会計年度任用職員            | 71    | 年間173日以内、1日の勤務時間6時間<br>(小学校15校、中学校9校に配置)                                         | H17    | 教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。                          |
|     | 教育支援センター指導員   | 会計年度任用職員            | 1     | 不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務<br>1日7時間、週5日                                               | H31    | 入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで                                                   |
|     | スクールソーシャルワーカー | 会計年度任用職員            | 0(1)  | 1日6時間、週3日間35週を基本。<br>拠点校の中学校1校に配置                                                | H25    | 問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等            |
|     | スクールカウンセラー    | 会計年度任用職員            | 0(2)  | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校11校に兼務で配置。                                          | H19    | 児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言             |

※人数欄の( )内の数字は県派遣の数字

令和6年1月9日現在

| 市名   | 区分            | 職種          | 人数   | 勤務内容等                                                                                 | 配置開始年度             | 備 考                                                                  |
|------|---------------|-------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 竜崎市  | 心の教室相談員       | 非常勤職員       | 4    | 1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)                                                           | H18                | 中学校4校                                                                |
|      | スクールカウンセラー    | 非常勤職員       | 0(2) | 不登校等、児童生徒に係る対応の充実を図るため、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。                                     | H19                |                                                                      |
|      | スクールソーシャルワーカー | 県配置職員       | 0(1) | 週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校児童生徒に係る対応の充実を図るため、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。 | H27                |                                                                      |
|      | 教育支援教室指導員     | 会計年度任用職員    | 2(0) | 1日5時間程度、週5日勤務、不登校の児童生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。                         | H29                |                                                                      |
| 五島市  | 学校適応支援員       | 会計年度任用職員    | 1    | 週4日、1日7時間、年間200日を。他校に要請があった学校へ週1日、1～2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。                | H29                |                                                                      |
|      | スクールカウンセラー    | 非常勤職員       | 1(4) | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校14校、中学校11校に配置。                                           | H13                |                                                                      |
|      | スクールソーシャルワーカー | 非常勤職員       | 1(1) | 1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等                         | H20                |                                                                      |
|      | 教育支援教室指導員     | 会計年度任用職員    | 2    | 1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。                       | H22                |                                                                      |
| 西海市  | 心の教室相談員       | 会計年度任用職員    | 4    | 生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。<br>1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置             | H17                | H22～H23 中6校<br>H24 中5校<br>H25～ 中4校                                   |
|      | 適応指導教室指導員     | 会計年度任用職員    | 2    | 不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。<br>1日6時間、週5日                                | H19                | R5.11.1～指導員1名増員                                                      |
|      | スクールソーシャルワーカー | 会計年度任用職員    | 1(1) | 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等                                       | H25                | H21～H24県配置<br>H25.5～H26 1名雇用<br>H27～県配置<br>H30～市雇用1名                 |
|      | スクールカウンセラー    | 会計年度任用職員    | 0(3) | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全小・中学校に配置。                                                  | H18                | R5～全校配置                                                              |
| 雲仙市  | スクールサポーター     | 会計年度任用職員    | 26   | 1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。                  | 小学校:H18<br>中学校:H19 |                                                                      |
|      | 訪問指導員         | 会計年度任用職員    | 2    | 不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。                                                      | H22                |                                                                      |
|      | スクールソーシャルワーカー | 会計年度任用職員    | 0(1) | 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等                                       | H25                |                                                                      |
|      | スクールカウンセラー    | 会計年度任用職員    | 0(6) | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。                                                   | H17                |                                                                      |
| 南島原市 | 心の教室相談員       | 非常勤         | 12   | 児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。<br>小学校5人、中学校7人<br>週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)      | H18                |                                                                      |
|      | スクールソーシャルワーカー | (県)会計年度任用職員 | 0(1) | 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。                                            | H27                |                                                                      |
|      | 適応指導教室指導員     | (市)会計年度任用職員 | 3    | 不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。<br>1日5時間45分                                        | R3                 | 令和2年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として令和3年度から配置した。 |
|      | スクールカウンセラー    | (県)会計年度任用職員 | 0(5) | 不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小中学校に配置。                               | H18                |                                                                      |

## 学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和5年5月1日現在

| 市名   | 区分                    | 職種                      | 人数(人) | 勤務内容等                                                                                                     | 配置開始年度                                    | 備考                                                             |
|------|-----------------------|-------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 長崎市  | 学校図書館司書               | 会計年度任用職員                | 43    | 1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置                                                                             | H21                                       | H21・22…4人<br>H23…18人<br>H24～26…36人<br>H27～30…43人<br>R01～05…43人 |
| 佐世保市 | 学校司書                  | パートタイム<br>会計年度任用職員      | 23    | 1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置                                                                     | H17                                       |                                                                |
| 島原市  | 学校司書                  | 会計年度任用職員                | 14    | 1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置                                                                       | H21:9人<br>H22:5人                          |                                                                |
| 諫早市  | 学校図書館運営支援員            | パートタイム<br>会計年度任用職員      | 42    | 全小・中学校42校に配置<br>・1日3時間、週4日勤務                                                                              | H20～<br>学校司書4人<br>H24.9～<br>学校図書館運営支援員42人 |                                                                |
| 大村市  | 学校司書                  | 会計年度任用職員                | 15    | 1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。                                                             | H24                                       |                                                                |
| 平戸市  | 学校図書館支援員              | 会計年度任用職員<br>(パート)       | 5     | 週29時間勤務、5校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)                                                                             | H21                                       |                                                                |
| 松浦市  | 学校図書支援員               | 会計年度任用職員                | 3     | 年間227日間(1日7時間)、各学校を週1回巡回して勤務                                                                              | H26年7月～                                   |                                                                |
| 対馬市  | 学校図書館支援員              | 会計年度任用職員                | 13    | 市内小・中学校26校に配置<br>1日4時間、年間200日勤務<br>1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1校勤務(100日×1校)                                     | H25                                       |                                                                |
| 壱岐市  | 学校司書                  | パートタイム<br>会計年度任用職員      | 4     | 1日6.5時間 月14～20日程度 小・中学校22校を巡回(1人5～6校)                                                                     | H25                                       | H25…2人<br>H26～29…3人<br>H30～4人                                  |
| 五島市  | 学校図書館支援員              | 会計年度任用職員                | 4     | 小学校3校、中学校1校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。<br>・週29時間程度、年間242日上限                                        | H25                                       |                                                                |
| 西海市  | 学校図書館司書<br>学校図書館運営補助員 | 会計年度任用職員                | 7     | 司書(4人)は1日6時間、週5日勤務、中学校4校・小学校4校に配置。(小1校・中1校を兼務)<br>図書補助員(3人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校5校に配置(1人は1校単独配置、他2人は2校兼務) | H21学校図書館司書<br>H23学校図書館運営補助員               |                                                                |
| 雲仙市  | 図書支援員                 | 会計年度任用職員<br>(スクールサポーター) | 26    | 1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。                                      | 小学校:H18<br>中学校:H19                        |                                                                |
| 南島原市 |                       |                         | 0     | 本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣                                                                                  |                                           |                                                                |

## 長崎県内のICT教育環境整備状況

令和5年5月1日現在

| 市名                        | 電子黒板等大型提示装置                                                                                                                                         | 児童生徒用タブレット及び授業支援ソフト                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎市<br>(小68、中37)          | R4年度に以下の教室に電子黒板を導入<br>・普通教室・理科室に各1台<br>・知的学級・情緒学級に各1台<br>・通級指導教室を有する学校に1台<br>※旧大型提示装置は特別教室等で活用                                                      | 小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備<br>※授業支援ソフト:小1～小3は「ロイロノート・スクール」<br>※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用                                                                                                               |
| 佐世保市<br>(小44、中24、<br>義務2) | 全小・中・義務教育学校に2台整備済<br>必要に応じて学校配当予算で整備                                                                                                                | 全小・中・義務教育学校の児童生徒用Chromebook整備済<br>通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。<br>授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。<br>オンラインドリルとして「eライブラリアドバンス」を利用                                                                            |
| 島原市<br>(小10、中5)           | 小・中学校各校1台<br>大型モニター普通教室各1台                                                                                                                          | 小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)※3、119台<br>電子黒板 小・中学校各校1台整備<br>大型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台整備<br>Google Workspace for Educationを活用<br>問題データベースタブレットドリル(東京書籍)を導入                                                                |
| 諫早市<br>(小28、中14)          | 【大型モニター等】<br>市内各小・中学校<br>普通教室 各 1台<br>6特別教室 各 1台<br>※校内LANに無線接続                                                                                     | 【児童生徒用タブレット】<br>市立小・中学校の児童生徒に1台ずつ整備<br>【授業支援ソフト】<br>現在選定中(7月中旬に導入予定)<br>【学習ドリル】(令和4年4月～)<br>学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入<br>(導入していない学校もあり)                                                                                         |
| 大村市<br>(小15、中6)           | 【大型提示装置(大型テレビ等)】<br>小:287台 中:132台<br>※ 令和元年度以降は、必要に応じて学校配当予算で追加整備                                                                                   | 市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook)<br>Google Workspace for Education, eライブラリアドバンス                                                                                                                                                    |
| 平戸市<br>(小15、中8)           | 大型提示装置:普通教室1台<br>特別支援学級を有する学校に1台<br>理科室に全台導入。                                                                                                       | 【児童生徒用タブレット】<br>市内全児童生徒に1人1台導入済み<br>【授業支援ソフト】<br>「Google Work Space for Education」を利用<br>「Win Bird」を全校に導入<br>「オクリンク」「ムーブノート」を小学校に導入<br>【学習ドリル】<br>ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入                                                        |
| 松浦市<br>(小9、中7)            | 【電子黒板】<br>普通教室各1台<br>特別教室各校2台                                                                                                                       | Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済<br>授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用                                                                                                                                                    |
| 対馬市<br>(小16、中11)          | プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。<br>タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。                                                                                            | 小:一人一台導入済(LTE方式)<br>中:一人一台導入済(LTE方式)<br>ロイロノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)                                                                                                                                                            |
| 壱岐市<br>(小18、中4)           | 小:学校規模に合わせ、4～6台<br>中:普通教室全てに導入                                                                                                                      | ChromeBook(wi-fi)を導入済<br>小:1,624台(教師用含む)<br>中:836台(教師用含む)<br>Workspace for Education, eライブラリアドバンスを活用                                                                                                                         |
| 五島市<br>(小14、中11)          | 市内小・中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備                                                                                                                    | (現在配置)<br>・iPad 小学校:147台、中学校: 77台<br>・GiGAスクール対応端末整備完了(Chromebook)<br>小:1723台(教師用含む)<br>中:823台(教師用含む)<br>・授業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。<br>・R4、有償の授業支援ソフトを導入済み。(InterCLASS Cloud)                                             |
| 西海市<br>(小13、中6)           | 全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校裁量の場所)に電子黒板を整備している。                                                                                                     | ・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備<br>・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。<br>・授業支援アプリ「ロイロノート(小1～小6)」※無料期間中<br>・授業支援アプリ「スカイメニュー(小1～小6)」<br>・AIドリル「ドリルパーク(小1～小6)」 「キュビナ(中1～中3)」                                    |
| 雲仙市<br>(小17、中7)           | 全校の普通教室と理科室に1台常設                                                                                                                                    | Chromebook(wi-fi)を導入済<br>【当初導入台数】<br>・小:2,312台(教師用、予備含む)<br>・中:1,100台(教師用、予備含む)<br>ドリル教材は『eライブラリアドバンス』、授業支援ソフトは『Google Workspace for Education』を利用                                                                           |
| 南島原市<br>(小15、中8)          | 【電子黒板】 普通教室・特別教室<br>小:118台(普通教室1台程度)<br>中:59台(普通教室1台程度)<br>【大型モニター】 普通教室・特別教室<br>小:31台<br>中:34台<br>※R4～R7<br>通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購入及び更新を行う予定。 | R2:小(1,114台・小4～小6、教師用)<br>R2:中(1,146台・中1～中3、教師用)<br>R3:小(31台・教師用)<br>R3:小(939台・小1～小3、教師用)<br>R3:中(51台・教師用)<br>※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台)<br>当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針 |

| 市名                    | デジタル教科書                                                                                                                                                                                                                                                                  | ICT支援員                                                                                                                                                  | タブレットPCの通信料(家庭)の負担                                                                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎市<br>(小68、中37)      | 小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の道德、書写)<br>中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道德)                                                                                                                                                                                                                | ICT支援員6名を業務委託にて配置<br>※別途「GIGAスクール運営支援センター」の運営支援員として6名配置                                                                                                 | Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定める基本プラン<月額770円>を支給。生活保護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を支給) |
| 佐世保市<br>(小44、中24、義務2) | 小:国語、算数(指導者用)<br>他教科は必要に応じて学校予算で対応<br>中:国語、数学、英語を整備(指導者用)<br>他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または必要に応じて学校予算で対応<br>・R5文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語を小中全70校・小学校算数23校・中学校数学13校に導入                                                                                                  | 令和3年～令和6年までの4カ年事業<br>・令和4～6年度・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)                                                                                                   | 市負担(1台につき5G/月)                                                                                                |
| 島原市<br>(小10、中5)       | 指導者用デジタル教科書<br>R2～小:1年生～6年生(算数)※各学年1つ<br>R3～中:1年生～3年生(英語、理科)※各学年1つずつ<br>他教科は、各学校予算で購入<br>R5文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語は全小・中学校、算数、数学は希望校に導入                                                                                                                           | R2:1名雇用<br>R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名)<br>R4:1名雇用(ICT支援員)<br>R5:2名雇用(ICT支援員)                                                                      | 家庭負担<br>※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)                                                              |
| 諫早市<br>(小28、中14)      | 指導者用<br>小学校<br>各学校(国語、算数、社会、理科、外国語)を導入<br>中学校<br>各学校(国語、社会、数学、理科、英語)を導入<br>学習者用<br>・小学校は算数、中学校は数学、英語のデジタル教科書を希望校に導入                                                                                                                                                      | 令和5年度より1名 会計年度任用職員として任用                                                                                                                                 | 家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担(就学援助世帯に対し、オンライン学習通信費を扶助)                                                                  |
| 大村市<br>(小15、中6)       | 【指導者用】<br>小:国語、算数(全学年)、英語(5、6年)<br>中:国語、数学、英語(全学年)<br>【学習者用】<br>〔外国語〕:全小学校(5・6年)と中学校<br>〔算数・数学〕:小学校(5・6年)7校と中学校3校<br>※令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用<br>〔国語(書写含む)〕〔社会〕〔地図帳〕:小学校(5・6年)4校<br>〔理科〕〔地理〕〔歴史〕〔公民〕〔地図帳〕:中学校3校<br>※令和5年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」を活用 | R5年度:1名 時給1170円×6時間(市雇用)                                                                                                                                | ・家庭負担<br>・Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)                                                             |
| 平戸市<br>(小15、中8)       | 【指導者用】<br>小:算数(1～6年生)、理(3～6年生)、社(5～6年生)<br>中:国語、社会、数学、理科、英語<br>【学習者用】<br>令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用                                                                                                                                                           | GIGAスクール運営支援センター設置                                                                                                                                      | 家庭負担<br>※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルータを貸与。                                                               |
| 松浦市<br>(小9、中7)        | 【指導者用】<br>小:算数、理科<br>中:社会、数学、理科、英語<br>【学習者用】<br>令和5年度文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用                                                                                                                                                                                         | 未配置                                                                                                                                                     | 市負担(5G/月)                                                                                                     |
| 対馬市<br>(小16、中11)      | 小:英語(指導者用)導入済                                                                                                                                                                                                                                                            | ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)                                                                                                               | 市負担                                                                                                           |
| 杵岐市<br>(小18、中4)       | ・令和4年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用<br>小:英語(18校)、算数(12校)か理科(6校)<br>中:英語(4校)、数学(2校)か理科(2校)                                                                                                                                                                             | 未配置                                                                                                                                                     | 未定                                                                                                            |
| 五島市<br>(小14、中11)      | 小:すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み<br>中:すべての中学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み<br>※他教科については、学校配当予算でも購入している。<br>実証事業の活用により全小中学校に英語の学習者用デジタル教科書を導入済み。また、各校プラス1教科を導入済み。                                                                                                           | H29:2名(市雇用1名、業者委託1名)<br>H30:1名(業者委託)<br>R元:2名(市雇用1名、業者委託1名)<br>R2:2名(市雇用1名、業者委託1名)<br>R3:3名(市雇用1名、業者委託2名)<br>R4:3名(市雇用1名、業者委託2名)<br>R5:4名(市雇用1名、業者委託3名) | R4は基本的に各家庭の回線に接続する。<br>就学援助家庭への通信費補助を行う。(就学援助家庭、特別支援学級在籍児童生徒の家庭:14000円/年)                                     |
| 西海市<br>(小13、中6)       | 指導者用デジタル教科書<br>小:国語、社会、算数、理科、英語<br>中:国語、社会、数学、理科、英語                                                                                                                                                                                                                      | 令和5年度は、GIGAスクールサポーター3人を市内15校に合計225回(各校15回)訪問で業務委託。                                                                                                      | 就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、月額14000円を上限に補助する。                                                                  |
| 雲仙市<br>(小17、中7)       | 指導者用デジタル教科書<br>小:国語、社会、算数、理科、英語(令和2年度整備済)<br>中:国語、社会【地理、歴史、公民、地図】<br>数学、理科、英語(令和3年度整備済)                                                                                                                                                                                  | R5年度にICT支援員(会計年度任用職員)を1名配置予定。                                                                                                                           | 家庭負担<br>※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)                                                              |
| 南島原市<br>(小15、中8)      | 【指導者用デジタル教科書】<br>R2:小(算数・全学年)<br>R3:中(英語・全学年)<br>【指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属)】<br>R2:小(書写・生活・外国語・道德)<br>R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道德)<br>【学習者用デジタル教科書】<br>R4:小(英語・算数・理科)<br>R4:中(英語・数学・理科)<br>R5:小(英語・算数)<br>R5:中(英語・数学)<br>※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用                            | H29～R3:ICT支援員(2～4名)を市で雇用<br>R4～:市内業者に業務委託                                                                                                               | 通信環境がある家庭<br>Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。<br><br>通信環境がない家庭<br>LTE端末を整備し、通信料については、市負担。<br>(1台につき5G/月)             |

## 長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

| 年度  | 全国・九州派遣費 | 県中総体開催費 | 離島派遣費 | 事務局運営費 | 合 計    |
|-----|----------|---------|-------|--------|--------|
| S52 | 2,000    | 1,000   | 1,200 | 300    | 4,500  |
| 53  | 2,000    | 1,000   | 2,420 | 285    | 5,705  |
| 54  | 2,000    | 1,000   | 2,884 | 300    | 6,184  |
| 55  | 3,000    | 1,000   | 2,884 | 300    | 7,184  |
| 56  | 3,000    | 1,000   | 3,809 | 300    | 8,109  |
| 57  | 3,000    | 1,000   | 4,200 | 285    | 8,485  |
| 58  | 3,000    | 1,000   | 4,715 | 270    | 8,985  |
| 59  | 3,000    | 1,000   | 5,030 | 270    | 9,300  |
| 60  | 2,700    | 900     | 5,334 | 240    | 9,174  |
| 61  | 3,318    | 1,200   | 5,382 | －      | 9,900  |
| 62  | 2,700    | 1,200   | 5,400 | －      | 9,300  |
| 63  | 2,700    | 1,200   | 5,400 | －      | 9,300  |
| H元  | 2,700    | 1,300   | 5,400 | －      | 9,400  |
| 2   | 2,700    | 1,300   | 5,400 | －      | 9,400  |
| 3   | 2,700    | 1,300   | 5,400 | －      | 9,400  |
| 4   | 2,700    | 1,300   | 5,400 | －      | 9,400  |
| 5   | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 6   | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 7   | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 8   | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 9   | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 10  | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 11  | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 12  | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 13  | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 14  | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 15  | 2,700    | 1,300   | 6,880 | －      | 10,880 |
| 16  | 2,200    | 1,100   | 6,880 | －      | 10,180 |
| 17  | 2,200    | 1,100   | 6,880 | －      | 10,180 |
| 18  | 2,200    | 1,100   | 6,880 | －      | 10,180 |
| 19  | 2,200    | 1,100   | 6,880 | －      | 10,180 |
| 20  | 1,980    | 990     | 6,192 | －      | 9,162  |
| 21  | 1,980    | 990     | 6,192 | －      | 9,162  |
| 22  | 1,980    | 1,100   | 6,192 | －      | 9,272  |
| 23  | 1,980    | 1,100   | 6,192 | －      | 9,272  |
| 24  | 2,280    | 1,100   | 6,192 | －      | 9,572  |
| 25  | 2,280    | 1,100   | 6,192 | －      | 9,572  |
| 26  | 2,280    | 1,100   | 6,192 | －      | 9,572  |
| 27  | 2,052    | 990     | 6,192 | －      | 9,234  |
| 28  | 2,052    | 990     | 6,192 | －      | 9,234  |
| 29  | 2,052    | 990     | 6,192 | －      | 9,234  |
| 30  | 2,052    | 990     | 6,192 | －      | 9,234  |
| R元  | 2,052    | 990     | 6,192 | －      | 9,234  |
| 2   | 2,052    | 990     | 6,192 | －      | 9,234  |
| 3   | 2,052    | 990     | 6,192 | －      | 9,234  |
| 4   | 1,952    | 990     | 6,192 | －      | 9,134  |
| 5   | 1,852    | 990     | 5,944 | －      | 8,786  |

## 長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

|                                   | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R元    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 長崎県中学校総合文化祭<br>開催費補助事業            | 1,000 | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 0     | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   |
| 長崎県中学校総合文化祭<br>離島地区中学校参加費補<br>助事業 | 800   | 720   | 720   | 720   | 720   | 720   | 720   | 742   | 742   | 742   | 742   | 0     | 742   | 742   | 742   | 742   | 742   |
| 全国中学校総合文化祭派<br>遣費補助事業             | 1,000 | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   | 0     | 900   | 900   | 900   | 900   | 900   |
| 長崎県中学校文化活動推<br>進校指定事業             | 1,350 | 1,215 | 1,215 | 1,215 | 1,215 | 1,215 | 1,215 | 1,515 | 1,515 | 1,515 | 1,515 | 1,515 | 1,515 | 1,515 | 1,515 | 1,515 | 1,515 |
| 全国中学校総合文化祭長<br>崎大会開催事業補助金         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 4,332 |       |       |       |       |       |
| 合 計                               | 4,150 | 3,735 | 3,735 | 3,735 | 3,735 | 3,735 | 3,735 | 4,057 | 4,057 | 4,057 | 4,057 | 5,847 | 4,057 | 4,057 | 4,057 | 4,057 | 4,057 |

## (3) 令和6年度長崎県市長会収支予算書(案)

## 令和6年度長崎県市長会収支予算書(案)

収入額 26,336 千円

支出額 26,336 千円

差引額 0 千円

(収入の部)

(単位:千円)

| 項目   | 予算額    | 前年度予算額 | 比較増減額 | 摘 要                                                                                                                                                                   |
|------|--------|--------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負担金  | 12,325 | 12,325 | 0     | 1 各市負担金 12,325<br>長崎市 1,454<br>佐世保市 1,166<br>島原市 858<br>諫早市 1,043<br>大村市 940<br>平戸市 858<br>松浦市 858<br>対馬市 858<br>壱岐市 858<br>五島市 858<br>西海市 858<br>雲仙市 858<br>南島原市 858 |
| 交付金等 | 7,010  | 7,040  | △ 30  | 1 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 1,820<br>団体助成金(地域活性化センター)分<br>2 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 4,000<br>市長会議、副市長会議、主管課長会議、市長行政研修助成金分<br>3 全国市長会交付金 770<br>4 共済事業説明会開催補助金 420                   |
| 諸収入  | 1      | 1      | 0     | 1 預金利息 1                                                                                                                                                              |
| 繰越金  | 7,000  | 6,173  | 827   | 1 前年度繰越金 7,000                                                                                                                                                        |
| 合計   | 26,336 | 25,539 | 797   |                                                                                                                                                                       |

(支出の部)

(単位:千円)

| 項目  | 予算額    | 前年度予算額 | 比較増減額   | 摘 要                                                                                  |
|-----|--------|--------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務費 | 16,902 | 14,090 | 2,812   | 1 事務費 11,765<br>2 会議費 5,137                                                          |
| 事業費 | 6,436  | 7,355  | △ 919   | 1 国への要請活動費 445<br>2 国・県への要望費(提言書作成等) 602<br>3 研究・研修費 3,568<br>4 補助費(地域活性化センター) 1,821 |
| 予備費 | 2,998  | 4,094  | △ 1,096 |                                                                                      |
| 合計  | 26,336 | 25,539 | 797     |                                                                                      |

## 令和 6 年度長崎県市長会負担金

(算出基礎)

(単位：円)

| 人口区分            | 均等割      | 人口割         | 計           |
|-----------------|----------|-------------|-------------|
| 5 万未満           | 385, 000 | 473, 000    | 858, 000    |
| 5 万以上～1 0 万未満   | 385, 000 | 555, 000    | 940, 000    |
| 1 0 万以上～2 0 万未満 | 385, 000 | 658, 000    | 1, 043, 000 |
| 2 0 万以上～3 0 万未満 | 385, 000 | 781, 000    | 1, 166, 000 |
| 3 0 万以上～4 0 万未満 | 385, 000 | 905, 000    | 1, 290, 000 |
| 4 0 万以上         | 385, 000 | 1, 069, 000 | 1, 454, 000 |

(各市負担金)

(単位：円)

| 市 名     | 人 口         | 令和 6 年度負担金  |             |              |
|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|
|         |             | 均等割         | 人口割         | 計            |
| 長 崎     | 409, 118    | 385, 000    | 1, 069, 000 | 1, 454, 000  |
| 佐 世 保   | 243, 223    | 385, 000    | 781, 000    | 1, 166, 000  |
| 島 原     | 43, 338     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 諫 早     | 133, 852    | 385, 000    | 658, 000    | 1, 043, 000  |
| 大 村     | 95, 397     | 385, 000    | 555, 000    | 940, 000     |
| 平 戸     | 29, 365     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 松 浦     | 21, 271     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 対 馬     | 28, 502     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 壱 岐     | 24, 948     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 五 島     | 34, 391     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 西 海     | 26, 275     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 雲 仙     | 41, 096     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 南 島 原   | 42, 330     | 385, 000    | 473, 000    | 858, 000     |
| 1 3 市 計 | 1, 173, 106 | 5, 005, 000 | 7, 320, 000 | 12, 325, 000 |

(人口は令和 2 年度国勢調査人口による)

\* \* \*

## 2 協議事項

\*\*\*

## (1)各市からの提出議題について

| No. | 提出市  | 議題                                  |
|-----|------|-------------------------------------|
| 1   | 佐世保市 | 九州・長崎 I R の審査結果及びこれまでの協力に対するお礼      |
| 2   | 平戸市  | G F P フラッグシップ輸出産地形成プロジェクトへの取り組みについて |
| 3   | 大村市  | 子ども福祉医療費制度の給付方法について                 |
| 4   | 雲仙市  | 公金振込手数料の有料化について                     |

※提案理由については、別紙参照

【別 紙】

長崎県市長会事務局あて

第 1 3 4 回長崎県市長会議提出議題

（提案市 佐世保市 ）

（議 題）

九州・長崎 I R の審査結果及びこれまでの協力に対するお礼

（現状・問題点）

令和 5 年 1 2 月 2 7 日に「九州・長崎 I R 区域整備計画」が不認定。  
現計画における H T B 候補地 3 1 h a の土地・建物関係契約は失効。  
I R 推進に係る今後の方向性は未定。

（提案理由）

直近では令和 5 年 8 月 2 1 日第 1 3 3 回長崎県市長会において、「九州・長崎 I R」に係る経過報告・意見交換を実施しており、その後、当該計画が不認定となったことから、これまでのお礼と共に審査結果等についてご報告させていただくもの。

# 1「九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画」の構成（要求基準・評価基準）について 資料1

## ◆ 要求基準（認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない19基準）

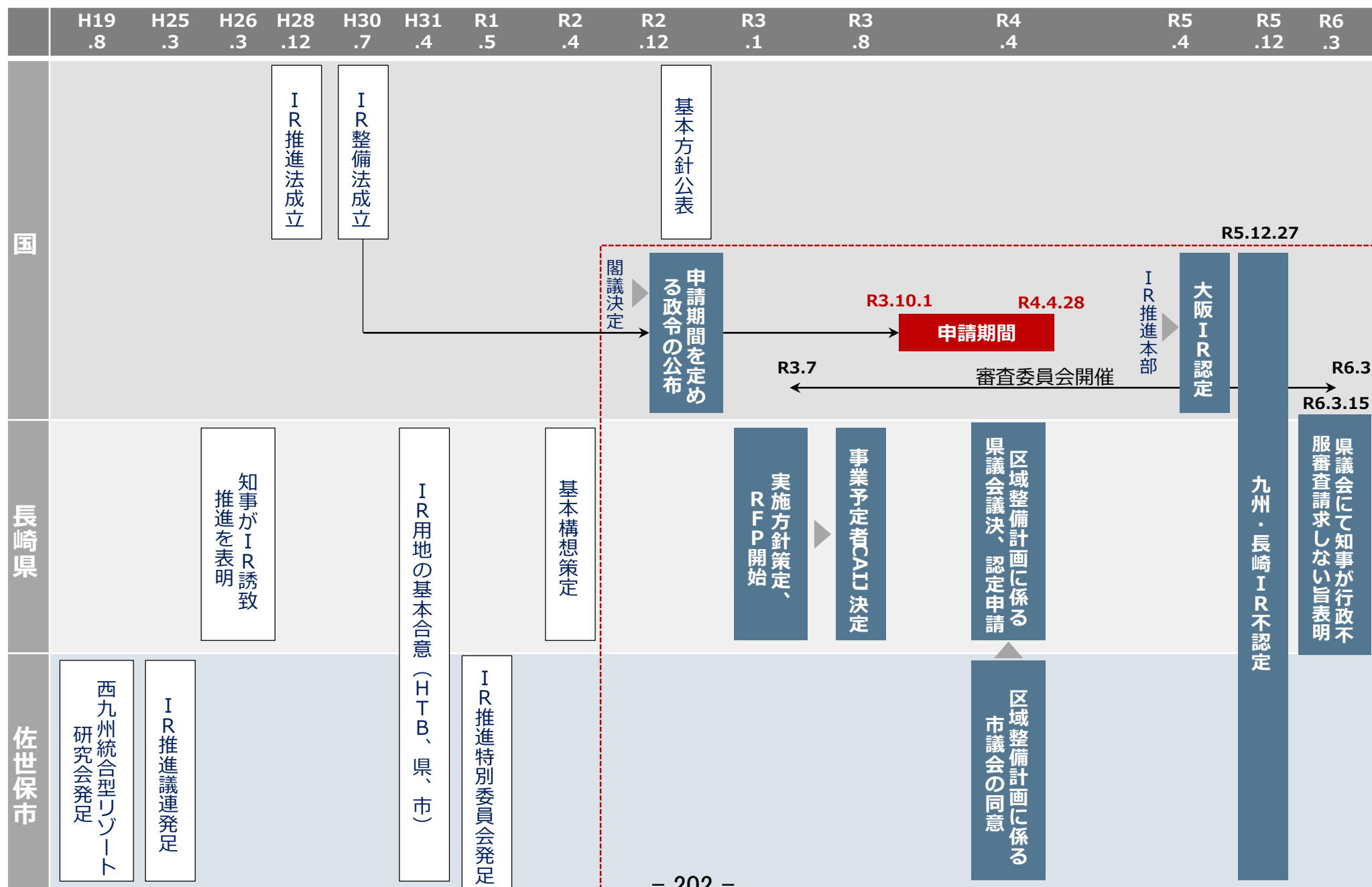
|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針への適合                    | <p>【1】1～5号施設に関する政令要件への適合</p> <p>【2】カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計</p> <p>【3】I R区域の一体的な管理</p> <p><b>【4】I R施設を確実に設置できる根拠（I R区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性</b></p> <p>【5】公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定</p> <p>【6】地域における合意形成の手続</p> <p>【7】I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組</p> <p>【8】I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除</p> <p>【9】審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと</p> |
| I R区域が整備される地域               | <p>【10】I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事業基本計画                      | <p><b>【11】カジノ事業の収益がI R事業への活用されることにより、I R事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること</b></p> <p>【12】設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携</p> <p>【13】I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業</p> <p>【14】I R事業者によるI R施設の所有</p> <p><b>【15】I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること</b></p>                                                                       |
| I R区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施 | <p>【16】カジノ事業収益を活用した、IR事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性</p> <p>【17】認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途</p>                                                                                                                                                                                                                               |
| カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除     | <p>【18】I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠</p> <p>【19】都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること</p>                                                                                                                                                       |

## ◆ 評価基準（優れた計画を認定するための25基準 ※1000点満点）

|                          |                            |                                                                                                                                                                      |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現 | I R区域全体 (100)              | <p>【1】コンセプトが明確で優れていること</p> <p>【2】建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること</p> <p>【3】これまでにないスケールを持つこと</p> <p>【4】ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること</p>                                  |
|                          | M I C E施設 (120)            | <p>【5】M I C Eビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと</p> <p>【6】重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと</p> <p>【7】M I C Eのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること</p>                               |
|                          | 魅力増進施設 (50)                | <p>【8】日本の魅力をこれまでにないウオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること</p>                                                                                                       |
|                          | 送客施設 (50)                  | <p>【9】各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること</p>                                                                         |
|                          | 宿泊施設 (60)                  | <p>【10】客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること</p> <p>【11】レストランなどの飲食サービス等が優れていること</p> <p>【12】事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること</p>                                                          |
|                          | その他施設 (30)                 | <p>【13】コンテンツ等が国際競争力と高いウオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること</p>                                                                                         |
| (2) 経済的社会的効果 (150)       | カジノ施設 (20)                 | <p>【14】I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること</p>                                                                                                                         |
|                          | I R区域が整備される地域、関連する施策等 (20) | <p>【15】国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること</p> <p>【16】交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること</p>                                                                                          |
| (3) I R事業運営の能力・体制 (200)  |                            | <p>【17】M I C E件数や観光客の増加が大きく見込まれること</p> <p>【18】来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること</p> <p>【19】2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること</p>                      |
| (4) カジノ事業収益の活用 (50)      |                            | <p>【20】I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること</p> <p>【21】財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること</p> <p>【22】防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること</p> <p>【23】地域との良好な関係構築があること</p> |
| (5) カジノ施設の有害影響排除等 (150)  |                            | <p>【24】カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと</p> <p>【25】カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること</p>                                                         |

## 2 九州・長崎 I Rに係るこれまでの主な経緯

資料2



【別 紙】

長崎県市長会事務局あて

第 1 3 4 回長崎県市長会議提出議題

(提案市 平戸市)

(議 題)

G F P フラッグシップ輸出産地形成プロジェクトへの取り組みについて

(現状・問題点)

長崎県では、農産物の輸出については長崎県農産物輸出協議会、長崎和牛の輸出については長崎和牛銘柄推進協議会、水産物については長崎県水産物輸出連絡会が組織され、それぞれが取組を進められている。

しかし、その取組については、協議会によって進捗の差があり、水産では 2 0 2 1 年度の輸出額が 4 2 億円であるのに対し、長崎和牛では 1 億 9 百万円と大きな差が出ている。

近年、生産コストの上昇や、国内需要の減少に伴う枝肉価格の低迷により、長崎和牛の生産に係る肥育農家、繁殖農家の経営はひっ迫しており、販路拡大が喫緊の課題となっている。これは、長崎和牛だけの問題でなく、人口減少が進む日本において、他の産品においても、国内消費の減退が予測されることから、輸出を含めた販路拡大が求められている。

現在、長崎県では県全体の産品を対象とした輸出対策を行う組織が無いことから、県内の行政や関係団体等が連携した組織体制の構築を期待するところである。

(提案理由)

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することを目的とし、大ロット輸出に向けた生産方法の転換などを図り、もって県内産の優良産品の消費拡大に向けて大きな期待が持てる事業であり、近年農林水産省が力を入れて事業を推進しており、既に 10 県が取り組んでいる。

そこで、長崎和牛をはじめとする農畜産物や水産物、お茶、農水産物加工品、陶磁器など長崎県の多くの産品にとって、販路拡大が喫緊の課題であることから、県におかれては、産品ごとの縦割りの取組でなく、今後関係団体と調整していただき産品の壁を越えた包括的な取組とすべく、本事業の導入を検討していただきたい。

【別 紙】

長崎県市長会事務局様

## 第 1 3 4 回長崎県市長会議提出議題

( 提案市 大村市 )

( 議 題 )

子ども福祉医療費制度の給付方法について

( 現状・問題点 )

令和 5 年度から、県が新たに高校生世代に対する子ども医療費の助成制度を創設したことに伴い、本市も高校生世代に対する子ども医療費の助成を開始した。県が創設した制度において、「償還払方式」と「現物給付方式」では補助金の助成割合に差があるという状況であり、居住する自治体や年齢によって支給方法が異なる状況にある。

( 提案理由 )

高校生世代に対する子ども医療費において、「償還払方式」と「現物給付方式」では県の補助金の助成割合が異なることから、本市は「償還払方式」で給付を行っている。「現物給付方式」を導入することで子育て世代の経済的な負担軽減や利便性の向上につながると考えているが、今後の給付方法について、他市の考えをお聞きしたい。

## 第 134 回長崎県市長会議提出議題

(提案市 雲仙市 )

### (議 題)

公金振込手数料の有料化について

### (現状・問題点)

令和 6 年 10 月からの内国為替制度運営費の公金適用に併せ、十八親和銀行より公金振込に対する手数料負担（給与・賞与除き FFG 内宛 1 件あたり税別 100 円、他行宛 162 円、納付書払については既定料金）を要請されている。

本件については令和 5 年 4 月に振込手数料の単価についての説明が個別にあり、7 月に初めて県内自治体等への説明会がなされた。

その後、11 月 6 日に副市長会において十八親和銀行より説明があったが、その際にも振込手数料単価のコスト構造や必要な協議を継続していただく旨、要望をしていたが、その後の全体説明会は、令和 6 年 1 月 24 日に開催されたのみであり、コスト構造についても論理上のコスト開示があったものの、全自治体等が納得できる説明ではなく協議が進まないまま現在に至っている。

### (提案理由)

- これまで十八親和銀行から派出手数料の有料化や令和 5 年度からの窓口収納手数料の要請の際にも、各自治体から「十分な協議時間の確保」と「対話重視の対応」を求められ、「今後は十分な協議の時間を確保する」との説明があったが、今回の公金振込手数料有料化の要請についてもタイトなスケジュールでの提案が示されており、全自治体等が合意できるような十分な協議時間が設けられていない。
- 令和 6 年第 1 回雲仙市議会議員全員協議会において、本件の説明を行ったところ、県下の自治体が連携して要望交渉を行っていくうえで、市長会においても十八親和銀行へ強く要望を行っていくべきであるとの意見があったことから、今回、提案をさせていただく。

### (本市の要望)

#### ① 十八親和銀行と全自治体等との定期的な協議の場の設定

11 月 16 日開催の副市長会議において、今後も十八親和銀行と各自治体等が継続して協議を行っていくことを確認していたが、その後、全自治体等を参集しての協議の場は 1 回のみであり、十八親和銀行との協議や意見調整、有料化の際の請求方法など協議すべき事項が山積しており、各自治体間での対応策についての情報共有も図れない状況である。

このようなことから十八親和銀行と各市町等との個別の協議ではなく、全自治体等を参集した全体会議を定期的開催しながらお互いの譲歩案、懸案事項等についての意見交換を行い、全自治体等との合意に向けた協議を進めていただきたい。

## ②自治体等の準備状況を踏まえた猶予措置等の検討

十八親和銀行から提示された公金振込手数料有料化の開始時期は令和6年10月1日（振込指定日）であるが、各自治体等において公金振込有料化に関する費用の削減に向けた対応等についてシステム改修費用など想定以上の予算と時間を要しており、10月1日の有料化開始時期までの対応を完了することは困難な状況である。

特に、現状のまま納付書払による支払を継続することは、十八親和銀行の窓口業務も軽減が図られないこと、各自治体の財政負担も増大することから両者にとってメリットがなく、十八親和銀行及び各市町等のともにデータ伝送による振込（EB 扱）へシフトしていくべきとは理解しているが、データ伝送による振込（EB 扱）への変更については、自治体等と多くの債権者との間で協議に期間を要することから、10月の有料化開始時期までに協議等の準備を完了することは困難な状況である。

このような状況を踏まえ、公金振込手数料有料化について一定期間の猶予措置等を設けるなどの柔軟な対応を検討していただきたい。

## ( 2 ) 令和 6 年度長崎県市長会役員等の選任について

### ア 長崎県市長会役員等の選任

長崎県市長会会則第 5 条に規定する令和 6 年度の会長、副会長及び監事の選任（任期 1 年）

○ 会 長

○ 副会長

○ 監 事

### イ 全国市長会関係役員等の推薦

全国市長会会則第 6 条から第 8 条までに規定する令和 6 年度の理事、評議員の推薦（任期 1 年）

○ 理 事     1 名

○ 評 議 員     3 名

### ウ 九州市長会関係役員等の推薦

九州市長会会則第 6 条に規定する 令和 6 年度から令和 7 年度の理事の推薦（任期 2 年）

○ 理 事     2 名

全国市長会・九州市長会・県市長会推薦資料

上段は(全国)・中段(九州)・下段(県)

| 年度<br>市長 | 区 分 | 18  | 19  | 20  | 21  | 22  | 23  | 24   | 25  | 26   | 27  | 28     | 29  | 30  | R 元 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6<br>(案) |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 長 崎      | 全 国 |     |     |     |     |     | 副会長 |      |     |      |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     | 副会長 | 副会長 |      |     |      |     |        |     |     |     |     | 会長  | 会長  |     |            |
|          | 県   | 会長  |     |     | 会長  | 会長  | 会長  | 会長   | 会長  | 会長   | 会長  | 会長     | 会長  | 会長  | 会長  | 会長  | 会長  | 会長  | 副会長 |            |
| 佐世保      | 全 国 | 理事  |     |     |     |     |     | 評議員  |     |      |     |        |     |     | 副会長 |     |     |     |     |            |
|          | 九 州 |     |     | 理事  | 理事  | 監事  | 監事  |      |     |      |     |        |     | 副会長 | 副会長 |     |     |     |     |            |
|          | 県   | 副会長 |     |     |     | 副会長 | 副会長 | 副会長  | 副会長 | 副会長  | 副会長 | 副会長    | 副会長 | 副会長 | 副会長 | 副会長 | 副会長 | 副会長 |     |            |
| 島 原      | 全 国 |     |     | 評議員 |     | 評議員 |     |      | 評議員 |      | 理事  |        |     |     | 評議員 |     | 評議員 |     |     |            |
|          | 九 州 | 理事  | 理事  |     |     |     |     |      |     |      |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
|          | 県   |     | 副会長 | 副会長 |     |     |     |      |     |      |     |        | 監事  | 監事  |     |     | 副会長 | 副会長 | 会長  |            |
| 諫 早      | 全 国 | 評議員 |     |     |     |     | 評議員 |      |     | 評議員  |     | 理事     | 理事  |     |     |     |     | 理事  | →   |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     | 理事  | 理事  |      |     |      |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
|          | 県   | 監事  | 会長  | 会長  |     |     |     |      |     |      |     | 副会長    | 副会長 | 副会長 | 副会長 | 副会長 |     |     |     |            |
| 大 村      | 全 国 |     | 評議員 |     |     |     |     | 理事   |     |      |     | 評議員    |     |     |     | 評議員 |     | 理事  |     |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     |     |     |      |     |      |     |        |     |     | 理事  | 理事  |     |     |     |            |
|          | 県   |     | 監事  | 監事  | 副会長 | 副会長 | 副会長 | 副会長  | 副会長 | 副会長  |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
| 平 戸      | 全 国 |     |     | 評議員 |     | 評議員 |     |      |     | 理事   |     |        |     | 評議員 |     | 評議員 |     | 評議員 | 理事  |            |
|          | 九 州 | 理事  | 理事  |     |     |     |     |      |     |      |     | 理事     | 理事  |     |     |     |     |     |     |            |
|          | 県   |     |     |     |     |     |     |      |     |      |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
| 松 浦      | 全 国 |     | 評議員 |     | 評議員 |     |     | 評議員  |     |      |     |        | 評議員 |     | 評議員 |     |     |     | 評議員 |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     |     |     |      |     | 理事   | 理事  |        |     |     |     | 理事  | 理事  |     |     |            |
|          | 県   |     |     |     |     |     |     |      |     |      |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
| 対 馬      | 全 国 |     |     |     | 評議員 |     | 理事  |      |     | 評議員※ |     |        | 評議員 |     |     | 評議員 | 理事  |     |     |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     |     |     |      |     |      |     |        |     | 理事  | 理事  |     |     |     |     |            |
|          | 県   |     |     |     |     |     |     |      |     | 監事   | 監事  |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
| 沓 岐      | 全 国 |     |     |     | 評議員 |     | 評議員 |      | 理事  |      |     |        | 評議員 |     |     |     |     | 評議員 |     |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     |     |     |      |     | 理事   | 理事  |        |     | 監事  | 監事  |     |     |     |     |            |
|          | 県   |     |     |     |     |     |     |      |     |      |     |        |     |     |     |     | 監事  | 監事  | 副会長 |            |
| 五 島      | 全 国 |     | 理事  |     |     | 評議員 |     | 評議員※ | 評議員 |      | 評議員 |        |     | 理事  |     |     | 評議員 |     | 評議員 |            |
|          | 九 州 |     |     | 理事  | 理事  |     |     |      |     |      |     | 理事     | 理事  |     |     |     |     |     |     |            |
|          | 県   |     |     | 監事  | 監事  |     |     |      |     |      |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
| 西 海      | 全 国 | 評議員 |     | 評議員 |     | 理事  |     |      |     | 評議員  |     | 評議員    |     | 評議員 | 評議員 | 理事  |     | 評議員 |     |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     |     |     | 理事   | 理事  |      |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
|          | 県   |     |     |     |     |     |     |      |     |      | 監事  | 監事     |     |     |     |     |     |     | 監事  |            |
| 雲 仙      | 全 国 | 評議員 |     | 理事  |     |     |     | 評議員  | 評議員 |      | 評議員 |        |     | 評議員 | 理事  |     | 評議員 |     |     |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     | 理事  | 理事  |      |     |      |     |        |     |     |     |     |     | 理事  | →   |            |
|          | 県   |     |     |     |     |     |     | 監事   |     |      |     |        |     |     |     |     |     |     |     |            |
| 南島原      | 全 国 |     | 評議員 |     | 理事  |     | 評議員 |      |     |      | 評議員 | 評議員・監事 |     |     |     |     |     |     | 評議員 |            |
|          | 九 州 |     |     |     |     |     |     | 理事   | 理事  |      |     |        |     |     |     | 理事  | 理事  |     |     |            |
|          | 県   |     |     |     |     |     |     |      |     |      |     |        |     |     | 監事  | 監事  |     |     |     |            |

※長崎県市長会・全国市長会役員の任期は1年、九州市長会役員の任期は2年（R6～R7）

※推薦の目安：①就任経験のない市長、②前年度就任のない市長、③前回就任からの期間が長い市長、④その他(選挙等)を考慮

※平成24年度の全国市長会評議員については、雲仙市長が年度途中で退任したため、残任期間に五島市長が就任した。

※平成26年度の全国市長会評議員については、推薦の目安等から南島原市長を予定していたが、急遽、市長職を辞任されたことから対馬市長が就任。

# 全 国 市 長 会 役 員

## 1 副会長

- (1) 九州支部から1名推薦  
(2) 任期1年

(全国市長会副会長推薦経過)

| 年度<br>県名 | 20年  | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 福 岡      | 八女豊前 |     |     |     |     |     |     |     | 小郡  |     |     |     |     |     |     |     | ○   |
| 大 分      |      |     |     |     |     |     |     | 大分  |     |     |     |     |     |     |     | 臼杵  |     |
| 佐 賀      |      |     |     |     |     |     | 多久  |     |     |     |     |     |     |     | 小城  |     |     |
| 熊 本      |      |     |     |     |     | 天草  |     |     |     |     |     |     |     | 阿蘇  |     |     |     |
| 宮 崎      |      |     |     |     | 日向  |     |     |     |     |     |     |     | 都城  |     |     |     |     |
| 長 崎      |      |     |     | 長崎  |     |     |     |     |     |     |     | 佐世保 |     |     |     |     |     |
| 鹿児島      |      |     | 鹿児島 |     |     |     |     |     |     |     | 鹿児島 |     |     |     |     |     |     |
| 沖 縄      |      | 那覇  |     |     |     |     |     |     |     | 南城  |     |     |     |     |     |     |     |

## 2 理事

- (1) 九州支部から9名推薦（各県1名、福岡県のみ2名）  
(2) 任期1年

(理事推薦経過)

| 年度<br>県名 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 長 崎      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 佐世保      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 島 原      |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 諫 早      |     |     |     |     |     |     |     |     | ○   | ○   |     |     |     |     |     |     |     |
| 大 村      |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |
| 平 戸      |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |
| 松 浦      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 対 馬      |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |
| 壱 岐      |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 五 島      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |
| 西 海      |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |
| 雲 仙      | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |
| 南島原      |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

### 3 評議員

(1) 九州支部から25名推薦（本県基準により3名）

- ・ 1 市 ～ 5 市 1 名
- ・ 6 市 ～ 1 0 市 2 名
- ・ 1 1 市～ 1 5 市 3 名
- ・ 1 5 市～ 2 0 市 4 名
- ・ 2 1 市～ 3 0 市 5 名

(2) 任期 1 年

（評議員推薦経過）

| 年度<br>県名 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 長 崎      |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 佐世保      |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 島 原      | ○   |     | ○   |     |     | ○   |     |     |     |     |     | ○   |     | ○   |     |     |     |
| 諫 早      |     |     |     | ○   |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 大 村      |     |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     | ○   |     |     |     |     |
| 平 戸      | ○   |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     | ○   |     | ○   |     |     |
| 松 浦      |     | ○   |     |     | ○   |     |     |     |     | ○   |     | ○   |     |     |     | ○   |     |
| 対 馬      |     | ○   |     |     |     |     | ○   |     |     | ○   |     |     | ○   |     |     |     |     |
| 壱 岐      |     | ○   |     | ○   |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     | ○   |     |     |
| 五 島      |     |     | ○   |     | ※○  | ○   |     | ○   |     |     |     |     |     | ○   |     | ○   |     |
| 西 海      | ○   |     |     |     |     |     | ○   |     | ○   |     | ○   | ○   |     |     | ○   |     |     |
| 雲 仙      |     |     |     |     | ○   | ○   |     | ○   |     |     | ○   |     |     | ○   |     |     |     |
| 南島原      |     |     |     | ○   |     |     |     | ○   | ○   |     |     |     |     |     |     | ○   |     |

※平成24年度の全国市長会評議員については、雲仙市長が年度途中で退任したため、残任期間に五島市長が就任した。

### 4 監事

(1) 九州支部から1名推薦（中国支部、四国支部、九州支部で持ち回り）

(2) 任期 1 年

（監事推薦経過）

|   | 平成<br>4 | 平成<br>7 | 平成<br>10 | 平成<br>13 | 平成<br>16 | 平成<br>19 | 平成<br>22 | 平成<br>25 | 平成<br>28 | 平成<br>31 | 令和<br>4 |
|---|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 北 |         |         |          |          | 豊前       |          |          |          |          |          |         |
|   |         |         | 唐津       |          |          |          |          |          |          |          | 武雄      |
|   | 平戸      |         |          |          |          |          |          |          | 南島原      |          |         |
|   |         |         |          |          |          |          | 臼杵       |          |          |          |         |
| 南 |         |         |          |          |          |          |          | 荒尾       |          |          |         |
|   |         |         |          | 小林       |          |          |          |          |          |          |         |
|   |         | 鹿屋      |          |          |          |          |          |          |          | 薩摩川内     |         |
|   |         |         |          |          |          | 石垣       |          |          |          |          |         |

## 5 委員会への所属

全国市長会の理事及び評議員へ就任された市長は、4 委員会の中のいずれかに所属される。

### (1) 理事

- ① 各県における評議員が所属していない委員会を優先する。
- ② 各県において近年担当していない委員会を優先する。

(参考) 令和5年度長崎県の状況

|         |      |
|---------|------|
| 行政委員会   | 平戸市長 |
| 財政委員会   |      |
| 社会文教委員会 |      |
| 経済委員会   |      |

### (2) 評議員

- ① 各委員会とも、昨年度所属のない県を優先する。
- ② 各県においては、近年所属回数のない委員会を優先する。

(参考) 令和5年度長崎県の状況

|         |      |
|---------|------|
| 行政委員会   |      |
| 財政委員会   | 松浦市  |
| 社会文教委員会 | 五島市長 |
| 経済委員会   | 南島原市 |

# 九 州 市 長 会 関 係 役 員

## 1 副会長・監事

(1) 副会長・監事（南北ブロック）各1名推薦

2 任期2年

※ 会則抜粋

第6条 2 会長、副会長及び監事は、総会において選挙するものとし、理事は各県2名とし、各県市長会の推薦による。

第7条 役員は2年とし、再選をさまたげない。但し、その終期は次の通常総会において後任者が就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。

（副会長・監事選出経過）

### 北ブロック

| 年度<br>県名 | 平6<br>～<br>平7 | 平8<br>～<br>平9 | 平10<br>～<br>平11 | 平12<br>～<br>平13 | 平14<br>～<br>平15 | 平16<br>～<br>平17 | 平18<br>～<br>平19 | 平20<br>～<br>平21 | 平22<br>～<br>平23        | 平24<br>～<br>平25       | 平26<br>～<br>平27       | 平28<br>～<br>平29       | 平30<br>～<br>R元         | R2<br>～<br>R3         | R4<br>～<br>R5          | R6<br>～<br>R7 |
|----------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|---------------|
| 福 岡      | —             | —             | —               | —               | —               | 副会長<br>八女       | 監事<br>太宰府       |                 |                        | 副会長<br>春日<br>監事<br>田川 |                       |                       |                        | 副会長<br>宮若<br>監事<br>柳川 |                        |               |
| 佐 賀      | 監事<br>鳥栖      |               | 副会長<br>佐賀<br>唐津 | 監事<br>佐賀        |                 |                 | 副会長<br>多久       | 監事<br>武雄        |                        |                       | 副会長<br>多久<br>監事<br>小城 |                       |                        |                       | 副会長<br>小城<br>監事<br>伊万里 |               |
| 大 分      | 副会長<br>津久見    | 監事<br>杵築      |                 | 副会長<br>津久見      | 監事<br>杵築<br>中津  |                 |                 | 副会長<br>大分       |                        |                       |                       | 副会長<br>大分<br>監事<br>国東 |                        |                       |                        |               |
| 長 崎      |               | 副会長<br>長崎     | 監事<br>島原        |                 | 副会長<br>長崎       | 監事<br>松浦<br>島原  |                 |                 | 副会長<br>長崎<br>監事<br>佐世保 |                       |                       |                       | 副会長<br>佐世保<br>監事<br>壱岐 |                       |                        |               |

※平成24～25年の監事は大分県選出予定であったが、会長所属県からは副会長、監事を選出しない慣例に従い福岡県から選出された。

### 南ブロック

| 年度<br>県名 | 平6<br>～<br>平7 | 平8<br>～<br>平9 | 平10<br>～<br>平11 | 平12<br>～<br>平13 | 平14<br>～<br>平15 | 平16<br>～<br>平17 | 平18<br>～<br>平19 | 平20<br>～<br>平21 | 平22<br>～<br>平23 | 平24<br>～<br>平25 | 平26<br>～<br>平27 | 平28<br>～<br>平29        | 平30<br>～<br>R元        | R2<br>～<br>R3         | R4<br>～<br>R5             | R6<br>～<br>R7 |
|----------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|---------------|
| 鹿児島      |               |               | 副会長<br>鹿児島      |                 |                 |                 | 副会長<br>鹿児島      | 監事<br>霧島        |                 |                 | 副会長<br>鹿児島      |                        |                       |                       | 副会長<br>南さつま<br>監事<br>薩摩川内 |               |
| 熊 本      | 副会長<br>熊本     | 監事<br>荒尾      |                 | 監事<br>人吉        | 副会長<br>熊本       | 監事<br>玉名<br>荒尾  |                 |                 | 副会長<br>多久       | 監事<br>上天草       |                 |                        | 副会長<br>山鹿<br>監事<br>宇城 |                       |                           |               |
| 宮 崎      |               | 副会長<br>都城     | 監事<br>西都        |                 |                 | 副会長<br>小林       | 監事<br>西都        |                 |                 | 副会長<br>日南       | 監事<br>えびの       |                        |                       | 副会長<br>串間<br>監事<br>延岡 |                           |               |
| 沖 縄      | 監事            |               | 副会長<br>那覇       | 副会長<br>那覇       | 監事<br>宜野湾<br>平良 |                 |                 | 副会長<br>沖縄       | 監事<br>名護        |                 | 副会長<br>南城       | 副会長<br>南城<br>監事<br>宜野湾 |                       |                       |                           |               |

## 2 理事

(1) 理事 16 名（各県から 2 名ずつ推薦）

(2) 任期 2 年

（理事選出経過）

| 生 産<br>県 名 | 平 6<br>～<br>平 7 | 平 8<br>～<br>平 9 | 平 10<br>～<br>平 11 | 平 12<br>～<br>平 13 | 平 14<br>～<br>平 15 | 平 16<br>～<br>平 17 | 平 18<br>～<br>平 19 | 平 20<br>～<br>平 21 | 平 22<br>～<br>平 23 | 平 24<br>～<br>平 25 | 平 26<br>～<br>平 27 | 平 28<br>～<br>平 29 | 平 30<br>～<br>R 元 | R 2<br>～<br>R 3 | R 4<br>～<br>R 5 | R 6<br>～<br>R 7 |
|------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長 崎        |                 |                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                  |                 |                 |                 |
| 佐世保        |                 |                 | ○                 |                   |                   | ○                 |                   | ○                 |                   |                   |                   |                   |                  |                 |                 |                 |
| 島 原        | ○               |                 |                   |                   | ○                 |                   | ○                 |                   |                   |                   |                   |                   |                  |                 |                 |                 |
| 諫 早        |                 |                 |                   | ○                 |                   |                   |                   |                   | ○                 |                   |                   |                   |                  |                 | ○               |                 |
| 大 村        | ○               |                 |                   | ○                 |                   | ○                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   | ○                |                 |                 |                 |
| 平 戸        |                 | ○               |                   |                   | ○                 |                   | ○                 |                   |                   |                   |                   | ○                 |                  |                 |                 |                 |
| 松 浦        |                 | ○               |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   | ○                 |                   |                  | ○               |                 |                 |
| 対 馬        |                 |                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   | ○                |                 |                 |                 |
| 壱 岐        |                 |                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   | ○                 |                   |                  |                 |                 |                 |
| 五 島        |                 |                 | ○                 |                   |                   |                   |                   | ○                 |                   |                   |                   | ○                 |                  |                 |                 |                 |
| 西 海        |                 |                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   | ○                 |                   |                   |                  |                 |                 |                 |
| 雲 仙        |                 |                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   | ○                 |                   |                   |                   |                  |                 | ○               |                 |
| 南島原        |                 |                 |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   | ○                 |                   |                   |                  | ○               |                 |                 |

### (3) 令和6年度長崎県関係国会議員との意見交換会について

#### 1 日時

令和6年6月11日(火)で調整中

例年、全国市長会総会等の日程に合わせて開催。

#### 2 場所

砂防会館別館3階「六甲」会議室（東京都千代田区平河町2-7-4）

#### 3 議題

重点項目などから、後日、会長等と協議のうえ決定する。

(参考1) 令和5年度の意見交換会の議題

- (1) 施設整備事業に対する財政措置等について
- (2) 道路網の整備について
- (3) 農林水産業における物価高騰対策の強化について
- (4) 自治体情報システムの標準化・共通化について
- (5) 子ども・子育て施策の充実強化について

(参考2) 令和6年度 全国市長会総会等関連会議の開催予定

| 月 日          | 時間          | 会議名                | 出席対象市長   |
|--------------|-------------|--------------------|----------|
| 6月11日<br>(火) | 11:00~12:00 | 理事・評議員合同会議         | 【現】役員等市長 |
|              | 13:30~15:00 | 行政・財政・社会文教・経済の各分科会 | 全市長      |
|              | 15:30~17:00 | 市長フォーラム            | 全市長      |
| 6月12日<br>(水) | 10:00~11:50 | 全国市長会議(通常総会)       | 全市長      |
|              | 13:00~13:20 | 行政・財政・社会文教・経済の各委員会 | 【新】役員等市長 |

長崎県関係国会議員との意見交換会 開催状況

R6.3 市長会事務局作成

| 年度       | 開催日                       | 開催場所                  | 全国市長会総会等                                                 | 出席者                                                                  |                            | 議題(提言書の中から選定)                                                                                                                                                    |
|----------|---------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                           |                       |                                                          | 国会議員                                                                 | 県内首長                       |                                                                                                                                                                  |
| R5       | 6月6日(火)<br>17:30～18:30    | 砂防会館別館3階<br>立山会議室     | 6/6 理事会,各分科会,フォーラム<br>6/7 総会,各委員会等                       | ・自民5<br>(加藤,谷川,古賀,山本)<br>・国民民主1(西岡)<br>・立憲民主2(山田,末次)                 | 13市長                       | ①施設整備事業に対する財政措置等について(大村市)<br>②道路網の整備について(雲仙市)<br>③農林水産業における物価高騰対策の強化について(五島市)<br>④自治体情報システムの標準化・共通化について(長崎市)<br>⑤子ども・子育て施策の充実強化について(平戸市長)                        |
| R4       | 5月31日(火)<br>16:00～17:00   | 全国町村議員会館<br>2階会議室     | 5/31 理事会,各分科会,フォーラム<br>6/1 総会,各委員会等                      | ・自民5(加藤,谷川,北村,<br>金子,古賀)<br>・国民民主1(西岡)<br>・立憲民主2(山田,末次)<br>・×公明1(秋野) | 12市長(西海市副<br>市長代理出席)       | ①九州新幹線西九州ルートの着実な整備について(諫早市)<br>②道路整備の安定的財源確保及び道路網の整備について(島原市)<br>③子ども福祉医療費制度の創設について(佐世保市)                                                                        |
| R2<br>R3 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催見合せ |                       |                                                          |                                                                      |                            |                                                                                                                                                                  |
| R元       | 6月11日(火)<br>17:30～18:30   | 砂防会館別館3階<br>六甲会議室     | 6/11 理事会,各分科会,フォーラム<br>6/12 総会,各委員会等                     | ・自民6(福岡,加藤,谷川,<br>北村,金子,古賀)<br>・国民民主1(西岡)<br>・公明1(秋野)                | 13市長                       | ①九州新幹線西九州ルートの整備について(大村市)<br>②現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について(西海市(佐世保市))<br>③浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について(佐世保市)<br>④地方バス路線維持対策について(諫早市)<br>⑤地方における無電柱化事業の推進について(島原市)        |
| H30      | 6月5日(火)<br>17:30～18:30    | 砂防会館別館3階<br>六甲会議室     | 6/5 理事会,各分科会,フォーラム<br>6/6 総会,各委員会等                       | ・自民6(福岡,加藤,谷川,<br>北村,金子,古賀)<br>・国民民主1(西岡)<br>・公明1(秋野)                | 11市長<br>(五島市長、南島<br>原市長欠席) | ①九州新幹線西九州ルートの整備について(諫早市)<br>②地域医療における医師確保対策等について(西海市)<br>③離島航路・離島航空路線の維持について(杵崎市)<br>④現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について(対馬市(佐世保市))<br>⑤大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について(松浦市) |
| H29      | 6月5日(月)<br>16:00～17:00    | 都道府県会館<br>4階(401号会議室) | 6/6 理事会,各分科会,フォーラム<br>6/7 総会,各委員会等                       | ○:7(福岡,加藤,谷川,<br>北村,金子,古賀,高木)<br>×:1(秋野)                             | 13市長                       | ①一般財源の総額確保等について(佐世保市)<br>②社会資本整備総合交付金の予算確保について(対馬市)<br>③大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政支援について(島原市(松浦市))<br>④九州新幹線西九州ルートの着実な整備について(諫早市)<br>⑤ゴルフ場利用税及び固定資産税の堅持について(大村市) |
| H28      | 5月25日(水)<br>15:30～17:00   | 都道府県会館<br>4階(401号会議室) | 全国市長会開催時には既に国会が終了していたため、前倒しし会期中の5月25日に開催<br>6/8 総会(10時～) | ○:7(全員)<br>※途中参加 谷川、金子<br>途中離席 谷川、金子、高木                              | 12市長<br>(長崎市長欠席)           | ①社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について<br>②九州新幹線西九州ルートの着実な整備について<br>③地方交付税の所要額確保について<br>④就農給付金制度の拡充について<br>⑤ゴルフ場利用税及び固定資産税の堅持について<br>⑥大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政支援について      |

#### (4) 令和6年度長崎県市長行政研修について

##### 1 市長行政研修先にかかる意向調査結果

|        |        |
|--------|--------|
| 調査実施時期 | 令和6年1月 |
| 回答市数   | 13市    |

Q1) 行政研修を行いたい内容について、希望する分野（複数選択可）

| 分野区分            | 回答市数 |
|-----------------|------|
| DX・情報化等の分野      | 5市   |
| 環境・脱炭素化等の分野     | 4市   |
| 防災・減災等の分野       | 5市   |
| 産業等の分野          | 3市   |
| 公共施設・インフラ等の分野   | 3市   |
| 保健・福祉・医療等の分野    | 1市   |
| 教育・文化振興等の分野     | 2市   |
| 移住・地方創生等の分野     | 4市   |
| 地域組織・コミュニティ等の分野 | 3市   |
| 人材育成等の分野        | 1市   |
| その他（※）          | 2市   |

（※）その他・・・①子育て政策 ②地方都市によるインバウンド獲得の取組

Q2) 行政研修を行いたい自治体、機関、人物、催し等について

| 分野        | 希望先     | 理 由                                                    |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------|
| 公共施設・インフラ | 茨城県境町   | 住民の公共交通確保は欠かすことのできない今後の課題。自動運転バスを公道で定時運行するという取り組みは国内初。 |
| その他       | 木村俊昭氏   | 地方創生に関する取り組みは多くの自治体で効果が現れており、ぜひ氏の話を知りたい。               |
| 産業等       | 北海道千歳市  | 企業誘致による産業活性化と雇用創出をはじめ、子育て支援、教育環境の充実等の施策が参考となるため。       |
| 公共施設・インフラ | 岐阜県岐阜市  | 公共交通における取組について意見交換した経過があり、より詳細な内容について情報収集したい。          |
| DX・情報化    | 茨城県つくば市 | スーパーシティ型国家戦略特別区域に指定され先進的な取組を行っているから。                   |
| 環境・脱炭素化   | 福岡県北九州市 | 環境モデル都市に認定され、先進的な取組を行っているから。                           |

## 2 研修先及び研修時期について(案)

実施時期：１０月中旬～１０月下旬実施を想定

研 修 先：各市の意向確認結果を基に、以下の候補地を選定。今後、研修先と調整を図ったうえで正式決定。

| 自治体名等   | 分 野       | 理 由                                                                                                                    |
|---------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨城県境町   | 公共施設・インフラ | 2020 年 11 月自動運転バスを実用化、公道で定常運転を開始したのは国内初の取り組み。                                                                          |
| 茨城県つくば市 | DX・情報化    | 2022 年 3 月「スーパーシティ型国家戦略特別区域」に指定され、市内に多くの研究機関を抱える立地特性を生かして「科学」をキーワードに「移動・物流」「行政」「医療・健康」「防災・インフラ・防犯」などの分野で先端的なサービスに取り組む。 |

市長行政研修の実施状況(平成24年度から実施)

| 年度                                | 日時                      | 研修先・内容                                                                                                                                                                         | 出席者                                                                                                           | 行程など                                                                                                                                            |
|-----------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度                             | R5.10.31(火)<br>～11.1(水) | 滋賀県米原市<br>◆「農山村の脱炭素化と地域活性～米原市「ECO VILLAGE」構想～」の取組みについて<br><br>滋賀県湖南市<br>◆「さりげない支えあいのまちづくりオール湖南で取り組む脱炭素化プロジェクト」の取組みについて                                                         | 島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、対馬市長、杵岐市長、五島市副市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長<br>ほか担当・随行者<br><br>合計25名<br>(10市長、1副市長、11随行者等、3事務局) | 【宿泊】彦根キャッスルリゾート&SPA<br>【行程】<br>1日目 12:10京都駅集合～(借上バス)～米原市～(借上バス)～彦根市泊<br><br>2日目 彦根市発～(借上バス)～湖南市～(借上バス)～京都駅、伊丹空港(15:00頃)解散                       |
| 令和4年度                             | R4.10.31(月)<br>～11.1(火) | 福島県会津若松市<br>◆「スマートシティ会津若松」の取組みについて<br>福島県会津地方振興局<br>◆「会津DX日新館」の取組みについて                                                                                                         | 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、対馬市長、杵岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長<br>ほか担当・随行者<br><br>合計27名<br>(12市長、13随行者等、2事務局)   | 【宿泊】会津若松ワタソノホテル<br>【行程】<br>往) (10:30集合) 東京駅～(新幹線)～郡山駅～(借上バス)～会津若松市<br>復) 会津若松市～(借上バス)～郡山駅～(新幹線)～東京駅(14:48着、解散)                                  |
| 令和2～3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施見合せ |                         |                                                                                                                                                                                |                                                                                                               |                                                                                                                                                 |
| 令和元年度                             | R元.10.16(水)<br>～17(木)   | 香川県小豆島町<br>◆芸術文化によるまちづくり<br>・瀬戸内国際芸術祭視察<br>・二十四の瞳映画村視察<br><br>香川県高松市<br>◆ICT・データを活用した自治体行政等<br>・スマートシティたかまつ<br>・保育所AI入所選考<br>・高松市の防災                                           | 長崎市長、諫早市長、平戸市長、杵岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、対馬副市長<br>ほか担当・随行者<br><br>合計21名<br>(8市長、1副市長、10随行者等、2事務局)             | 【宿泊】バイリゾートホテル小豆島<br>【行程】<br>※前泊<br>往) 岡山駅～(借上バス)～新岡山港～(フェリー)～土庄港～(借上バス)～小豆島町～ホテル(17:30着)<br>復) 小豆島町～(借上バス)～土庄港～(フェリー)～高松港～(借上バス)～高松駅(13:20着、解散) |
| 平成30年度                            | H30.7.12(木)<br>～13(金)   | 兵庫県朝来市<br>◆住民参加のまちづくり、人財育成プロジェクト及びシティプロモーション戦略について<br>・まちづくり工房井筒屋現地視察<br>・口銀谷銀山町ミュージアムセンター(浅田邸)現地視察<br>・甲社宅(朝来市旧生野鉱山職員宿舎、志村喬記念館)現地視察<br>・朝来市役所訪問及び視察<br>・竹田地域の移住起業者の活躍の場等 現地視察 | 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、松浦市長、杵岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、対馬市副市長<br>ほか担当・随行者<br><br>合計26名<br>(10市長、1副市長、13随行者等、2事務局) | 【宿泊】豊岡スカイホテル<br>【行程】<br>※前泊<br>往) 大阪(伊丹)空港～(8:50発 飛行機)～コウノトリ但馬空港～(借上バス)～朝来市～ホテル(17:30着)<br>復) 朝来市～(借上バス)～大阪(伊丹)空港～(飛行機)～長崎空港(18:40着)            |

| 年度     | 日時                    | 研修先・内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 出席者                                                                                                                   | 行程など                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成29年度 | H29.7.10(月)<br>～11(火) | <p>島根県雲南市</p> <p>◆地域自主組織・コミュニティ協議会現地視察、雲南市役所訪問及び視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入間コミュニティ協議会現地視察</li> <li>・波多コミュニティ協議会現地視察</li> <li>・新市庁舎建設</li> <li>・コミュニティナース</li> </ul> <p>岡山県真庭市</p> <p>◆真庭市役所訪問及び視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス産業都市構想について</li> <li>・新市庁舎建設</li> </ul> <p>◆バイオマスツアー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銘建工業(株)本社工場視察</li> <li>・真庭バイオマス集積基地第2工場視察</li> <li>・真庭バイオマス発電(株)視察</li> </ul> | <p>13市長 ほか担当及び随行者</p> <p>合計28名<br/>(10市長、13随行者等、2事務局)</p>                                                             | <p>【宿泊】ホテル上代</p> <p>【行程】</p> <p>※前泊</p> <p>往)福岡空港～(8:05発 飛行機)～出雲空港～(借上バス)～雲南市～ホテル(17:25着)</p> <p>復)真庭市～(借上バス)～岡山駅～(新幹線)～博多駅～(JR)～長崎駅(20:57着)</p>                                                   |
| 平成28年度 |                       | 台風18号接近のため中止                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                    |
| 平成27年度 | H27.10.5(月)<br>～6(火)  | <p>群馬県富岡市</p> <p>◆世界遺産登録前後の取組み ～「富岡製紙場と絹産業遺産群」(H26世界遺産)～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺自治体や関係団体等との連携</li> <li>・環境整備状況(施設、道路、研修、体制 など)</li> </ul> <p>石川県金沢市</p> <p>◆新幹線開通に伴うまちづくり ～北陸新幹線</p> <p>◆近代化と歴史文化が融合したまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町名を貴重な歴史的文化遺産として捉え復活、まちなか歩行回廊の整備</li> <li>・歴史的建造物の修復→「金沢職人大学校の創設」(伝統技術職人養成)</li> </ul> <p>◆「学生のまち」としての取組み ～「学生のまち推進条例」(H22年全国初) など</p>                                | <p>佐世保市長、島原市長、諫早市長、平戸市長、対馬市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、松浦市副市長、五島市副市長、南島原市副市長 ほか担当及び随行者</p> <p>合計22名<br/>(8市長、3副市長、9随行者、2事務局)</p> | <p>【宿泊】金沢都ホテル</p> <p>【行程】</p> <p>※前泊</p> <p>往)【7:30集合】品川駅(バス)～富岡製糸場(バス)～高崎駅(新幹線)～金沢駅着(16:13)</p> <p>復)金沢市内(バス)→小松空港～(17:20発 飛行機)～福岡空港(18:40着)【解散】</p>                                              |
| 平成26年度 | H26.11.4(火)<br>～5(水)  | <p>島根県隠岐諸島</p> <p>◆海士町(山内町長講演、現地視察、懇親会)</p> <p>「離島発!地域再生への挑戦」の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島まるごとブランド化、CAS</li> <li>・高校魅力化プロジェクト</li> <li>・産業振興(海藻センター、隠岐ファーム) など</li> </ul> <p>◆隠岐の島町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隠岐世界ジオパークとしての取組み</li> <li>・学校教育、生涯学習、ガイド養成、環境保護 など</li> <li>・国境離島としての取組み</li> </ul>                                                                                                              | <p>長崎市長、佐世保市長、諫早市長、平戸市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、島原市副市長、対馬市副市長 ほか随行者</p> <p>合計22名<br/>(8市長、2副市長、10随行者、2事務局)</p>           | <p>【宿泊】海士町「マリンポートホテル海士」</p> <p>【行程】</p> <p>往)長崎空港～(9:45発 飛行機)～大阪・伊丹空港～(飛行機)～隠岐空港～(借上バス)～西郷港～(チャーター船)～菱浦港～(ホテルバス)～ホテル(15時着)</p> <p>復)菱浦港～(高速船)～西郷港～(借上バス)～隠岐空港～(飛行機)～大阪・伊丹空港～(飛行機)～長崎空港(18:40着)</p> |
| 平成25年度 | H25.10.2(水)<br>～3(木)  | <p>長野県飯田市</p> <p>① 飯田市長の講演「『ニッポンの日本』をデザインする南信州・飯田の戦略的地域づくり」</p> <p>② ラウンドアバウトに関する取組み</p> <p>③ 環境モデル都市(屋根貸しによる太陽光発電)</p> <p>④ 地域自治(公民館とまちづくり委員会)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、対馬市長、杵岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市副市長 ほか担当・随行者</p> <p>合計21名<br/>(8市長、1副市長、10随行者、2事務局)</p>               | <p>【宿泊】飯田市「ホテルニューシルク」</p> <p>【行程】</p> <p>往)福岡空港～(12:05発 飛行機)～中部国際空港～(借上バス)～飯田市(16時着)</p> <p>復)飯田市～(借上バス)～中部国際空港～(飛行機)～福岡空港(17:50着)</p>                                                             |

| 年度     | 日時                    | 研修先・内容                                                                                                                                                                      | 出席者                                                                               | 行程など                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年度 | H25.1.28(火)<br>～29(水) | ①香川県JR四国多度津工場<br>・フリーゲージトレイン視察<br>(多度津駅～坂出駅 FGT試乗)<br>②高松市役所、高松丸亀商店街<br>・中心市街地活性化基本計画<br>・まちなか再生<br>③JR九州本社 (意見交換)<br>・新幹線をつかったまちづくり<br>・FGTの実用化に向けた取り組み<br>・鉄道をつかった観光促進の方策 | 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、西海市長、大村市副市長<br>ほか担当・随行者<br><br>合計15名<br>(5市長、1副市長、7随行者、2事務局) | 宿泊】高松市「高松東急イン」<br>【行程】<br>往) JR博多駅～(12時発 新幹線)～岡山駅～(特急)～多度津駅～(FGT試乗)～坂出駅～(FGT試乗)～多度津駅～(特急)～高松駅(18時着)<br>復) 高松駅～(特急)～岡山駅～(新幹線)～博多駅(14:39着)<br>JRとの意見交換後、16:30解散) |

# 3 報告事項

\*\*\*

## (1) 令和5年度 会務報告

### I 長崎県市長会議

#### 1 第132回長崎県市長会議

(1) 日 時 令和5年4月6日(木) 14時25分～

(2) 場 所 五島市 カンパーナホテル

(3) 出席者 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、  
対馬市長、壱岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長

(4) 審議内容等

##### ■審議事項

ア) 提言議案の審議について

国、県への提言議案について一部修正の上、承認

イ) 九州市長会議提出決議案審議

決議タイトルを一部文言修正の上、承認

ウ) 九州市長会議への提出議案の選定について

次の5議案を選定

第5号議案 福祉施策の充実強化に関する提言

第8号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言

第9号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言

第10号議案 農林水産業の振興に関する提言

第13号議案 デジタル化の推進に関する提言

エ) 令和5年度予算(案)を承認

##### ■協議事項

ア) 長崎県市長会役員等の選任について

| 区分        | 任期  | 職 名          | 結 果                   |
|-----------|-----|--------------|-----------------------|
| 長崎県市長会役員  | 1 年 | 会長           | 島原市長                  |
|           |     | 副会長<br>(2 名) | 壱岐市長<br>—             |
|           |     | 監事           | 西海市長                  |
| 全国市長会関係役員 | 1 年 | 理事           | 平戸市長                  |
|           |     | 評議員<br>(3 名) | 松浦市長<br>五島市長<br>南島原市長 |
| 九州市長会関係役員 | 2 年 | 理事<br>(2 名)  | 諫早市長<br>雲仙市長          |

イ) 令和5年度国会議員との意見交換について

ウ) 令和5年度市長行政研修について

##### ■報告事項

ア) 令和4年度会務報告について

イ) 今後の会議開催予定等

## ■その他

- ア) シェルター整備の必要性についての意見交換
- イ) 次期開催市について「平戸市」で承認

## ■行政視察

- ・ジオパーク関連施設である「鑑瀬ビジターセンター」を視察
- ・ドローン物流サービス事業を展開する「そらいいな株式会社」視察
- ・浮体式洋上風力発電にかかる事業説明ほか現地視察



## 2 長崎県市長会議（臨時協議）

- (1) 日 時 令和5年5月18日（木）12時30分～
- (2) 場 所 沖縄市 沖縄アリーナ5Fロビー
- (3) 出席者 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、対馬市長、壱岐市長、五島市長、西海市長、南島原市長
- (4) 審議内容等

### ■協議事項

- ア) 令和5年度長崎県市長会役員等の選任について  
空席となっていた副会長（2名中の1名）に長崎市長を選任
- イ) 令和5年度長崎県国会議員との意見交換会について

以下の内容で開催することを承認

日時：令和5年6月6日（火）17時30分～

場所：砂防会館3階「立山」会議室

議題：国への提言書のうち、重点提言及び現在の国の動向等を踏まえ以下の5項目

- ① 施設整備事業に対する財政措置等について
- ② 道路網の整備について
- ③ 農林水産業における物価高騰対策の強化について
- ④ 自治体情報システムの標準化・共通化について
- ⑤ 子ども・子育て施策の充実強化について

### 3 第133回長崎県市長会議

(1) 日 時 令和5年8月21日（月）14時00分～

(2) 場 所 平戸市 サムソンホテル

(3) 出席者 長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、  
対馬市長、壱岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、五島市副市長

(4) 審議内容等

#### ■審議事項

ア) 提言議案の審議について

国、県への提言議案について承認

イ) 九州市長会議への提出議案の選定について

次の5議案を選定

第4号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

第7号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言

第8号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言

第9号議案 農林水産業の振興に関する提言

第12号議案 デジタル化の推進に関する提言

ウ) 令和4年度収支決算書（案）を承認

#### ■報告事項

ア) 副市長会からの報告について

第69回長崎県副市長会議における長崎県副市長会 正副会長の選任結果を報告した。

#### ■その他

ア) 次期開催市について「西海市」で承認

イ) 国土交通省九州地方整備局からの説明

ウ) 長崎県文化観光国際部からの説明

#### ■講演

テーマ：「平戸市の協働のまちづくりに関する取り組み」

講師：平戸市長 黒田 成彦氏

#### ■行政視察

・木質バイオマス熱利用施設視察及び平戸市森林組合からの説明

・空き家を活用した春日集落拠点施設「かたりな」の視察



## Ⅱ 長崎県副市長会議

### 1 第70回長崎県副市長会議

(1) 日 時 令和5年7月31日（月） 13時50分～

(2) 場 所 松浦市 松浦シティホテル

(3) 審議内容等

#### ■審議事項

##### ア) 提言議案の審議

第133回長崎県市長会議に提出する議案のうち、各市が重点と考える項目の中から主管課長会議で副市長会議の議案とする旨決定した4項目について審議

| 国 | 県 | 題名                                | 結果                                                                                 |
|---|---|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ | — | 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について         | 原案のとおり市長会議に提出                                                                      |
| ○ | ○ | 子ども・子育て施策の充実強化について（保育料の完全無償化について） | 原案に以下の修正を加えて、市長会議に提出<br>・「保育料の完全無償化」を本文中に明記                                        |
| — | ○ | 県と市町の連携による広域観光の活性化について            | 原案に以下の修正を加えて、市長会議に提出<br>・「北部九州」の「北部」を削除                                            |
| ○ | ○ | 学校給食費の無償化について                     | 原案に以下の修正を加えて、市長会議に提出<br>・本件を第11号議案の直下に新たに項目を設ける<br>・少子化対策や子育て世帯の負担軽減につながる旨の文言を盛り込む |

#### ■協議事項

##### ア) 正副会長の選任について

会長 島原市金子副市長、副会長 長崎市柴原副市長を選任（任期：1年間）

##### イ) 各市からの提出議題「市税等に係る督促手数料の取扱いについて」（諫早市）

令和6年4月より市税等の督促手数料や延滞金の計算・徴収事務を金融機関が廃止することに伴う市の対応状況や今後の予定についての情報共有

##### ウ) 長崎県市長会予算について

収支決算における翌年度繰越額が大きくなっていることから、今後の取扱いとして、九州市長会総会開催補助金の増額、及び繰越額と年度末執行残（見込）額との差額を年度末に各市へ負担金額に応じて返納する旨事務局から提案、異議なく了承

#### ■報告事項

##### ア) 令和5年度長崎県関係国会議員との意見交換について

令和5年6月に行われた意見交換会の内容について事務局から報告

##### イ) 令和7年度九州市長会総会の開催意向調査結果について

令和7年春に長崎県で開催予定の総会について意向調査を行った結果、長崎市及び島原市から開催希望の回答があった旨を事務局から報告

#### ■その他

次期開催市について「対馬市」で承認

#### ■行政視察

- ・日本初の高度衛生化閉鎖型施設として令和3年3月に再整備が完了した「松浦魚市場」について関係者からの説明等を受け、現地視察を行った。

## 2 第71回長崎県副市長会議（第97回長崎県市長会負担金等適正化委員会と同時開催）

(1) 日 時 令和5年11月16日（木）14時00分～

(2) 場 所 WEB 会議

(3) 審議内容等

### ■その他

次期開催市について、天候不良によりWEB開催に変更となったため、今回開催予定であった「対馬市」及び次回開催予定「壱岐市」と再度調整を行い、改めて連絡する旨事務局より説明、異議なく了承

### ■意見交換

十八親和銀行から「公金手数料有料化」についての説明がなされ、その後意見交換を行った。

## Ⅲ 長崎県市長会負担金等適正化委員会

### 1 第97回長崎県市長会負担金等適正化委員会

(1) 日 時 令和5年11月16日（木）午後2時00分～

(2) 場 所 WEB 会議

(3) 審議内容等

### ■各種協議会等に係る各市負担金等について

ア) 救急安心センター事業（＃7119）負担金（新規）

当事業への全市参加意向を確認し、原案のとおり承認。

イ) 第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会開催県各都市負担金（新規）

特に疑義なく、原案のとおり承認。

ウ) 長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業負担金（新規）

特に疑義なく、原案のとおり承認。

エ) 長崎県防災行政無線運営協議会負担金

特に疑義なく、原案のとおり承認。

オ) 長崎県社会教育委員連絡協議会負担金

均等割：人口割の比率について、これまでの人口の増減が各市の負担金額に反映されていないことを解消するために、当初団体側から提案があった割合（均等割：人口割＝3：7）ではなく、平成17年度以前の割合（均等割：人口割＝6：4）を踏襲しつつ、経過措置を廃止するよう見直すことを確認し、原案のとおり承認。

### ■報告事項

ア) データ連携基盤構築運用費負担金

当負担金は昨年度審議し、附帯意見付きで承認された経過があるため、事務局からその後の対応状況について報告

＜主な意見・今後の課題＞

現行システムの契約が更新される令和8年度の当負担金を審議する際には、次の点に留意すること（令和7年度審議予定）

- ・市：町の負担割合について、維持管理経費などシステム構築の基本的な部分は、21市町の均等負担となるよう、改めて町村会にも提案すること
- ・県から負担金案が示される前に、町村会とも協議しながら市長会の意見を県に申し伝えること
- ・現行システムの活用状況実績や費用対効果を確認するための資料を県から徴取すること

#### **IV 長崎県関係国会議員との意見交換会**

- 1 日 時 令和5年6月6日（火）17時30分～
- 2 場 所 東京都千代田区 砂防会館「立山」会議室
- 3 出席者 長崎県関係国会議員名7名（西岡議員、加藤議員、谷川議員、末次議員、山田議員、古賀議員、山本議員）長崎市長、佐世保市長、島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、対馬市長、壱岐市長、五島市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長
- 4 内 容 提言書の提言項目の中から以下の5項目について提案市長等が説明の上、意見交換
  - (1) 施設整備事業に対する財政措置等について
  - (2) 道路網の整備について
  - (3) 農林水産業における物価高騰対策の強化について
  - (4) 自治体情報システムの標準化・共通化について
  - (5) 子ども・子育て施策の充実強化について



#### **V 市長行政研修**

- 1 日 時 令和5年10月31日（火）～11月1日（水）
- 2 場 所 滋賀県米原市、湖南市
- 3 視 察 先 滋賀県米原市役所及び湖南市役所
- 4 出席者 島原市長、諫早市長、大村市長、平戸市長、松浦市長、対馬市長、壱岐市長、西海市長、雲仙市長、南島原市長、五島市副市長
  - (1) 「農山村の脱炭素と地域活性～米原市『ECO VILLAGE 構想』」の取組みについて
    - ア 日 時 令和5年10月31日（火）14:00～
    - イ 場 所 米原市役所 大会議室
    - ウ 説 明 米原市 平尾市長ほか

(2) 「さりげない支え合いのまちづくり オール湖南で取り組む脱炭素化プロジェクト」  
の取り組みについて

ア 日 時 令和5年11月1日(水) 10:30～

イ 場 所 湖南市役所 大会議室、サンヒルズ甲西エリア

ウ 説 明 湖南市 生田市長ほか

5 その他

「令和5年度 脱炭素社会実現に向けた意見交換会」を実施(環境省主催)

日 時 令和5年10月31日(火) 16:15～

場 所 彦根キャッスルリゾート&スパ 2F 天秤の間

説 明 ・環境省 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官 木野 修宏氏  
・環境省 九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室長 上迫 大介氏  
・地域循環共生社会連携協会 地域カーボンニュートラル推進センター長  
森本 英香氏(元環境省事務次官)



## VI 県・市町連携会議

### 令和5年度「県・市町連携会議」

1 日 時 令和5年11月6日(月) 午後3時00分～

2 場 所 島原市 HOTELシーサイド島原

3 出席者 知事、関係部局長、13市長、8町長

4 意見交換

(県テーマ)

- ・「新しい長崎県づくり」のビジョンについて
- ・性的少数者の人権問題について

(島原市テーマ)

- ・子ども・子育て支援と地域連携について
- ・安心して子育てできる環境づくりについて

5 報告事項

ア 移動理由アンケートについて

イ 医療的ケア児について

ウ 九州・長崎 IR の進捗等について

エ ながさきピース文化祭 2025 について

オ 日本スポーツマスターズ 2024 長崎大会について

## **VII 鈴木俊一財務大臣への要望**

- 1 日 時 令和5年10月7日（土）午後1時45分～2時10分
- 2 場 所 佐世保市 ホテルフラッグス九十九島
- 3 要望先 （対応者）鈴木俊一 財務大臣  
（要望者）長崎県知事、長崎県市長会会長、長崎県町村会会長
- 4 要望内容
  - （1）地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実
  - （2）国土強靱化の更なる推進
    - ・ 必要な予算の確保
    - ・ 九州新幹線西九州ルートを整備促進
  - （3）物価高騰対策等に必要な予算の確保



## (2)長崎県市長会に係る今後の会議開催予定等

| 区分<br>年度     | 市長会議       |             |            |                | 副市長会議       |                |                |                | 主管課長会議      |              |                 |              |
|--------------|------------|-------------|------------|----------------|-------------|----------------|----------------|----------------|-------------|--------------|-----------------|--------------|
|              | 春季(4月)     |             | 秋季(8月)     |                | 夏季(7・8月)    |                | 冬季(11月)        |                | 夏季(7月)      | 負担金(8・9月)    | 秋季(10月)         | 春季(3月)       |
|              | 回数         | 開催地         | 回数         | 開催地            | 回数          | 開催地            | 回数             | 開催地            | 開催地         | 開催地          | 開催地             | 開催地          |
| 令和2年度        | 126        | 平戸市<br>(中止) | 127        | 大村市            | 64 -        | 島原市<br>(WEB会議) | 65 (94)        | 島原市            | 西海市<br>(中止) | WEB会議<br>長崎市 | 雲仙市             | WEB会議<br>長崎市 |
| 令和3年度        | 128        | 松浦市         | 129        | 平戸市<br>(WEB会議) | 66 -        | 諫早市            | 67 (95)        | 佐世保市           | 西海市         | WEB会議        | 南島原市<br>(WEB会議) | WEB会議        |
| 令和4年度        | 130        | 対馬市         | 131        | 壱岐市            | 68 -        | 大村市            | 69 (96)        | 平戸市            | 南島原市        | WEB会議        | 長崎市             | WEB会議        |
| 令和5年度        | 132        | 五島市         | 133        | 平戸市            | 70 -        | 松浦市            | 71 (97)        | 対馬市<br>(WEB会議) | 佐世保市        | WEB会議        | 島原市             | WEB会議        |
| <b>令和6年度</b> | <b>134</b> | <b>西海市</b>  | <b>135</b> | <b>雲仙市</b>     | <b>72 -</b> | <b>対馬市</b>     | <b>73 (98)</b> | <b>壱岐市</b>     | <b>諫早市</b>  | <b>WEB会議</b> | <b>大村市</b>      | <b>WEB会議</b> |
| 令和7年度        | 136        | 南島原市        | 137        | 長崎市            | 74 -        | 五島市            | 75 (99)        | 西海市            | 平戸市         | WEB会議        | 松浦市             | WEB会議        |
| 令和8年度        | 138        | 佐世保市        | 139        | 島原市            | 76 -        | 雲仙市            | 77 (100)       | 南島原市           | 対馬市         | WEB会議        | 壱岐市             | WEB会議        |